

§ 3. 下水道事業が市町村財政に及ぼす影響

(1) 総事業費

表－1 集合処理施設整備事業における総事業費の内訳

令和2年度 山梨県	総事業費 ：億円	国庫補助	企業債	受益者 負担金	その他
流域下水道 割合：%	2,406 100.0	1,272 52.9	463 19.2	0	※ 671 27.9
公共下水道 割合：%	6,408 100.0	1,383 21.6	3,621 56.6	210 3.3	1,193 18.6
特環下水道 割合：%	1,370 100.0	439 32.0	730 53.3	41 3.0	162 11.8
農業集落排水等 割合：%	486 100.0	200 41.2	187 38.5	12 2.5	87 17.9
合 計 割合：%	10,670 100.0	3,293 30.9	5,001 46.9	262 2.5	2,113 19.8
平成30年度 割合：%	10,448 100.0	3,228 30.9	4,908 47.0	255 2.4	2,057 19.7
平成28年度 割合：%	10,224 100.0	3,171 31.0	4,813 47.1	248 2.4	1,992 19.5
平成26年度 割合：%	10,013 100.0	3,114 31.1	4,726 47.2	240 2.4	1,933 19.3

令和2年度 山梨県	総事業費 ：億円	管渠費	ポンプ場 費	処理場費	流域下水道 建設負担金	その他
流域下水道 割合：%	2,406 100.0	1,176 48.9	145 6.0	829 34.5	0	256 10.6
公共下水道 割合：%	6,408 100.0	4,944 77.2	39 0.6	399 6.2	531 8.3	494 7.7
特環下水道 割合：%	1,370 100.0	1,015 74.1	6.0 0.4	254 18.5	12 0.9	83 6.1
農業集落等 割合：%	486 100.0	265 54.5	4.3 0.9	143 29.4	0	74 15.2
合 計 割合：%	10,670 100.0	7,399 69.3	195 1.8	1,625 15.2	543 5.1	908 8.5
H30年度 割合：%	10,448 100.0	7,254 69.4	190 1.8	1,598 15.3	534 5.1	872 8.3
H28年度 割合：%	10,224 100.0	7,095 69.4	190 1.9	1,581 15.5	526 5.1	832 8.1
H26年度 割合：%	10,013 100.0	6,949 69.4	188 1.9	1,552 15.5	521 5.2	803 8.0

※：流域下水道建設負担金530.6とその他140.6の合計

農業集落排水等とは、農業集落11事業体、小規模集合2事業体の計

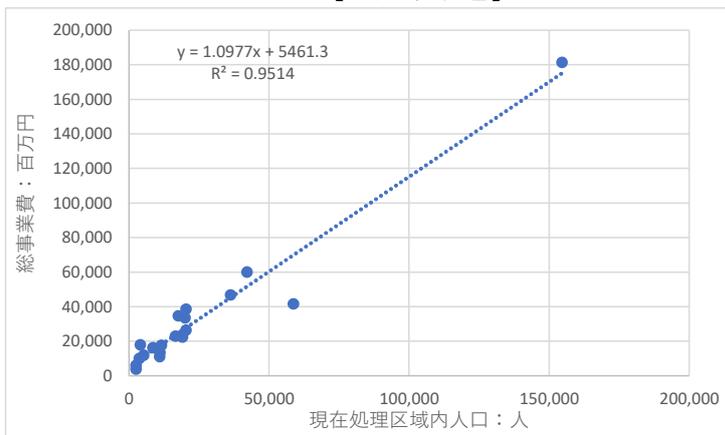
【数値の出所：総務省、地方公営企業年鑑】

前年度

- ① 現在処理区内人口：公共下水道は 484,205(486,683) 人
 特環下水道は 65,570(65,521)人
 農業集落等は 15,303(15,385)人
 合計は 565,078(567,589)人 **前年度に比べ2,511人減**
- ② 現在処理区域内人口1人当たりの総事業費 : 188.8万円(前年度186.1万円)
 国庫補助 : 58.3万円(前年度 57.5万円)
 企業債 : 88.5万円(前年度 87.3万円)
 受益者負担 : 4.6万円(前年度 4.6万円)
 その他 : 37.4万円(前年度 36.7万円)
- ③ 甲府市など7市町で実施している特定地域生活排水処理事業と道志村で実施している個別排水処理事業を合わせると、個別排水処理では
 現在処理区域内人口1人当たりの総事業費：52.9万円(≒35.3億円/6,670人)
 (前年度：50.4万円(≒33.9億円/6,734人))
 国庫補助：7.9万円、企業債：18.0万円、受益者負担：3.1万円、その他：23.8万円
 7.8万円 17.2万円 3.1万円 22.3万円
- ④ 令和2年度末、全事業における総事業費の合計額は**117兆8,600億円**で、
 事業別の内訳は、公共下水道が88兆6,537億円(75%)、流域下水道が15兆5,859億円(13%)、
 農業集落が6兆5,308億円(6%)、特環下水が6兆4,552億円(5%)
 収入別の内訳は、企業債が58兆2,672億円(49%)、国庫補助が24兆6,524億円(28%)、
 受益者負担金が2兆4,840億円(2%)・・・
 支出別の内訳は、管渠費が74兆2,461億円(63%)、処理場費が30兆1,174億円(26%)、
 ポンプ場が7兆3,267億円(6%)
- ⑤ 令和2年度末、公営企業で実施されている汚水処理事業
 処理人口1人当たりの総事業費は
 集合処理は113万円(≒1,176,174億円/104,509,103人)
 個別処理は34万円(≒2,426億円/707,752人)

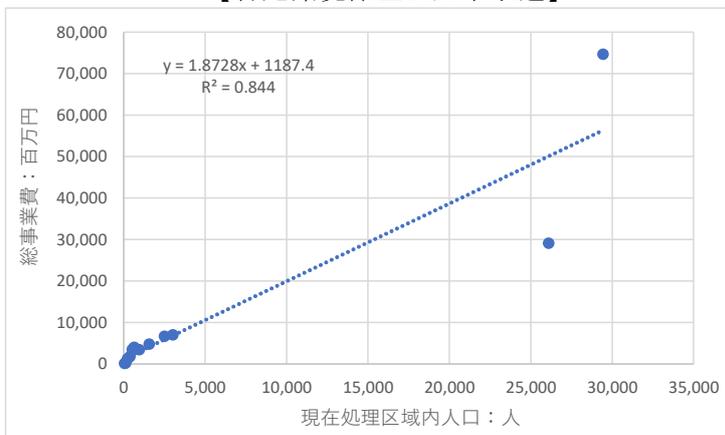
⑥ 集合処理施設における処理区域内人口と総事業費の関係

【公共下水道】



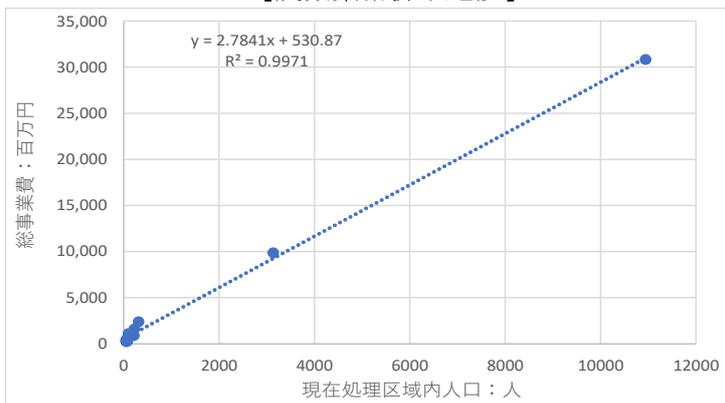
処理区域内人口：
2,462人(身延町)～
154,580人(甲府市)
総事業費：
38.54億円(西桂町)～
1,814.32億円(甲府市)
加重平均：132万円/人
($\div 640,755/484,205$)
20事業体

【特定環境保全公共下水道】



処理区域内人口：
51人(早川町)～
29,440人(北杜市)
総事業費：
1.81億円(早川町)～
746.89億円(北杜市)
加重平均：209万円/人
($\div 137,046/65,570$)
12事業体

【農業集落排水施設】



処理区域内人口：
49人(小菅村)～
10,948人(北杜市)
総事業費：
2.04億円(早川町)～
308.17億円(北杜市)
加重平均：317万円/人
($\div 48,355/15,271$)
11事業体

【数値の出所：総務省、地方公営企業年鑑】

処理区域内人口(X)と総事業費(Y)における相関式 ($Y = A * X + B$)

山梨県、令和2年度	A(万円/人)	B(百万円)	相関係数 ²	事業体数
公共下水道	110	4,461	0.9514	20
特定環境保全公共下水道	187	1,187	0.844	12
農業集落排水施設	278	530.9	0.9971	11

図－1 処理区域内人口と総事業費の関係(令和2年度)

(2) 下水道債現在高

① 下水道債現在高は、平成15年度(33.1兆円)までは年々増加していましたが建設投資額の減少に伴い減少する傾向が認められ、令和2年度末における値は22.2兆円です。また、

ピーク時以降の17年間では、年平均6,400億円(≒(331,417-222,413)/17)のペースで減少しています。

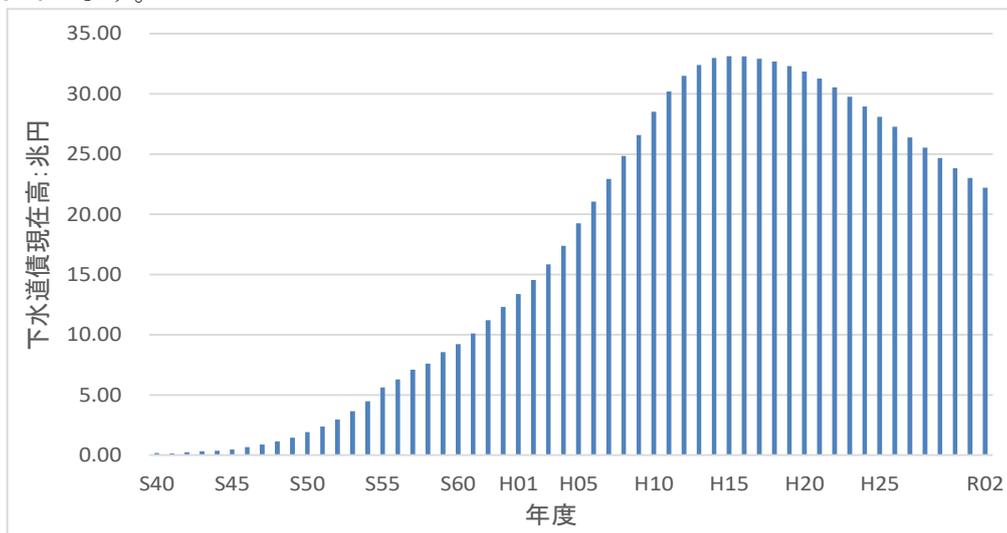


図-2 下水道の地方債残高の推移

表-2 下水道事業の決算概要

単位：億円

平成	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
建設投資額	18,988	16,413	15,556	15,471	15,497	15,770
企業債現在高	312,656	305,474	297,625	289,434	280,873	272,574
料金収入	14,635	14,963	14,845	14,989	15,095	15,174
他会計繰入金	18,623	17,911	17,952	17,621	17,925	17,883
※1	48.3%	48.4%	47.8%	48.5%	48.4%	41.9%

	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度
建設投資額	15,573	15,505	15,699	15,656	16,220	17,278
企業債現在高	263,912	255,293	246,794	238,157	230,144	222,413
料金収入	15,319	15,434	15,567	15,537	15,367	15,115
他会計繰入金	17,947	17,514	17,408	17,273	16,978	16,509
※1	42.4%	42.2%	41.1%	41.3%	39.6%	36.4%

※1：総収益に対する料金収入の割合

企業債現在高のピークは平成15年度の331,417億円

企業債の主な借入先：政府資金が104,262(47%)、地方団体金融機構が70,918(32%)

主な利率：1%未満が86,091(39%)、2%以上3%未満が70,058(31%)、

1%以上2%未満が53,021(24%)

【数値の出所は総務省の各年度における「地方公営企業決算の概要」】

○ 令和4年度全国下水道主管課長会議資料(R04,04/25開催)によると、「下水道部では、各下水道管理者における下水道使用料の支払い猶予等の措置の実施状況について調査を行っており、令和4年2月15日時点において、8割を超える下水道管理者が、支払い猶予等の措置を実施しており、これまで約31億7,400万円の下水道使用料の支払いが猶予

されている。」とのこと。

- ② 平成19年以降、金利5%以上の高金利で政府系資金からの借金に関し、6.3兆円規模で、補償金免除で繰上げ償還が認められ、実質1.1兆円近い金利、利息分が軽減されています。そのうち45%は下水道債ですから、下水道事業者にとって5千億円程度もの費用負担が軽減されたことになっています。このような対処療法的な政策により、下水道事業者は、一息つける状態となっていますが、あくまで一過性のものであって、公営企業会計の見直しなどにより、財政上の問題点が明らかになるとともに、これからさらに処理区域以内人口が減っていくと、支出に見合った使用料の大幅アップ、現在の2～5倍の金額まで上昇させざるを得なくなると思いますが、高齢者が増える中で可能なことなのでしょうか？

表－3 補償金免除繰上償還の実施状況(財政融資資金(旧資金運用部資金)のみ)

金額の単位は億円		平成19 年 度	平成20 年 度	平成21 年 度	平成22 年 度	平成23 年 度	平成24 年 度	計 (延べ)
山梨県	繰上償還額	103	153	56	5	1	12	330
	補償金免除額	21	47	13	1	0	2	84
	団体数	21	23	18	4	3	6	75
全 国	繰上償還額	12,852	13,255	6,191	2,068	1,279	2,617	38,262
	補償金免除額	2,471	3,652	1,443	538	288	525	8,917
	団体数	1,345	1,363	1,100	383	323	505	5,019

【数値の出所は、補償金免除繰上償還の実施状況(財務省)】

- ③ 山梨県下の全市町村における地方債現在高の内訳とその推移は下表に示すとおりです。平成18年度～令和2年度の14年間に於ける下水道債の年平均減少額は72.41億円で、このペースで償還した場合、25年後の2046年に完済するペースです。

表－4 市町村における地方債現在高の内訳

単位 百万円	一般会計等 A	公営企業 会 計 等 B	計 C	下水道債 D	B/C %	D/B %	D/C %
平成18年度	413,106	416,145	829,251	279,946	50.2	67.3	33.8
22年度	402,296	365,865	768,161	263,378	47.6	72.0	34.3
28年度	395,872	301,425	697,297	215,145	43.2	71.4	30.9
令和2年度	400,335	252,337	652,672	178,572	38.7	70.8	27.4

【数値の出所は、総務省、財政状況等一覧表と財政状況資料集】

下水道債には、特定地域生活排水処理事業分、平成18年度655百万円、22年度777百万円、28年度899百万円を含んでいません。

- 令和2年度末の下水道債現在高：22.2兆円÷1.24億人≒17.9万円/人(日本人)
(28年度19.9、29年度19.4、30年度19.0、令和元年度18.5)
- 令和2年度末の地方債現在高に占める下水道債現在高の割合
：22.2÷214(=193+21)≒10.3%
(28年度11.5%、29年度11.3%、30年度10.9%、令和元年度10.7%)

④ 山梨県の全体(県と27市町村の合計)における下水道債現在高と繰出額は、下記に示すとおりです。

【令和2年度末下水道債現在高】

	下水道債現在高	繰入出額
山梨県 流域下水道事業特別会計	: 130億1,800万円	(16億4,100万円)
27市町村の合計値: 下水道事業特別会計	: 1,785億7,200万円	(158億5,300万円)
計	: 1,915億9,000万円	(174億9,400万円)

令和2年度末現在、山梨県民1人当たり 23.4万円(2.1万円)
(818,185人)

[集合処理区域内人口1人当たり	33.9万円(3.1万円)
	(564,454人)←(出所は汚水処理人口普及率)	
]	集合処理区域内接続人口1人当たり	37.8万円(3.4万円)
	(507,355人)←(出所は汚水衛生処理率)	

上記以外に、市町村設置型浄化槽事業

(甲府市、山梨市、甲斐市、市川三郷町、道志村)
: 地方債の総額 8億5,000万円
繰入総額 1億3,000万円

【平成28年度末下水道債現在高】

	下水道債現在高	繰入出額
山梨県 流域下水道事業特別会計	: 166億0,200万円	(16億5,000万円)
27市町村の合計値: 下水道事業特別会計	: 2,151億4,500万円	(172億1,100万円)
計	: 2,317億4,700万円	(188億6,100万円)

平成28年度末現在、山梨県民1人当たり 27.6万円(2.2万円)
(840,484人)

[集合処理区域内人口1人当たり	41.0万円(3.3万円)
	(564,749人)←(出所は汚水処理人口普及率)	
]	集合処理区域内接続人口1人当たり	46.3万円(3.8万円)
	(500,687人)←(出所は汚水衛生処理率)	

上記以外に、市町村設置型浄化槽事業

(甲府市、山梨市、甲斐市、市川三郷町、道志村)
: 地方債の総額19億4,600万円
繰入総額 3億1,500万円

⑤ 山梨県の27市町村別の「住民1人当たりの下水道債現在高」、「住民1人当たりの繰出額」などは、下記に示すように、大きく異なります。

表－5 市町村別の下水道事業に係わる地方債と繰出額

住民基本台帳人口 1人当たりの下水道 現在高(万円/ 人) 令和2年度		下水道債現在高/ 地方債現在高(一般 会計等+公営企業会計 等):% R02年度		住民基本台帳人口 1人当たりの下水道 会計への繰出額 (万円/人)R02年度		下水道繰出額/ 公営企業総繰出額 % 令和2年度	
丹波山村	58.7	忍野村	85.4	丹波山村	23.8	小菅村	54.9
北杜市	51.7	山中湖村	67.0	小菅村	16.9	昭和町	53.9
市川三郷町	48.7	昭和町	56.1	山中湖村	6.4	丹波山村	50.4
小菅村	45.6	北杜市	42.6	北杜市	4.6	山中湖村	49.8
韮崎市	32.2	甲斐市	35.2	市川三郷町	3.5	北杜市	42.1
中央市	27.5	西桂町	33.5	身延町	2.8	中央市	41.9
昭和町	25.4	甲府市	31.5	甲州市	2.6	忍野村	39.8
西桂町	23.1	市川三郷町	31.2	西桂町	2.5	市川三郷町	38.5
山梨市	23.0	韮崎市	28.5	富士川町	2.3	富士河口湖 町	38.4
富士川町	23.0	南アルプス 市	28.1	笛吹市	2.1	甲州市	38.0
甲州市	22.4	中央市	27.6	忍野村	2.0	甲州市	34.9
富士河口湖 町	22.3	富士川町	26.8	中央市	2.0	甲斐市	34.2
甲府市	22.2	都留市	26.1	都留市	1.9	西桂町	31.4
都留市	20.1	甲州市	21.7	昭和町	1.9	富士川町	31.1
山中湖村	19.9	笛吹市	21.5	韮崎市	1.8	南アルプス 市	30.8
笛吹市	19.6	山梨市	21.2	甲府市	1.8	市	30.6
南アルプス 市	19.0	富士河口湖 町	20.9	上野原市	1.8	笛吹市	28.8
市	17.5	上野原市	20.9	南アルプス 市	1.7	韮崎市	26.1
身延町	17.5	富士河口湖 町	18.8	富士河口湖 町	1.7	甲府市	24.1
甲斐市	16.4	上野原市	18.0	大月市	1.7	都留市	23.7
上野原市	14.7	身延町	16.4	山梨市	1.5	山梨市	23.0
大月市	14.7	富士吉田市	15.9	富士吉田市	1.4	大月市	22.2
富士吉田市	14.3	丹波山村	15.2	大月市	1.3	上野原市	21.5
忍野村	10.2	大月市	15.2	山梨市	1.1	身延町	4.8
早川町	3.1	大月市	0.0	富士吉田市	0.4	富士吉田市	0.0
南部町	0.1	小菅村	0.0	甲斐市	0.0	早川町	0.0
遺志村	0.0	早川町	0.0	早川町	0.0	南部町	0.0
鳴沢村	0.0	南部町	0.0	南部町	0.0	遺志村	0.0
	0.0	鳴沢村	0.0	鳴沢村	0.0	鳴沢村	0.0
27市町村	22.2	27市町村	27.4	27市町村	2.0	27市町村	31.3
H28年度	25.5	H28年度	30.9	H28年度	2.0	H28年度	34.4
H22年度	30.6	H22年度	34.3	H22年度	2.0	H22年度	36.5

【数値の出所：財政状況等一覧表、財政状況資料集、市町村別決算状況調、総務省】

- ⑥ さらに、主な処理施設整備事業である公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設における事業体別の経年的推移は、下表に示すとおりで、前述と同様、事業の種類や事業体によって、大きく異なります。

表－6 公共下水道事業における地方債現在高の推移 (単位：百万円)

公 共 下 水 道	平成20年 度 A	平成30年 度 B	令和元年 度 C	令和2年 度 D	(A-D) /12 E	D/E 年	供用開始 後年
忍野村	1,385	422	356	295	91	3	33
山中湖村	3,524	1,408	1,301	1,115	201	6	32
甲府市	58,540	33,968	31,404	28,752	2,482	12	59 ①

富士吉田市	9,141	5,355	5,102	4,840	358	14	35
笛吹市	24,250	14,591	13,945	13,031	935	14	32
大月市	4,821	3,270	3,092	2,903	160	18	17
甲州市	9,894	6,935	6,501	6,019	323	19	32
身延町	1,547	1,214	1,079	965	48	20	25
富士川町	5,159	3,680	3,499	3,307	154	21	28
上野原市	4,938	3,570	3,377	3,182	146	22	17
甲斐市	16,548	13,396	12,828	12,263	357	34	28 ②
中央市	9,422	7,203	7,083	6,962	205	34	28 ③
富士河口湖町	7,620	6,141	5,962	5,733	157	36	35 ④
市川三郷町	6,505	5,372	5,149	4,976	127	39	24 ⑤
町	7,653	6,433	6,177	5,895	146	40	17 ⑥
都留市	1,212	1,028	995	965	21	47	17 ⑦
西桂町	8,477	7,152	6,985	6,889	132	52	32 ⑧
山梨市	6,155	5,265	5,111	5,060	91	55	28 ⑨
昭和町	15,796	13,652	13,507	13,337	205	65	28 ⑩
南アルプス市	9,653	9,341	9,245	9,107	45	200	26 ⑪
市 韮崎市							
20事業体	212,240	149,397	142,700	135,595	6,387		21

【数値は各年度「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」より引用】

表－7 特定環境保全公共下水道事業における地方債現在高の推移(単位：百万円)

特 環 下 水 道	平成20年 度 A	平成30年 度 B	令和元年 度 C	令和2年 度 D	(A-D) /12 E	D/E 年	供用開始 後年
早川町	45	3	0	0	4	0	31
小菅村	1,067	326	286	252	68	4	33
丹波山村	1,130	368	326	292	70	4	34
身延町	2,281	1,056	961	871	118	7	29
富士河口湖町	309	149	135	120	16	8	22
町	200	116	107	98	8	12	17
上野原市	1,257	753	688	622	53	12	20
甲州市	720	420	395	372	29	13	17
大月市	1,600	1,082	1,016	947	54	17	29
山梨市	3,315	2,444	2,329	2,208	92	24	21
市川三郷町	26,834	19,912	19,244	18,164	722	25	34 ①
北杜市	11,808	12,514	12,025	11,592	18	643	28 ②
甲府市							
12事業体	50,565	39,145	37,511	35,538	1,252		28

【数値は各年度「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」より引用】

表－8 農業集落排水事業における地方債現在高の推移 (単位：百万円)

	平成20年 度 A	平成30年 度 B	令和元年 度 C	令和2年 度 D	(A-D) /12 E	D/E 年	供用開始 後年
早川町	16	2	1	1	1.3	1	28
小菅村	59	21	17	12	3.9	3	26
甲斐市	84	32	26	19	5.4	4	26
富士川町	117	49	40	31	7.2	4	25
甲府市	260	113	95	76	15.3	5	24
南アルプス市	113	52	45	38	6.3	6	26
市	80	37	32	27	4.4	6	24
身延町	525	239	214	190	28.0	7	23
笛吹市	2,037	1,027	1,122	1,036	83.4	12	33

中央市	8,880	6,326	5,948	5,485	283	19	28
北杜市	349	256	243	230	10.0	23	22
市川三郷町							
11事業体	12,521	8,153	7,783	7,144	448	16	

【数値は各年度「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」より引用】

(3) 下水道会計への操出

① 一般会計等から下水道事業会計への繰り出されている額は、平成15年度の2兆1,718億円をピークに年々減少傾向、22年度以降は横ばい状態で、令和2年度は1兆6,509億円(令和元年度1兆6,977億円、平成30年度1兆7,273億円)、うち5,467億円(同5,506、5,527億円)は公費で負担すべき雨水処理分です。

② 整備済の下水道施設について、持続性のある経営を行うために必要な使用料について、住民や議員、行政がもっと真剣に議論すれば、今の使用料では足りないということになるはずで、やはり浄化槽の方が安いということを住民が理解できると思いますが。

ある公認会計士は「民間にはもう一つの財布などなく、利子付きで金を借り、売った金で借金を返す。下水道を使っていない人のお金まで流用しなければいけないなら、経営は成立していない。」と指摘しています。

③ 下水道会計操出金について、財務省の資料では『本来、使用料収入で賄うべき部分にまで多額の操出金を投入することを前提としており、地方交付税で財源保障されている地方財政計画(地方の財源不足)の拡大要因となっている。その上、実際には、この引き下げられた割合の使用料回収すら十分に行われておらず、操出基準外の操出がさらに0.3兆円弱生じている状況。』と指摘しています。

また、総務省が平成28年1月に公開した経営戦略策定ガイドラインの「使用料改定に関する事項」の部分には「将来にわたって安定的に事業を継続して行くには、他会計からの繰入金に過度に依存せず、中長期的に自立・安定した経営基盤を築く必要があること。(略)使用料収入ではなく、一般会計からの繰入(租税収入を財源とする。)により汚水処理原価を回収することは、下水処理施設が普及していることによりその便宜を享受できる住民とそうでない住民との間に不公平が生じること等を踏まえた上で、使用料の適正化を図ることが重要である。」と示されています。

さらに、毎年4月1日に発出されている総務副大臣通知「地方公営企業操出金について(通知)」の前書きには、次のように記載されています。

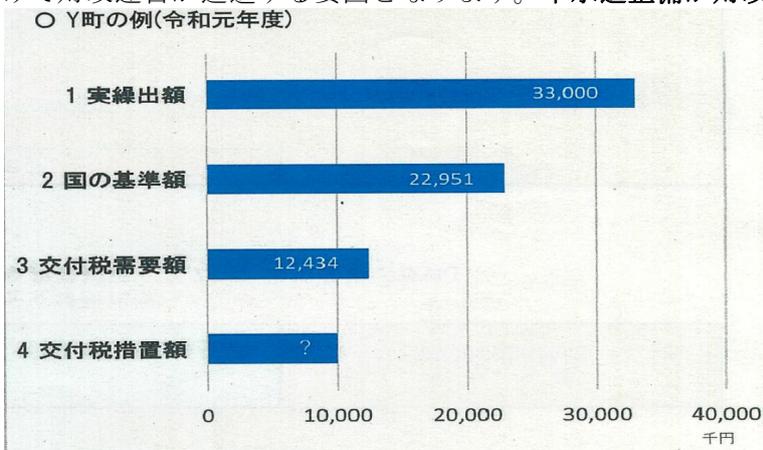
最近における社会経済情勢の推移、地方公営企業の現状に鑑み、地方公営企業法等に定める経営に関する基本原則を堅持しながら、地方公営企業の経営の健全化を促進し、その経営基盤を強化するため、毎年度地方財政計画において公営企業繰出金を計上することとしています。

その基本的な考え方は、下記のとおりですので、地方公営企業の実態に即しながら、運営していただくようお願いします。

なお、**一般会計がこの基本的な考え方に沿って公営企業会計に繰出しを行ったときは、その一部について地方交付税等において考慮するもの**ですので、御承知願います。

④ 小西砂千夫氏は「地方財政の知恵袋(平成30年9月5日発行、ぎょうせい)」のなかで下水道事業に係る操出金について、次のように述べています。

地方自治体の財政担当者からすると、基準財政需要額は標準的な経費であって、公営企業への操出金についても基準財政需要額への算入分こそが操出基準にかなう額であると誤解しがちですが、それはよくある誤解です。(略)下水道事業に係る操出金の基準財政需要額への算入は、概算で5割程度です。下水道事業に限らず、たとえば同じ地方公営企業の病院事業についても、操出基準のうち基準財政需要額への算入は5割程度です。(略)財政担当者の立場からすると、操出通知に沿った額の繰り出しを行うと、基準財政需要額だけでは十分にカバーされないため、基準財政収入額に算入されない地方税等である留保財源で対応せざるを得ません。しかし、税収に乏しい団体では、留保財源はほとんどありません。すなわち、地方税収が乏しく財政力指数が低い団体が、下水道整備を広く行って、さらに公立病院を持っていたとすると、留保財源対応の財政需要が留保財源を超えるので、それだけで財政運営が逼迫する要因となります。下水道整備が財政運営に厳しい結果をもたらすことは確かです。その一方で、財政担当者が交付税算入額以上は繰り出す必要がないと主張するのも、制度を無視して事業担当課にしわ寄せをしているところがあります。



【出典：遠藤誠作、生活排水処理施設の持続可能な整備に向けて、令和3年10月30日、浄化槽フォーラム in むつ】

表-9 地方税収入に対する下水道会計繰入額の割合

令和2年度	地方税 A 百万円	下水道 繰入額 B 百万円	B/A %	H28	H22	令和2年度	B/A %
甲府市	28,831	3,196	11.1	12.6	12.7	丹波山村	265.0
富士吉田市	6,524	617	9.5	10.2	12.2	小菅村	152.9
都留市	3,733	569	15.2	12.7	10.7	道志村	32.3
山梨市	4,119	517	12.6	18.8	19.9	市川三郷町	32.3
大月市	4,519	346	7.7	7.1	6.0	北杜市	28.3
韮崎市	5,375	512	9.5	11.8	11.6	西桂町	22.8
南アルプス市	8,910	1,185	13.3	12.8	17.6	富士川町	21.0
北杜市	7,503	2,123	28.3	25.9	25.3	身延町	20.5
甲斐市	9,029	1,164	12.9	13.0	11.6	甲州市	19.3
笛吹市	8,551	1,429	16.7	20.8	20.5	笛吹市	16.7
上野原市	3,153	381	12.1	12.8	10.8	都留市	15.2
甲州市	4,164	805	19.3	17.3	15.1	山中湖村	14.5
中央市	4,705	574	12.2	19.0	18.3	南アルプス市	13.3
市川三郷町	1,658	536	32.3	27.7	26.8	市	12.9
早川町	375	4	1.0	2.6	2.9	甲斐市	12.6
身延町	1,479	303	20.5	25.0	23.2	山梨市	12.2
南部町	931	0	0.0	0.0	0.0	中央市	12.1
富士町	1,591	334	21.0	24.1	24.9	上野原市	11.1

川町昭和	4,706	376	8.0	9.2	10.6	甲府市	9.5
町 道志	199	64	32.3	27.4	25.7	韮崎市	9.5
村 西桂	458	104	22.8	24.8	23.3	富士吉田市	9.1
町 忍野	3,085	186	6.0	7.2	6.7	富士河口湖	8.0
村 山中	2,468	357	14.5	14.0	12.7	町	7.7
湖村鳴沢	820	0	0.0	0.0	0.0	昭和町	6.0
村 富士	4,460	406	9.1	8.1	11.1	大月市	1.0
河口湖町小	78	119	152.9	184.6	220.3	忍野村	0.0
菅村 丹	49	129	265.0	306.0	277.6	早川町	0.0
波山村						南部町	
				14.5	14.7	鳴沢村	
27市町村	121,471	16,337	13.4			27市町村	13.4
H28年度	120,508	17,464	14.5				
H22年度	119,940	17,607	14.7				

【数値の出所は市町村別決算状況調(総務省)】

- ⑤ 甲府市は繰出額と使用料収入額が同額(百万円単位)で、南部町と鳴沢村を除く24市町村では、使用料収入額よりも下水道会計への繰出額の方が多くなっています。

表-10 市町村別の繰出額と使用料収入との関係

令和2 年 度	下水道会計 への繰出額 百万円 A	雨水処理負 担金 百万円	下水道使用 料収入額 百万円 B	A - B 百万円	A / B
甲府市	3,196	750	3,196	0	1.0
富士吉田市	617	0	225	392	2.7
都留市	569	0	107	462	5.3
山梨市	517	17	340	177	1.5
大月市	346	0	46	300	7.5
韮崎市	512	0	214	298	2.4
南アルプス 市	1,185	0	327	858	3.6
	2,123	0	557	1,566	3.8
北杜市	1,164	0	514	650	2.3
甲斐市	1,429	0	612	817	2.3
笛吹市	381	0	231	150	1.6
上野原市	805	0	203	602	4.0
甲州市	574	0	293	281	2.0
中央市	536	0	160	376	3.4
市川三郷町	4	0	2	2	2.0
早川町	303	0	83	220	3.7
身延町	0	0	0	0	
南部町	334	0	167	167	2.0
富士川町	376	0	309	67	1.2
昭和町	64	0	16	48	4.0
道志村	104	0	22	82	4.7
西桂町	186	0	67	119	2.8
忍野村	357	0	95	262	3.8
山中湖村	0	0	0	0	
鳴沢村	406	0	292	114	1.4
富士河口湖 町	119	0	10	109	11.9
小菅村 丹波山村	129	0	7	122	18.4

27市町村	16,337	767	8,093	8,244	2.0
H28年度	17,464	765	8,046	9,418	2.2

【数値の出所は平成28年度市町村別決算状況調と地方公営企業年鑑、総務省】

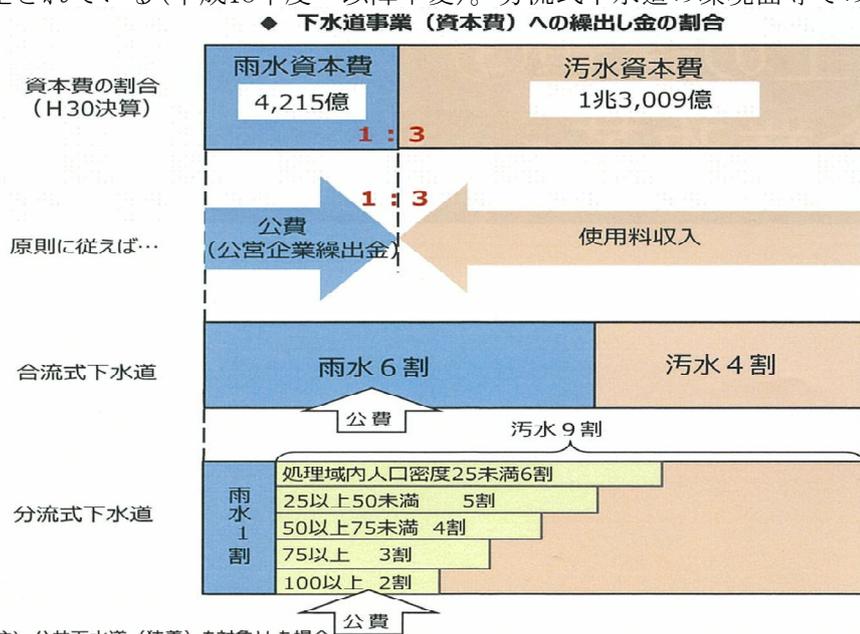
公営企業改革(下水道事業)

【出典：財務省、令和2年11月2日開催の財政制度分科会配付資料、地方財政】

- 公営企業は「独立採算」を基本としつつ、下水道事業については「雨水処理は公費負担、汚水処理は使用料収入で賄う」という原則に立って、全体の制度が構築されている。

雨水処理費：汚水処理費の割合は、(設備更新などを中心とする)資本費ではおおむね1：3(公営企業決算値)となっており、原則に従えば、操出金：使用料収入の割合も1：3が基準となる。一方、実際の操出基準は、下水道の方式や区域内の人口密度に応じて30%～70%に設定されている(平成18年度以降不変)。分流式下水道の環境面等での優位性を考慮し

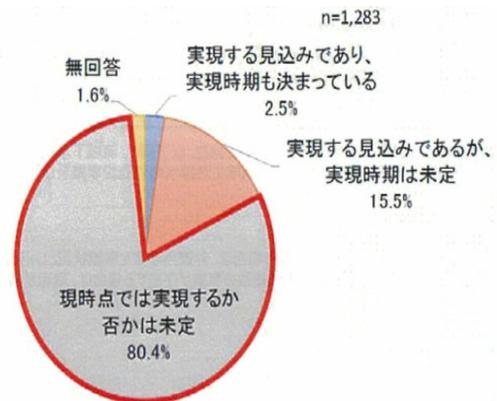
ても。「雨水公費・汚水私費」の原則に照らし、公費負担の割合が現在でも適切か検証する必要。さらに、各地方公共団体が独自の判断で行う基準外の操出も、毎年0.3兆円程度生じている。



◆ 汚水処理に要する費用（処理区域内人口別）



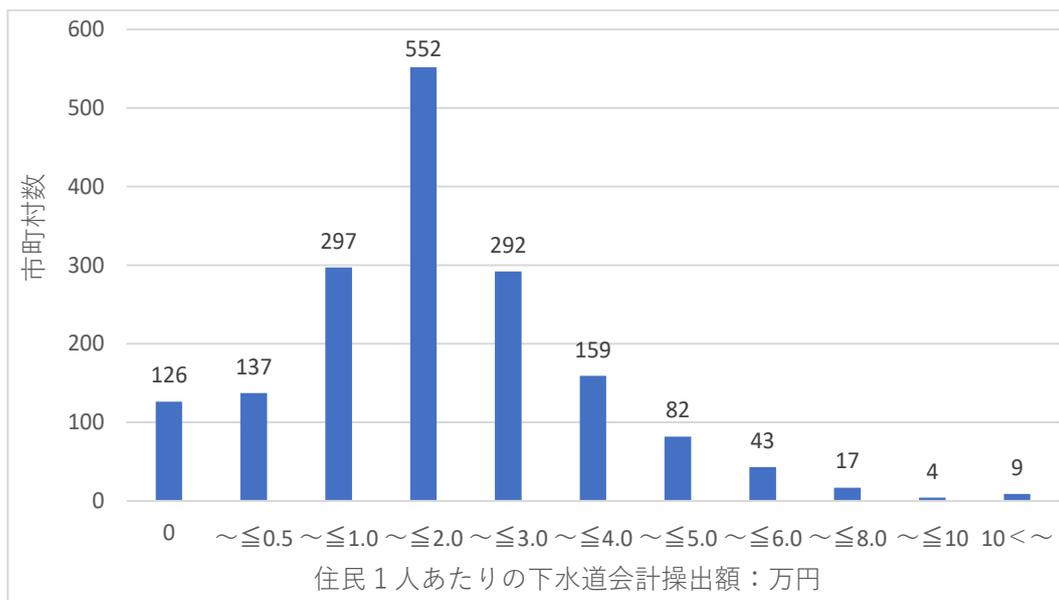
- 経営戦略が未策定の地方公共団体がいまだに存在。また、国交省調査によれば、「(策定されても)収支均衡の見通しが立っていない」地方公共団体も多く存在。
- 各地方公共団体の使用料設定において、収支の均衡等を重視する場合が多いものの、「近隣自治体の水準と横並びを重視する」傾向も依然として存在。



(注) 公共下水道事業および特定環境公共下水道を対象

【出典：財務省、令和2年11月2日開催の財政制度分科会配付資料、地方財政】

- ⑥ 市町村別、住民(日本人)1人当たりの下水道会計への操出額は、1万円を区分すると最頻値が「1万円超2万円以下」で、1,718市町村の平均が1.23万円(令和元年度が1.26、平成30年度が1.28万円)、操出を実施している1,591市町村の平均が1.2万円、中央値が1.6万円、さらに、山梨県丹波山村が23.8万円と最も高く、次いで北海道泊村が23.7万円、山梨県小菅村が17.0万円、宮城県石巻市が16.1万円、東京都檜原村が15.3万円、東京都利島村が13.3万円、福島県双葉町が12.9万円、東京都青ヶ島村が11.5万円、東京都奥多摩町が11.0万円の順で、計9市町村で住民1人当たりの操出額が10万円を超えています。



図一 3 市町村別、住民(日本人)1人当たりの「下水道会計への操出額」(0.0の126市町村を含む1,718市町村)【数値の出所：令和2年度市町村別決算状況調(総務省)】

表一 11 住民(日本人)1人当たりの下水道会計操出額(令和2年度)

上位20市町村 市町村名	住 民 数 人 A	操 出 額 百万円 B	B/A 万円/人	R01年 度 万円/人	H30年 度 万円/人	
山梨県丹波山村	543	129	23.8	23.1	31.5	1
北海道泊村	1,557	369	23.7	21.6	19.3	2
山梨県小菅村	697	119	17.0	20.0	14.7	3
宮城県石巻市	139,524	22,495	16.1	24.0	23.3	4
東京都檜原村	2,106	323	15.3	10.4	13.9	5
東京都利島村	305	41	13.3	12.0	7.1	6
福島県双葉町	5,760	746	12.9	7.6	3.9	7
東京都青ヶ島村	165	19	11.5	7.1	7.5	8
東京都奥多摩町	4,939	542	11.0	10.3	9.6	9
福島県昭和村	1,213	110	9.1	7.7	7.4	10
福島県北塩原村	2,627	220	8.4	8.4	8.1	11
宮城県松島町	13,613	1,109	8.1	8.2	12.5	12
岡山県美作市	26,483	2,157	8.1	8.0	7.9	13
愛知県設楽町	4,589	367	8.0	8.6	6.4	14
福井県高浜町	10,061	793	7.9	7.2	8.2	15
長野県川上村	3,689	282	7.7	7.3	7.2	16
新潟県湯沢町	7,876	557	7.1	6.6	7.0	17
島根県海士町	2,204	155	7.0	6.2	6.3	18
長野県佐久穂町	10,671	721	6.8	6.2	6.0	19
島根県知夫村	642	41	6.4	7.9	8.2	20

市町村別 地方税収入額に対する下水道事業会計操出額の割合

① 下水道事業会計への繰出が市町村財政に及ぼす影響について、地方自治体が住民に

提供するサービスの財源の基本である「地方税」に対する「下水道事業会計への繰出額」の割合(以後、繰出割合と表す。)を算出してみました。

なお、市町村における歳入は、一般財源(使途が特定されず、どのような経費にも使用できる財源)と、特定財源(国庫補助金等、その使途が特定される財源)に大別され、一般財源の多い市町村は、それだけ自らの意志やプランによって住民への財やサービスを提供することができます。地方税が一般財源に占める割合は全国平均で68%程度(令和2年度の値で令和4年版地方財政白書より引用)です。

- ② 令和2年度における繰出割合は、774市の加重平均で6.9%、818町村の加重平均で13.9%で、逡減傾向が認められます。また、令和元年度における繰出割合が高い自治体は、下表に示すとおりです。
- ③ 繰出割合は、繰出を実施している1,592市町村の43%を占める692市町村が10%以下で、割合が高くなるに伴い市町村数が低下する傾向が認められますが、50市町村が50%超え、山梨県丹波山村(265%)、東京都檜原村(154%)、山梨県小菅村(153%)、福島県昭和村(117%)及び宮城県石巻市(116%)の計1市4村の5自治体が100%超え(地方税<下水道繰出額)と人口減少が著しい地方自治体と震災復興事業実施自治体が高くなる傾向となっており、今後、**下水道や農業集落排水施設等の集合処理施設が高い整備率の市町村において、企業の撤退や人口減少が進展すると、このような事象が起きると考えられます。**
- ④ なお、東日本大震災の被災地の市では震災前後の値を比較(令和元年度/平成22年度)すると、例えば宮城県石巻市が15.3%→173.2%と何と11倍にも跳ね上がっていますが、その理由は、公営企業に係る復旧・復興事業については一般会計から公営企業会計への繰出基準の特例措置(当該繰出金についてはその全額を震災復興特別交付税により措置)によるものです。

このような措置により整備されているインフラについて、令和3年3月11日付け読売新聞の一面トップに「**津波被災地インフラ膨張上下水・道路 維持費年131億円増**」との見出しで、次のような記事が掲載されています。

22,000人を超す死者・行方不明者を出した東日本大震災から11日で10年となる。津波で被災した岩手、宮城、福島3県で行われた高台への集団移転は計画約12,500戸が対象となる大事業となった。しかし、宅地開発に伴って、インフラの新設を余儀なくされ、上下水道と道路の維持管理費は震災前より年間131億円(50%)増えた。人口減少が続く被災地では、費用の捻出が課題となる。

読売新聞は1~2月、3県の**沿岸37市町村**を取材、上下水道と道路の延長や維持管理費を震災前後で比較した。その結果、簡易水道を含む上水道が1,081キロ(8%)、**下水道が997キロ(10%)**、市町村管理の道路が613キロ(3%)増えたことがわかった。三つの総延長は2,691キロで、東京-グアム間を超える距離になる。

被災地では地盤を高くし、現地再建する「かさ上げ」などの復興事業が行われた。高台移転は造成した住宅地へ水道管や道路をつなげる必要があり、距離が増えた。

県別にみると、宮城県が上下水道、道路とも最も距離が伸びていた。高台や内陸に移転した地区は186で、岩手県の88、福島県の47より多かった。

被災した上下水道管や道路の復旧費や新設費は、復興交付金などの国費で賄われた。

一方、維持管理費は自治体の負担となる。

上下水道と道路を40年後に更新した場合の費用を算出していた自治体は34市町村あり、その総額は2兆2,305億円に上る。34市町村の2018年度予算の歳入額の合計(1兆9,084億円)を上回る。人口減が続く被災地の自治体からは「市民税や固定資産税の収入が減り、新たな予算の確保は難しい」(岩手県大船渡市)との声上がる。一方、東京電力福島第1原発事故の避難指示区域が残る福島県大熊町では、下水道管の93%に当たる65キロが休止になった。放射性物質で汚染された土砂を一時保管する中間貯蔵施設(約1,600ヘクタール)が住宅地跡に建設されたためだ。

自治体施設の維持管理に詳しい岩手大の南正昭教授(都市計画)は「この10年間は、街の生活機能を復活させる必要があった。今後はインフラ維持に係る費用を引き下げる努力が自治体に求められる。中長期的に街の機能を集中することなども考えるべきだ」と話す。・・・後略・・・

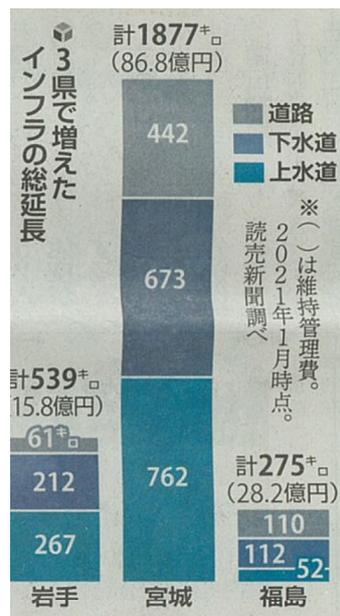


表-12 地方税収入に対する下水道会計への繰出額の割合(市区分のワースト50)

No.	令和2年度 ワースト50	下水道会計 繰出額 A : 百万円	地方税収入 B : 百万円	A/B : %	参考値: A/B	
					平成27年度	平成22年度
1	宮城県石巻市	22,495	19,341	116.3	68.2 (7)	15.3 (168)
2	北海道歌志内市	136	191	71.2	105.7 (3)	77.4 (1)
3	岡山県美作市	2,157	3,537	61.0	77.8 (5)	72.9 (2)
4	新潟県村上市	3,087	6,493	47.6	36.5 (18)	31.7 (19)
5	兵庫県丹波篠山市	2,108	4,995	42.2	35.0 (21)	29.9 (26)
6	岐阜県海津市	1,664	4,185	39.8	32.8 (29)	29.7 (27)
7	島根県雲南市	1,546	3,956	39.1	48.4 (9)	33.1 (14)
8	宮城県東松島市	1,426	3,876	36.8	91.8 (4)	18.5 (106)
9	北海道美唄市	721	2,037	35.4	33.0 (25)	35.7 (9)
10	秋田県北秋田市	1,057	2,992	35.3	27.8 (47)	23.3 (55)
11	石川県珠洲市	509	1,474	34.5	28.4 (45)	22.3 (62)
12	岐阜県下呂市	1,490	4,368	34.1	32.2 (32)	34.6 (12)
13	京都府南丹市	1,361	4,055	33.6	31.0 (34)	41.1 (5)
14	滋賀県高島市	1,894	5,653	33.5	32.6 (30)	31.3 (21)
15	岡山県備前市	1,556	4,742	32.8	38.8 (15)	32.2 (17)
16	北海道三笠市	275	847	32.5	52.3 (8)	38.6 (7)
17	岡山県新見市	1,119	3,466	32.3	34.0 (23)	39.9 (6)
18	新潟県佐渡市	1,641	5,086	32.3	37.3 (17)	31.3 (22)
19	岩手県宮古市	1,802	5,603	32.2	18.0 (143)	15.6 (161)
20	広島県江田島市	787	2,464	32.0	35.0 (20)	35.1 (11)
21	兵庫県たつの市	3,397	10,692	31.8	38.8 (14)	31.6 (20)
22	岩手県陸前高田市	557	1,797	31.0	33.7 (24)	30.0 (25)
23	新潟県魚沼市	1,251	4,045	30.9	41.5 (12)	45.8 (3)
24	秋田県由利本荘市	2,566	8,305	30.9	30.5 (36)	24.7 (47)
25	兵庫県相生市	1,297	4,200	30.9	31.4 (33)	28.9 (31)
26	兵庫県宍粟市	1,362	4,427	30.8	32.6 (31)	28.1 (35)
27	長野県飯山市	784	2,553	30.7	37.4 (16)	41.9 (4)

28	兵庫県淡路市	1,621	5,348	30.3	43.3(10)	33.9(13)
29	秋田県にかほ市	819	2,713	30.2	27.0(52)	24.4(48)
30	愛媛県八幡浜市	1,041	3,452	30.2	29.4(41)	12.1(268)
31	兵庫県西脇市	1,460	4,870	30.0	32.9(27)	29.4(29)
32	長崎県西海市	937	3,148	29.8	20.7(103)	16.5(146)
33	石川県輪島市	739	2,511	29.4	25.2(62)	20.5(83)
34	香川県さぬき市	1,510	5,298	28.5	24.6(69)	25.2(44)
35	山梨県北杜市	2,123	7,503	28.3	27.0(51)	25.3(43)
36	秋田県仙北市	753	2,680	28.1	26.4(57)	26.1(39)
37	岐阜県飛騨市	1,008	3,615	27.9	29.3(42)	26.1(40)
38	富山県南砺市	1,845	6,780	27.2	32.9(26)	31.8(18)
39	兵庫県養父市	651	2,397	27.2	34.6(22)	35.4(10)
40	岡山県浅口市	980	3,616	27.1	29.5(40)	29.0(30)
41	青森県つがる市	710	2,672	26.6	27.6(48)	25.5(42)
42	兵庫県豊岡市	2,596	9,782	26.5	27.0(50)	32.3(16)
43	岩手県八幡平市	797	3,016	26.4	22.8(80)	20.8(79)
44	岐阜県美濃市	780	2,976	26.2	25.7(60)	23.2(56)
45	広島県安芸高田市	924	3,565	25.9	28.9(44)	27.8(37)
46	福岡県うきは市	745	2,879	25.9	24.6(68)	19.5(96)
47	兵庫県南あわじ市	1,460	5,648	25.8	32.8(28)	27.9(36)
48	秋田県大仙市	2,077	8,063	25.8	24.6(68)	19.5(96)
49	岐阜県郡上市	1,282	5,006	25.6	24.7(67)	32.6(15)
50	茨城県稲敷市	1,321	5,246	25.2	21.8(89)	20.6(81)

注) 操出実施の774市の加重平均値：6.9%(≒12,155億円/176,444億円)令和2年度
) 操出実施の775市の加重平均値：7.1%(≒12,609億円/170,851億円)令和元年度
操出実施の775市の加重平均値：7.3%(≒12,819億円/175,262億円)平成30年度
【数値の出所は各年度の市町村別決算状況調(総務省)】

表-13 地方税収入に対する下水道会計への繰出額の割合(町村分のワースト50)

No.	令和2年度 ワースト50	下水道会計 繰出額 A : 百万円	地方税収入 B : 百万円	A/B : %	参考値：A/B	
					平成27年度	平成22年度
1	山梨県丹波山村	129	49	265.0	320.5(1)	280(1)
2	東京都檜原村	323	209	154.1	150.9(4)	90.3(9)
3	山梨県小菅村	119	78	152.9	193.1(3)	220(2)
4	福島県昭和村	110	94	117.4	143.1(5)	166(3)
5	鹿児島県大和村	84	91	92.3	21.8(315)	37.9(111)
6	東京都利島村	41	49	82.4	41.8(81)	49.6(58)
7	島根県知夫村	41	51	80.6	118.3(7)	133(4)
8	東京都奥多摩町	542	690	78.5	56.8(36)	38.9(101)
9	青森県佐井村	120	164	73.5	75.1(15)	54.4(44)
10	長野県小川村	131	181	72.6	68.6(22)	88.4(11)
11	宮城県松島町	1,109	1,536	72.2	108.0(8)	23.4(281)
12	島根県海士町	155	216	71.9	70.2(19)	120(5)
13	北海道古平町	152	212	71.9	70.0(21)	39.8(94)
14	長野県木島平村	287	411	69.8	70.2(20)	67.0(26)
15	長野県佐久穂町	721	1,075	67.0	64.6(25)	67.3(25)
16	鳥取県北栄町	910	1,421	64.0	54.1(38)	45.4(70)
17	福島県双葉町	746	1,167	63.9	28.1(214)	17.4(387)
18	愛知県設楽町	367	585	62.7	19.4(362)	15.4(593)
19	秋田県藤里町	140	231	60.5	44.3(69)	32.5(160)
20	徳島県佐那河内村	113	191	59.2	58.8(29)	76.5(13)
21	鳥取県智頭町	404	685	59.0	51.4(44)	39.3(97)
22	鹿児島県三島村	21	36	58.7	72.8(18)	62.9(29)
23	兵庫県香美町	986	1,681	58.7	48.8(52)	42.3(82)
24	鳥取県若桜町	142	242	58.5	78.7(14)	88.9(10)
25	秋田県八峰町	361	617	58.5	68.2(23)	70.7(18)
26	愛媛県上島町	329	565	58.1	59.0(28)	68.9(21)
27	岩手県西和賀町	294	507	58.0	52.4(42)	48.5(61)

28	鹿児島県和泊町	330	583	56.6	47.2(57)	42.9(81)
29	北海道寿都町	140	249	56.3	73.6(16)	32.3(162)
30	山形県舟形町	267	476	56.1	50.9(46)	39.9(93)
31	北海道島牧村	62	111	55.9	40.4(91)	0.0
32	青森県新郷村	146	263	55.5	73.4(17)	57.8(35)
33	長崎県小値賀町	90	163	55.1	88.4(10)	45.8(66)
34	島根県邑南町	553	1,004	55.0	52.5(40)	57.5(37)
35	北海道上砂川町	91	165	54.9	43.4(75)	32.6(159)
36	石川県中能登町	978	1,786	54.8	50.1(49)	45.4(69)
37	北海道利尻町	111	206	54.0	46.4(60)	29.2(217)
38	長野県根羽村	46	86	53.9	61.6(27)	113 (6)
39	福井県池田町	136	253	53.6	51.1(45)	93.9(8)
40	長野県川上村	282	530	53.2	43.5(74)	54.1(48)
41	島根県飯南町	259	496	52.2	47.9(55)	49.5(60)
42	北海道利尻富士町	133	255	52.1	4421(70)	34.1(147)
43	鳥取県八頭町	698	1,359	51.4	58.7(31)	71.9(17)
44	北海道初山別村	61	119	51.2	81.7(12)	69.5(19)
45	山形県戸沢村	186	363	51.0	39.7(98)	43.2(80)
46	熊本県山江村	114	224	50.8	50.1(48)	69.5(19)
47	長崎県東彼杵町	384	764	50.3	26.4(241)	23.0(287)
48	京都府与謝野町	930	1,871	49.7	44.5(68)	35.4(134)
49	沖縄県座間味村	44	88	49.5	52.4(41)	94.9(7)
50	山口県周防大島町	644	1,309	49.2	32.6(158)	27.7(209)

注) 操出実施の818町村の加重平均値：13.9% (≒1,915億円/13,778億円) 令和2年度
) 操出実施の817町村の加重平均値：13.8% (≒1,917億円/13,924億円) 令和元年度
操出実施の818町村の加重平均値：14.1% (≒1,943億円/13,821億円) 平成30年度
【数値の出所は各年度の市町村別決算状況調(総務省)】

(4) 経費回収率など

- ① 山梨県下では、公営事業として汚水処理を、公共下水道で20事業体、特定環境保全公共下水道で12事業体、農業集落排水で11事業体、小規模集合処理で2事業体、特定地域生活排水処理で7事業体、個別排水処理で1事業、合わせて53事業体で実施している。

表-14 汚水処理事業における水洗化率、施設利用率、有収率など(令和2年度)

事業体名	事業	水洗化率 % (昇順)	供用開始後年	事業体名	事業	施設利用率 % (昇順)	有収率 %	
身延町	特定地域	25.4	15	1	富士吉田市	公共下水	0.0	105.4
大月市	特環下水	48.3	17	2	都留市	公共下水	0.0	105.1
身延町	公共下水	54.9	25	3	山梨市	公共下水	0.0	66.6
市川三郷町	特定地域	60.4	18	4	山梨市	特環下水	0.0	94.1
都留市	公共下水	62.8	17	5	大月市	公共下水	0.0	100.0
市川三郷町	農業集落	63.0	22	6	大月市	特環下水	0.0	100.0
大月市	公共下水	63.1	17	7	韮崎市	公共下水	0.0	90.5
山梨市	特環下水	72.2	29	8	南アルプス市	公共下水	0.0	91.4
西桂町	公共下水	72.6	17	9	市	公共下水	0.0	91.2
富士吉田市	公共下水	74.4	35	10	甲斐市	公共下水	0.0	89.9
北杜市	農業集落	78.9	28	11	笛吹市	公共下水	0.0	97.5
北杜市	特環下水	79.2	34	12	上野原市	特環下水	0.0	97.5
忍野村	公共下水	79.4	33	13	上野原市	公共下水	0.0	78.6
上野原市	特環下水	80.6	17	14	甲州市	公共下水	0.0	90.9
身延町	特環下水	80.8	29	15	中央市	農業集落	0.0	86.0
山梨市	公共下水	81.1	32	16	中央市	公共下水	0.0	95.3
富士河口湖町	特環下水	81.2	22	17	市川三郷町	公共下水	0.0	92.6
町	公共下水	83.0	32	18	富士川町	公共下水	0.0	91.1

甲州市	公共下水	83.7	17	19	昭和町	個別排水	0.0	100.0
上野原市	公共下水	84.0	24	20	道志村	公共下水	0.0	100.0
市川三郷町	特環下水	84.7	21	21	西桂町	公共下水	0.0	100.0
市川三郷町	特定地域	85.2	13	22	忍野村	公共下水	0.0	86.0
甲斐市	公共下水	86.6	28	23	山中湖村	公共下水	0.0	100.0
中央市	公共下水	87.0	28	24	富士河口湖町	公共下水	12.4	100.0
甲斐市	農業集落	89.0	26	25	身延町	農業集落	22.0	100.0
南アルプス市	公共下水	90.0	28	26	甲府市	特環下水	24.1	100.0
市	農業集落	90.6	24	27	富士河口湖町	特環下水	24.5	100.0
富士川町	公共下水	90.6	28	28	富士河口湖町	特定地域	24.8	100.0
甲府市	公共下水	91.8	32	29	甲州市	特環下水	26.3	100.0
南アルプス市	公共下水	92.2	35	30	山梨市	特環下水	26.5	100.0
市	特定地域	92.7	18	31	身延町	特定地域	36.1	100.0
笛吹市	公共下水	93.2	28	32	小菅村	特環下水	40.6	100.0
富士河口湖町	公共下水	93.4	26	33	市川三郷町	小規模集	40.9	91.2
北杜市	農業集落	93.5	32	34	甲府市	農業集落	42.1	100.0
昭和町	特環下水	93.9	25	35	北杜市	特定地域	42.4	84.4
韮崎市	農業集落	94.4	28	36	身延町	特定地域	43.8	100.0
山中湖村	特環下水	94.5	28	37	北杜市	特定地域	45.1	100.0
富士川町	農業集落	94.9	20	38	北杜市	農業集落	46.4	100.0
甲府市	特環下水	96.9	20	39	甲州市	農業集落	46.9	100.0
早川町	特定地域	97.0	33	40	市川三郷町	農業集落	50.0	101.4
甲州市	公共下水	97.0	33	41	身延町	特定地域	50.4	100.0
中央市	特定地域	98.1	34	42	笛吹市	農業集落	50.4	100.0
丹波山村	特定地域	98.5	19	43	市川三郷町	特定地域	52.2	90.0
甲州市	農業集落	98.5	19	44	身延町	特定地域	53.2	100.0
甲府市	農業集落	99.5	59	45	富士川町	特環下水	56.6	100.0
甲府市	特環下水	99.5	59	46	甲斐市	小規模集	67.0	100.0
山梨市	農業集落	100.0	10	47	小菅村	農業集落	70.0	100.0
甲斐市	小規模集	100.0	23	48	丹波山村	特環下水	72.5	100.0
笛吹市	個別排水	100.0	26	49	丹波山村	公共下水	78.7	39.3
早川町	特環下水	100.0	21	50	甲斐市	農業集落	87.9	58.4
身延町	農業集落	100.0	20	51	甲府市	農業集落	97.8	100.0
身延町	小規模集	100.0	20	52	甲府市	農業集落	100.0	100.0
道志村		100.0	26	53	南アルプス市	特環下水	125.2	100.0
小菅村					早川町			
小菅村					早川町			
丹波山村					早川町			

【数値の出所は 下水道事業経営指標・下水道使用料の概要、総務省】

表-15 評価指標の算出方法とランク分け

経費回収率(%) = ([使用料収入] / [汚水処理費]) × 100			
全国加重平均値(控除後)	Aランク	Bランク	Cランク
公共下水道：91.2%			
特環下水道：58.5%	100%以上	80%以上100%未満	80%未満
水洗化率(接続率)(%) = 現在水洗便所設置済人口 / 現在処理区域内人口 × 100			
全国加重平均値	Aランク	Bランク	Cランク
公共下水道：94.0%			
特環下水道：77.6%	95%以上	90%以上95%未満	90%未満
施設利用率(%) = 現在晴天時平均処理水量 / 現在処理能力(晴天時) × 100			

Aランク	Bランク及びCランク
施設利用率が、各事業者において算定した「計画1日平均汚水量/計画1日最大汚水量」の比率を上回るか、同じであること。	施設利用率が、各事業者において算定した「計画1日平均汚水量/計画1日最大汚水量」の比率を下回ること。

(出典：(公社)日本下水道協会、下水道経営改善ガイドライン、H26.06/18)

表-16 汚水処理事業における経費回収率と地方債残高(令和2年度)

事業体名	事業	経費回収率：%			一般家庭使用料 円		事業体名 (昇順)	事業	地方債残高 千円/ 人
		控除前 (昇順)	控除後	維持管理					
丹波山村	小規模集	2.6	7.2	26.4	1,200	1	早川町	環	0
丹波山村	特環下水	5.2	5.2	7.7	1,200	2	早川町	農	13
市川三郷町	農業集落	6.0	10.3	22.5	3,250	3	身延町	特	19
小菅村	農業集落	7.1	18.6	18.6	2,520	4	市川三郷町	特	48
身延町	小規模集	7.4	17.9	17.9	3,560	5	忍野村	公	56
大月市	特環下水	8.3	11.0	48.2	2,640	6	甲斐市	特	92
甲斐市	農業集落	10.4	21.2	26.5	2,926	7	甲府市	特	149
小菅村	特環下水	10.4	10.4	17.7	2,520	8	甲州市	特	149
南アルプス市	農業集落	11.7	17.6	17.6	2,750	9	山梨市	特	163
南アルプス市	農業集落	13.7	35.0	35.0	3,560	10	南アルプス市	農	173
身延町	公共下水	14.2	17.7	68.0	2,640	11	市	公	186
大月市	特環下水	15.1	72.2	72.5	2,328	12	甲府市	公	209
甲州市	特環下水	16.0	35.0	66.7	1,980	13	甲斐市	農	235
市川三郷町	公共下水	17.4	82.6	88.3	2,310	14	甲斐市	特	236
身延町	農業集落	17.7	74.3	74.3	4,620	15	北杜市	公	238
富士川町	農業集落	18.4	39.2	58.2	4,200	16	富士吉田市	農	243
甲府市	公共下水	19.4	44.8	58.0	2,090	17	小菅村	公	272
西桂町	農業集落	20.4	64.0	64.0	2,640	18	昭和町	公	281
笛吹市	農業集落	23.5	71.3	71.3	2,310	19	富士河口湖町	公	285
北杜市	特環下水	23.9	53.0	106.9	3,850	20	町	環	288
富士河口湖町	公共下水	25.1	51.4	61.5	1,430	21	富士川町	公	290
富士河口湖町	公共下水	25.2	62.6	62.6	2,420	22	身延町	公	306
山中湖村	特環下水	25.6	56.7	66.9	2,310	23	上野原市	公	309
都留市	個別排水	26.2	42.2	42.2	2,200	24	山中湖村	農	330
身延町	特環下水	28.6	74.9	105.7	2,541	25	笛吹市	農	341
道志村	特定地域	28.8	58.2	58.2	2,090	26	中央市	公	348
山梨市	公共下水	29.2	79.6	106.3	2,328	27	甲府市	農	360
北杜市	公共下水	29.3	34.8	86.9	1,870	28	中央市	公	364
甲州市	特定地域	30.4	35.5	35.5	2,400	29	身延町	個	367
市川三郷町	特環下水	32.4	93.6	111.0	2,310	30	甲州市	公	368
甲府市	農業集落	32.8	60.1	60.1	2,200	31	道志村	公	389
北杜市	特定地域	33.0	39.5	39.5	2,970	32	南アルプス市	環	391
中央市	公共下水	34.5	64.0	100.0	1,815	33	市	公	392
身延町	公共下水	35.0	76.3	112.4	2,123	34	西桂町	公	392
富士吉田市	公共下水	36.9	88.0	120.0	2,170	35	小菅村	環	444
韮崎市	公共下水	39.5	62.4	100.7	1,760	36	山梨市	公	452
富士川町	特環下水	40.4	40.4	40.4	4,500	37	身延町	農	468
富士河口湖町	公共下水	40.7	48.4	66.9	1,375	38	甲府市	公	477
町	公共下水	42.2	85.5	116.6	2,376	39	市川三郷町	農	501

早川町	特定地域	43.3	62.9	62.9	3,405	40	富士川町	環	512
忍野村	特定地域	44.4	48.4	48.4	1,760	41	韮崎市	環	557
笛吹市	特環下水	45.0	81.1	81.1	2,860	42	北杜市	環	603
山梨市	公共下水	46.3	81.1	81.1	2,860	43	富士河口湖町	農	606
甲斐市	公共下水	46.5	98.2	134.7	2,420	44	丹波山村	環	617
上野原市	農業集落	46.7	46.7	52.2	4,000	45	山梨市	公	693
上野原市	公共下水	48.7	62.7	102.1	1,705	46	笛吹市	公	717
昭和町	公共下水	50.4	56.8	71.8	1,700	47	北杜市	環	762
早川町	公共下水	51.3	93.7	105.6	2,541	48	甲州市	環	882
甲斐市	特環下水	53.9	100.0	246.0	2,431	49	都留市	環	962
南アルプス市	特定地域	60.1	95.5	95.5	2,740	50	大月市	小	1,556
山梨市	公共下水	70.5	82.8	137.3	2,200	51	上野原市	小	2,295
甲府市	特定地域	72.4	89.1	89.1	2,328	52	市川三郷町	小	2,988
市川三郷町	公共下水	74.1	96.3	270.0	2,431	53	大月市		
中央市							身延町		
甲州市							市川三郷町		
甲府市							丹波山村		

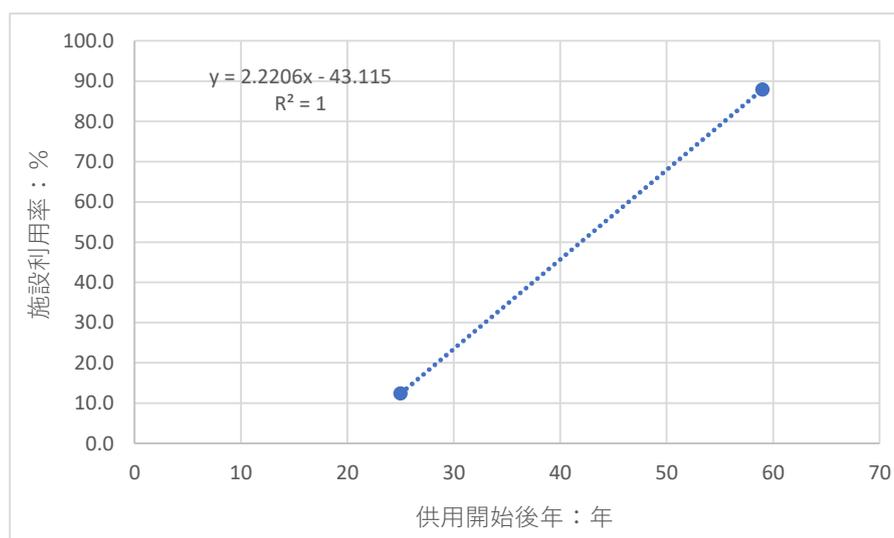
公：公共下水、環：特環下水、農：農業集落、漁：漁業集落、簡：簡易排水、
 小：小規模集、特：特定地域生活排水処理、個：個別排水処理
 【数値の出所は 下水道事業経営指標・下水道使用料の概要、総務省】

- ② 有収率とは、施設の効率性を表す指標の一つで、処理した汚水のうち使用料徴収の対象となる有収水の割合のことです。有収率が高いほど使用料徴収の対象とできない不排水が少なく、効率的であるといえます。

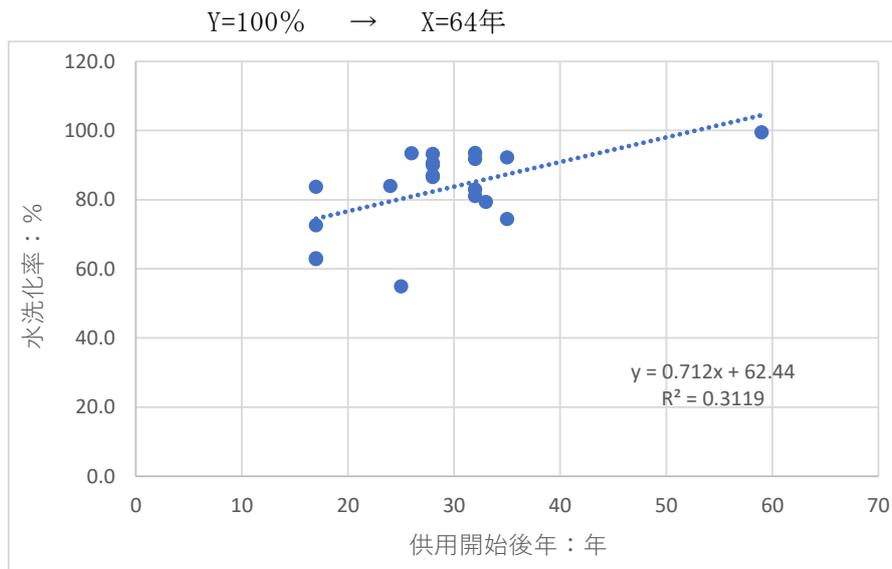
$$\text{有収率} = (\text{年間有収水量}) / (\text{年間汚水処理水量}) \times 100$$

- ③ 施設利用率とは、現在晴天時平均処理水量を現在処理能力(晴天時)で除したもので、施設がどの程度利用されているか(効率性)を示す指標の一つです。

$$\text{施設利用率} = (\text{現在晴天時平均処理水量}(\text{m}^3/\text{日})) / (\text{現在処理能力}(\text{m}^3/\text{日})) \times 100$$



図－４ 供用開始後年と施設利用率の関係(令和２年度、公共下水道)
 直線回帰式(Y=aX+b) 単独で終末処理を行っている２事業体
 a : 2.2206 b : -43.115 r² : 1.0



図－5 供用開始後年と水洗化率の関係(令和2年度、公共下水道)

直線回帰式(Y=aX+b) 20事業体

a : 0.712 b : 62.44 r² : 0.3119

Y=100% → X=53年

- ④ 汚水処理原価は、経営の効率性を表す指標の一つで、有収水量 1 m³当たりの汚水処理費(円/m³)で、維持管理費と資本費とで構成されています。

維持管理費とは、汚水処理施設の維持管理に要する経費で、具体的には人件費、動力費、薬品費、施設補修費、管渠清掃費及びその他の維持管理によって構成されています。

資本費は、地方公営企業法適用事業にあつては減価償却費、企業債等支払利息(一時借入金利息を除く。)及び企業債取扱諸費等の合計額。一方、地方公営企業法非適用事業にあつては、地方債元利償還額及び地方債取扱諸費等の合計額です。

- ⑤ 総務省資料によると、**控除前**とは、平成18年度から「分流式下水道等に要する経費」が新設されましたが、**当該繰出は不採算経費に対するものであるため、より汚水処理原価を明確化**するために、分流式下水道等に要する経費を控除する前の汚水処理原価を控除前として公表されている値です。「汚水私費、雨水公費」の原則どおり経営する(受益者が明確である汚水処理に係る経費はすべて受益者の使用料で賄う)ためには控除前の汚水処理原価で経費回収率を判断する必要があります。

一方、控除後とは、「分流式下水道等に要する経費」など地方交付税が措置される経費を控除した後の値です。個別処理に比べ集合処理の方が不採算部分が多いことから控除額も大きくなっています。令和2年度における全事業の総額は、「高資本費対策に要する経費」が603億円(令和元年度660億円、平成30年度704)、「高度処理に要する経費」が81億円(同89、93)、「分流式下水道等に要する経費」が3,642億円(同4,331、4,549)です。

表－17 各事業における経費回収率と使用料(令和2年度)

経費回収率	100%以上(控除前)	100%未満(控除前)	計

使用料	3,000円以上	3,000円未満	3,000円未満	3,000円以上	
公共下水道	42 (4%)	119 (10%)	559 (48%)	453 (39%)	1,173
特環下水道	13 (2%)	16 (2%)	285 (40%)	400 (56%)	714
集落排水等	14 (1%)	3 (0%)	391 (33%)	769 (65%)	1,177
浄化槽	7 (2%)	0 (0%)	121 (29%)	291 (69%)	419
計	76 (2%)	138 (4%)	1,356 (39%)	1,913 (55%)	3,483

経費回収率	100%以上(控除後)		100%未満(控除後)		計
使用料	3,000円以上	3,000円未満	3,000円未満	3,000円以上	
公共下水道	189 (16%)	191 (16%)	487 (42%)	306 (26%)	1,173
特環下水道	95 (13%)	36 (5%)	265 (37%)	318 (45%)	714
集落排水等	68 (6%)	12 (1%)	382 (32%)	715 (61%)	1,177
浄化槽	15 (4%)	4 (1%)	117 (28%)	283 (68%)	419
計	367 (11%)	243 (7%)	1,251 (36%)	1,622 (47%)	3,483

山梨県下の53事業を使用料(3,000円、控除前経費回収率)で4区分

経費回収率	100%以上(控除前)		100%未満(控除前)		計
使用料	3,000円以上	3,000円未満	3,000円未満	3,000円以上	
	0	0	44 (83.0%)	9 (17.0%)	53

経費回収率	100%以上(控除後)		100%未満(控除後)		計
使用料	3,000円以上	3,000円未満	3,000円未満	3,000円以上	
	0	1 (1.9%)	43 (81.1%)	9 (17.0%)	53

⑥ 現在処理区域内の人口密度と控除前経費回収率の関係

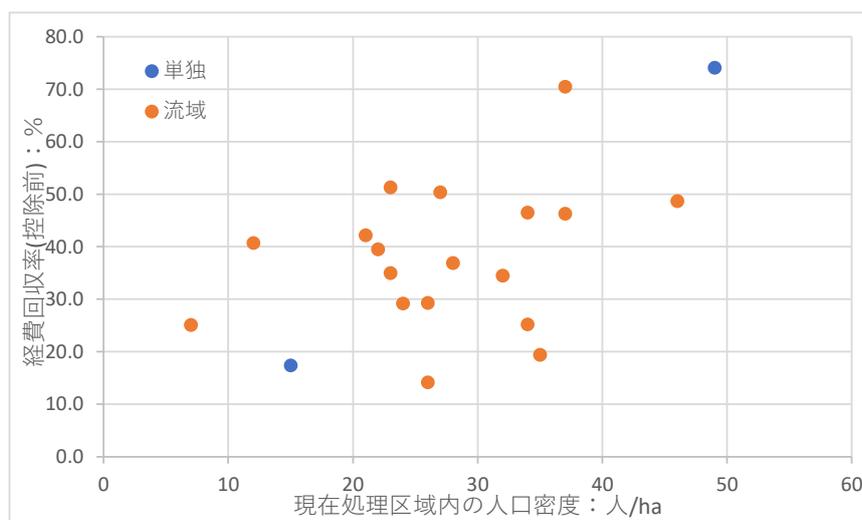
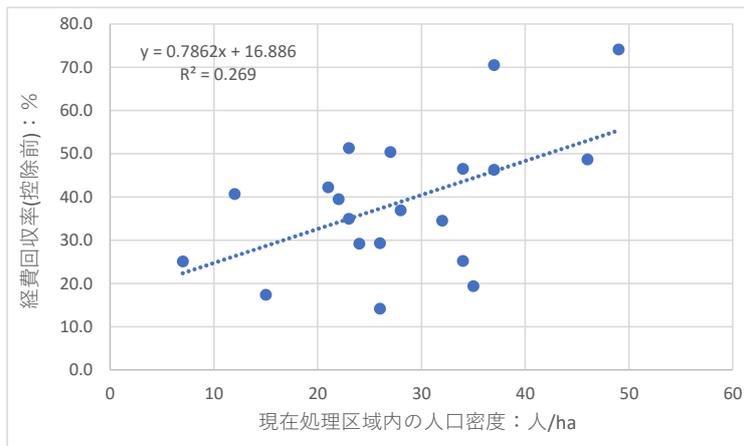


図-6 現在処理区域内の人口密度と経費回収率(控除前)の関係(公共下水道)

直線回帰式(Y=aX+b) 20事業体

a : 0.7862 b : 16.886 r^2 : 0.269

Y=100% → X=106年



⑦ 控除前経費回収率の分布

表－18 控除前経費回収率の区別の事業体数(全国)

控除前経費回収率 令和2年度	事業体数				累計
	公共下水道	特環下水道	農業集落排水	計	
～ 20%以下	34	105	206	345(12%)	
20%超え～ 40%以下	213	288	455	956(35%)	1,943
40%超え～ 60%以下	295	182	165	642(23%)	2,334
60%超え～ 80%以下	265	88	38	391(14%)	2,458
80%超え～ 90%以下	108	10	6	124(4%)	
90%超え～100%以下	97	13	2	112(4%)	
100%超え～	161	28	8	197(7%)	
計	1,173	714	880	2,767(100%)	

表－19 控除前経費回収率の区別の現在処理区域内人口(全国)

控除前経費回収率 令和2年度	現在処理区域内人口：万人				累計
	公共下水道	特環下水道	農業集落排水	計	
～ 20%以下	14.0	23.1	31.7	69(1%)	
20%超え～ 40%以下	203.6	110.0	183.4	497(5%)	1,509
40%超え～ 60%以下	754.4	123.9	65.1	943(9%)	2,994
60%超え～ 80%以下	1,385.2	77.1	22.1	1,484(14%)	4,588
80%超え～ 90%以下	1,578.2	14.2	2.2	1,595(15%)	
90%超え～100%以下	1,645.4	7.5	1.7	1,655(16%)	
100%超え～	4,166.9	19.5	1.3	4,188(40%)	
計	9,747.7	375.4	307.5	10,431(100%)	

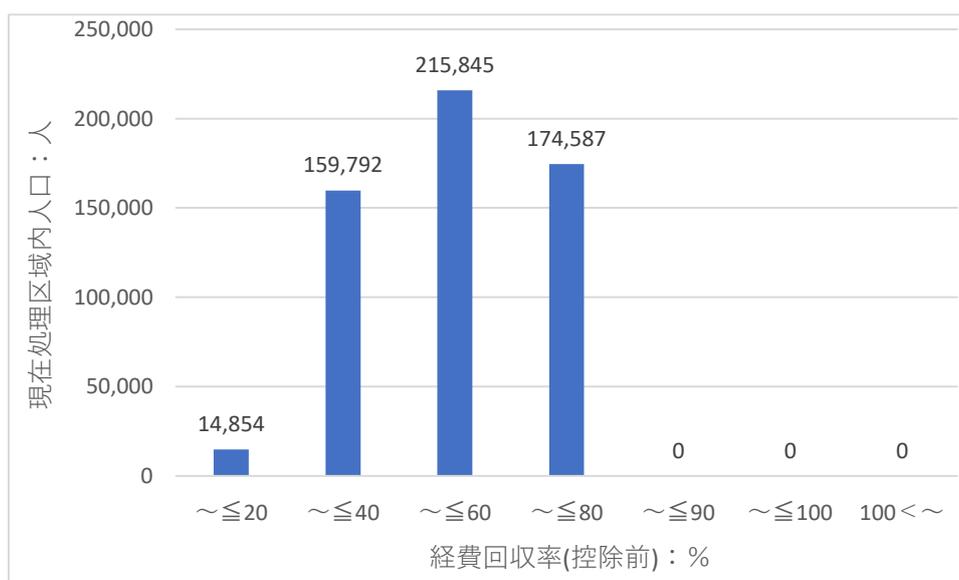


図-7 控除前経費回収率の区分別の現在処理区域内人口の分布(山梨県・令和2年度)

表-20 集合処理施設における控除前経費回収率の分布(山梨県)

控除前経費回収率 令和2年度	施設数 (割合)	現在処理区域内人口 :人 (割合)	
~ 20%以下	17 (37.8%)	14,854(2.6%)	累計 565,078人(100.0%)
20%超え~ 40%以下	15 (33.3%)	159,792(28.3%)	
40%超え~ 60%以下	11 (24.4%)	215,845(38.2%)	
60%超え~ 80%以下	2 (4.4%)	174,587(30.9%)	
80%超え~ 90%以下	0	0	
90%超え~100%以下	0	0	
100%超え~	0	0	
計	45 (100%)	565,078(100%)	

⑧ 分流式下水道等に用する経費の操出の基準

分流式の公共下水道(特定公共下水道及び特定環境保全公共下水道を除く。)並びに特定公共下水道、特定環境保全公共下水道、流域下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、特定地域生活排水処理施設、小規模集合排水処理施設及び個別排水処理施設に要する**資本費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額**とする。

「分流式下水道等に用する経費」は、平成18年度に新設されましたが、当該操出しは**不採算経費**に対するもの。全事業の総額は3,642億円(元年度4,331億円、30年度4,549億円、29年度は4,778億円、28年度は4,816億円)【数値の出典は地方公営企業年鑑】

表-21 市町村別の分流式下水道等に用する経費 単位：百万円

令和2 年度	公 共 下 水 道	特定環境 下 水 道	農 業 集 落	漁 業 集 落	小規模 集 合	特 定 地 域	個 別 排 水	合 計
-----------	--------------	---------------	------------	------------	------------	------------	------------	-----

甲府市	865	334	17			3		1,219
富士吉田市	301							301
都留市	254							254
山梨市	259	38				20		317
大月市	60	9						69
韮崎市	330							330
南アルプス市	72		9					81
北杜市	232	901	307			4		1,211
甲斐市	723		6			1		239
笛吹市	205	9	29					752
上野原市	381	66				4		214
甲州市	54		51					451
中央市	66	107	9			2		105
市川三郷町		0	0					186
早川町	141	98	6		4	2		0
身延町								251
南部町	260		7					267
富士川町	350							267
昭和町							24	350
道志村	63							24
西桂町	26							63
忍野村	194							26
山中湖村								194
鳴沢村	266	12						194
富士河口湖町		0	5					278
小菅村		0			3			5
丹波山村								3
合計	5,102	1,574	447		7	36	24	7,189
H28年度	5,815	1,777	526		6	34	20	8,178

漁業集落、林業集落及び簡易排水を実施している事業体はない。

⑨ 経費回収率について

経費回収率とは、汚水処理に要した費用に対する使用料による回収程度を示す指標です。

下水道の経営は、経費の負担区分を踏まえて汚水処理費すべてを使用料によって賄うことが原則であることから、経費回収率は下水道事業の経営を最も端的に表している指標といわれています。

この指標の影響因子について、「令和2年度下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」では次のように解説しています。『事業別・類型別使用料等の概況をみると、供用開始後年数が小さいほど、回収率は小さくなっている。これは、供用開始後間もない事業体においては、有収水量が少なく、汚水処理費の多くを賄えない状況にあるためと思われる。このような事業体では、汚水処理費すべてを使用料の対象経費とすると、その結果、使用料が著しく高額となるため、過度的に使用料の対象とする資本費の範囲を限定している場合がある。しかし、汚水処理費については、経費の負担区分に基づき一般会計等が負担する

経費を除き、維持管理費、資本費にかかわらず、使用料対象経費とすべきことが原則である。よって、有収水量の確保を図ることにより、早急に資本費を使用料対象経費とするよう努めるべきである。また、供用開始後間もない団体にあっても、少なくとも維持管理費は使用料により回収すべきである。経費回収率(維持管理費)が100%を下回っている団体は、早急に、組織の簡素合理化、定員管理の適正化、業務の民間委託等を推進することにより、経費の徹底的な抑制を図る一方、使用料の適正化を図ることにより、回収率の向上に取り組む必要がある。』

また、(公益社団法人)日本下水道協会が平成26年6月18日に公表した「下水道経営改善ガイドライン」では、経費回収率(控除後)について、**使用料の適正な設定等の観点から、80%未満を早急に改善が必要なCランクに設定**しています。

さらに、伊藤氏は2017年4月号の下水道協会誌(pp. 61～68、Vol. 54、No. 654)に「下水道経営の現状・課題について」との見出しで、次のように述べています。

経費回収率(=使用料単価/(汚水処理原価(維持管理)+汚水処理原価(資本))の各構成要素の推移を見ると、**使用料単価は漸増傾向、汚水処理原価(維持管理)は横ばいで推移しているのに対し、汚水処理原価(資本)は減少傾向にある。**

これを経費回収率の改善(変化率)に対する要因別の寄与度として分析すると、**汚水処理原価(資本)の減少が経費回収率の改善の主な要因**となっていることが確認できる。

資本費減少による寄与度は、特に平成18年～20年度が大きく、**操出基準の見直し(平成18年度における分流式下水道に係る操出基準の創設等)や、補償金免除の繰上償還(平成19～24年度)**の影響と考えられる。また、平成26年度の寄与度も比較的大きいが、同年度の公営企業会計基準の見直しにより、**みなし償却制度が廃止**されており、**収益計上された長期前受金戻し入れは経費回収率算定の際の費用から控除**されるため、地方公営企業法を適用している事業における経費回収率改善の要因の一つとなったことが影響していると推測される。なお、**使用料収入も経費回収率改善に寄与している年が多いが、その割合は大きくなく、悪化させる方向に寄与している年もある。**また、**維持管理費については、寄与度は大きくないが、平成21年を除き、経費回収率を悪化させる方向に寄与している。**(略)

人口規模別に**経費回収率**についてみると、**小規模な団体ほど低く、規模が大きい団体ほど高い傾向**にあること、その主な要因としては、**汚水処理原価が小規模団体ほど高い傾向**になること(特に、**維持管理費**についてその傾向が顕著であること)が確認できる。この背景としては、下水道事業における**規模のメリット**の存在とともに、**小規模団体ほど供用開始後経過年数が短い傾向**にあり、事業の立ち上がり期においては処理区域全体が接続できる状態には至っていないため、一般的に汚水処理原価が高く厳しい経営環境にある、という下水道事業の特性が指摘できる(例えば、1万人未満の団体の供用開始後経過年数が平均18年であるのに対し、政令指定都市のそれは平均約46年である)。・・・(略)・・・

以上紹介したとおり、おおよその傾向として、人口規模が小さく、供用開始後経過年数が少ない団体にあつては、経営状況はより厳しいものとなっている。これらの団体では、下水道整備途上であるため使用料収入の増加が続いているところも多いと思われるが、将来的に概成した暁には、**節水傾向や人口減少の影響**を受けて使用料収入が減少に転じることも想定される。他方、**人口規模が大きく概成済の団体では、現在の経営状況は比較的良好**であるものの、**使用料収入が横ばいまたは漸減傾向**となる中で、**維持管理費の増加**や今

後の更新需要の急増にいかに対応するかが課題となっていると考えられる。

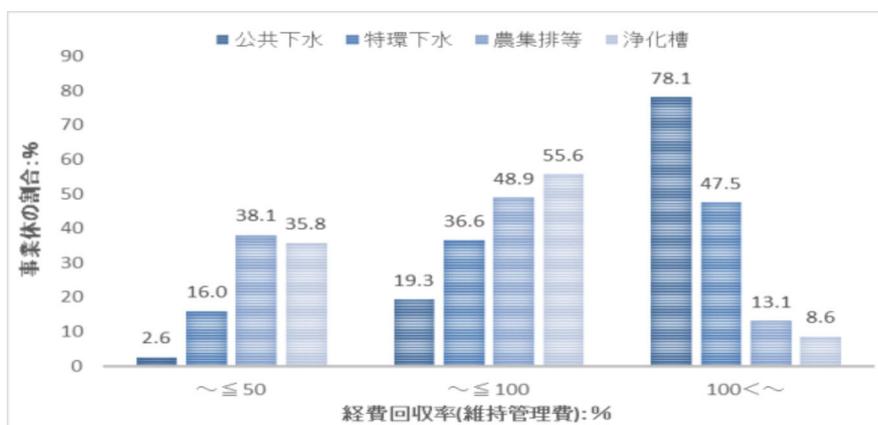
このように、健全な経営を確保することはいずれの団体にとっても引き続き取り組むべき課題と考えられる一方で、**使用料水準、経費回収率ともに、平均より低い水準にある団体には、近年使用料の改定がなされていない団体が多い状況にあり、適切な下水道使用料の設定という点では依然不十分な状況にある**といえる。

令和2年度における控除前経費回収率の最頻値は、公共下水道が「40%超60%以下」、その他の事業が「20%超40%以下」であり、主な事業の平均値を降順で並べると、公共下水道が86.1(前年度84.7、前々年度84.4)%、特定地域生活排水処理事業が45.3(同48.0、48.4)%、特環下水道が43.9(同40.6、39.6)%、農業集落排水事業が31.8(同29.7、29.1)%、と公共下水道以外は低い状況です。

経費回収率が100%以上と必要経費が賄えているのは、公共下水道が161(前年度144より17増)事業体(全体の13.7(前年度12.3)%）、特環下水道が29(前年度22)事業体(同 4.1(前年度3.1)%）、農業集落排水施設等が17(前年度11)事業体(同 1.4(前年度 0.9)%）、浄化槽事業が7(前年度9)事業体(同 1.7(前年度 2.1)%）、合わせて214(前年度186)事業体と、漸増傾向が認められますが、総数の 6.1(前年度 5.3)%でしかない状況です。

一方、控除後経費回収率は、各事業とも控除前に比べ1～2階級高くなり、主な事業の平均値を降順で並べると、公共下水道が99.0(前年度100.3、前々年度100.9)%、特環下水道が75.4(同74.3、74.6)%、農業集落排水事業が60.9(同59.6、59.6)%、特定地域生活排水処理事業が57.4(同60.2、60.8)%となります。また、100%以上は、公共下水道が380(前年度363)事業体(全体の32.4(前年度30.9)%）、特環下水道が131(同132)事業体(全体の18.3(前年度18.5)%）、農業集落排水施設等が80(同81)事業体(全体の 6.8(前年度 6.8)%）、浄化槽事業が19(同27)事業体(全体の 4.5(同 6.4)%）、合わせて640(同603)事業体と総数の18.4(同17.2)%まで増加しますが、それでもまだまだ低い状況と思いませんか。

さらに、経費回収率(維持管理費)が100%を下回り、総務省からイエローカードが出されている事業体は、公共下水道が255(前年度255)事業体(全体の21.7(前年度21.7)%）、特環下水道が375(同372)事業体(全体の同52.5(同52.0)%）、農業集落排水施設等が1,022(同1,037)事業体(全体の同86.8(同87.2)%）と、集合処理施設を合わせると1,652(同1,664)事業体(全体の同53.9(同54.1)%）もあります。



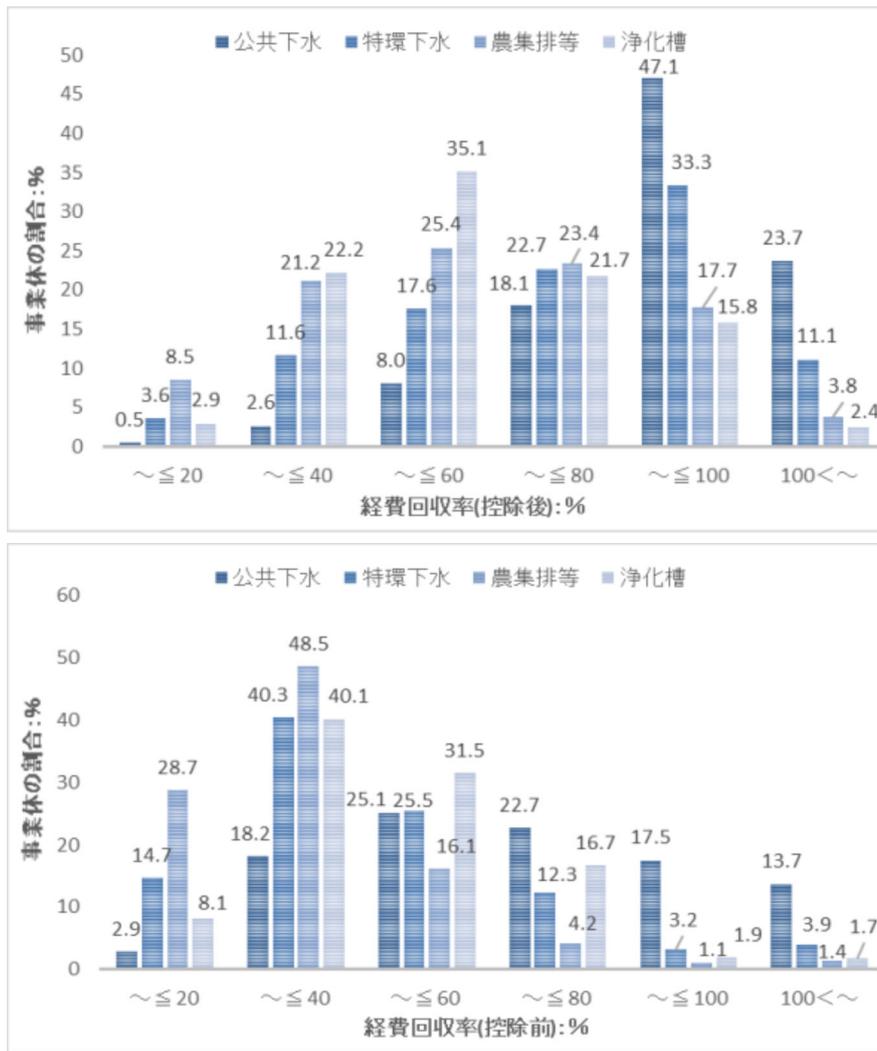


図-8 事業別の経費回収率の分布

【数値の出所は、総務省「令和2年度下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」】

- 農業集落排水施設等とは、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水処理施設及び小規模集合排水処理施設を合わせたもの。浄化槽事業とは、特定地域生活排水処理施設と個別排水処理施設を合わせたもの。

(5) 一般家庭使用料

表-22 公営企業で実施されている上下水道事業における使用料と経費回収状況

令和2年度	汚水処理			上水道(末端給水事業)			家庭用 使用料 A+B	
	事業名	経費回収率:%		家庭 使用料 A	家庭 使用料 B	料金 回収率 %		備考
		控除前	控除後					
甲府市	公共下水	74.1	96.3	2,431	2,937	116.90	5,368	
	特環下水	53.9	100.0	2,431				
	農業集落	18.4	39.2	4,200			7,137	
	特定地域	30.4	35.5	2,400	1,100	5.12	簡易水 3,500	

富士吉田市	公共下水	34.5	64.0	1,815	1,529	115.33		3,344
都留市	公共下水	25.2	62.6	2,420	2,260	104.43		4,680
					2,260	98.86	簡易水	
山梨市	公共下水	51.3	93.7	2,541	3,003	92.24		5,544
	特環下水	28.6	74.9	2,541				
	特定地域	43.3	62.9	3,405	3,003	26.74	簡易水	6,408
大月市	公共下水	14.2	17.7	2,640	3,641	65.24		6,281
	特環下水	8.3	11.0	2,640	2,266	50.26	簡易水	4,906
韮崎市	公共下水	35.0	76.3	2,123	2,816	75.92		4,939
					1,818	32.40	簡易水	3,941
南アルプス市	公共下水	50.4	56.8	1,700	2,508	113.63		4,208
	農業集落	11.7	17.6	2,750	1,936	5.41	簡易水	4,686
北杜市	特環下水	32.4	93.6	2,310	2,140	71.68		4,450
	農業集落	23.5	71.3	2,310				
	特定地域	28.8	58.2	2,090				4,230
甲斐市	公共下水	48.7	62.7	1,705	2,431	134.23		4,136
	農業集落	10.4	21.2	2,926	2,310	21.00	簡易水	5,236
	特定地域	44.4	48.4	1,760				4,070
笛吹市	公共下水	42.2	85.5	2,376	2,801	81.00		5,177
	農業集落	20.4	64.0	2,640	746	40.38	簡易水	3,386
上野原市	公共下水	46.3	81.1	2,860	3,641	65.24		6,501
	特環下水	45.0	81.1	2,860	2,475	69.91	簡易水	5,335
甲州市	公共下水	29.2	79.6	2,328	3,080	77.50		5,408
	特環下水	15.1	72.2	2,328				
	特定地域	72.4	89.1	2,328				
中央市	公共下水	70.5	82.8	2,200	2,313	102.34		4,513
	農業集落	32.8	60.1	2,200	2,695	79.04	簡易水	4,895
市川 三郷町 市川 三郷町	公共下水	29.3	34.8	1,870	1,760	41.50	簡易水	3,630
	特環下水	16.0	35.0	1,980				3,740
	農業集落	6.0	10.3	3,250				5,010
	特定地域	60.1	95.5	2,740				4,500
早川町	特環下水	40.4	40.4	4,500	1,083	13.06	簡易水	5,583
	農業集落	46.7	46.7	4,000				5,083
身延町	公共下水	17.4	82.6	2,310	2,370	42.13	簡易水	4,680
	特環下水	25.6	56.7	2,310				
	農業集落	13.7	35.0	3,560				5,930
	小規模集	7.4	17.9	3,560				
	特定地域	33.0	39.5	2,970				5,340
南部町	—	—	—	—	1,930	26.98	簡易水	1,930
	公共下水	36.9	88.0	2,170	2,250	122.86		4,420

富士川町	農業集落	17.7	74.3	4,620	2,085	27.42	簡易水	6,705
	昭和町	公共下水	46.5	98.2	2,420			4,505
道志村	個別排水	26.2	42.2	2,200	880	13.96	簡易水	3,080
西桂町	公共下水	19.4	44.8	2,090	1,320	62.50	簡易水	3,410
	忍野村	公共下水	40.7	48.4	1,375	1,100	36.24	
					1,100	18.74	簡易水	
山中湖村	公共下水	25.1	51.4	1,430	858	54.14	簡易水	2,288
鳴沢村	—	—	—	—	583	117.84	簡易水	583
富士	公共下水	39.5	62.4	1,760	1,120	104.55		2,880
河口湖町	特環下水	23.9	53.0	3,850	1,070	71.12	簡易水	4,920
	小菅村	特環下水	10.4	10.4	2,520	550	7.06	簡易水
	農業集落	7.1	18.6	2,520				
丹波山村	特環下水	5.2	5.2	1,200	630	5.87	簡易水	1,830
	小規模集	2.6	7.2	1,200				
令和2 年度	汚 水 処 理			上水道(末端給水事業)				家庭用 使用料 A + B
	事業名	経費回収率：%		家 庭 使用料 A	家 庭 使用料 B	料 金 回収率 %	備 考	
		控除前	控除後					

簡易水：簡易水道

【汚水処理に関する数値は令和2年度「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」、上水に関する数値は令和2年度経営比較分析表より、それぞれ引用】

昭和町：平成28年度は上水道施設(簡水含む)なし

表-23 上水道と下水道における一般家庭使用料(円/(20m³・月))の合計値が高い団体

令和2年度 家庭使用料は 円/(20m ³ ・月) 団 体 名	汚 水 処 理			上 水 道			家庭用 使用料 A + B
	事業名	経費回収率：%		家 庭 使用料 A	家 庭 使用料 B	料 金 回収率 %	
		控除前	控除後				
北海道由仁町	農業集落	62.0	42.7	5,286	6,939	41.15	12,225
北海道夕張市	公共下水	61.2	25.7	5,105	6,966	52.39	12,071
北海道浦臼町	特環下水	100.0	33.6	5,016	6,171	99.26	11,187
福岡県小竹町	農業集落	92.1	51.6	7,040	4,020	91.67	11,060
秋田県湯沢市	特定地域	64.7	50.4	6,680	4,363	87.81	11,043
長崎県平戸市	農業集落	52.2	26.2	6,210	4,820	105.00	11,030
北海道三笠市	公共下水	100.0	74.0	5,583	5,236	94.39	10,819

北海道妹背牛町	農業集落	75.2	48.9	4,785	5,888	113.80	10,673
北海道栗山町 ※	公共下水	91.8	49.7	4,884	5,693	104.82	10,577
北海道江差町	公共下水	32.5	22.9	4,180	6,384	94.42	10,564
北海道妹背牛町※	特定地域	88.3	61.8	4,620	5,888	113.80	10,508
北海道秩父別町	農業集落	81.0	71.2	4,820	5,594	73.26	10,414
北海道北竜町 ※	農業集落	62.9	31.0	5,000	5,410	74.59	10,410
福岡県築上町 ※	公共下水	51.4	21.4	5,500	4,890	98.44	10,390
北海道芽室町	個別排水	66.0	39.1	5,133	5,247	110.44	10,380
北海道網走市	個別排水	93.5	65.0	5,984	4,378	112.80	10,362
北海道美唄市 ※	公共下水	89.5	43.8	4,998	5,219	99.55	10,217
北海道天塩町	特環下水	44.6	31.5	4,220	5,959	76.18	10,179
熊本県上天草市	特環下水	68.2	28.2	3,795	6,380	81.69	10,175
福岡県上毛町	農業集落	43.6	31.3	5,940	4,180	53.13	10,120
北海道新十津川町 ※	公共下水	81.7	66.9	3,916	6,171	99.26	10,087
北海道赤平市	公共下水	102.6	75.4	4,707	5,322	94.88	10,029
茨城県桜川市	農業集落	84.0	60.9	4,724	5,280	92.47	10,004
福岡県行橋市	農業集落	87.1	44.8	5,980	4,020	128.29	10,000
福島県下郷町	農業集落	33.9	31.8	5,990	3,980	55.83	9,970
北海道沼田町 ※	特環下水	112.5	51.8	4,280	5,544	63.75	9,824
福島県会津美里町 ※	公共下水	84.6	57.3	4,950	4,818	101.47	9,768
北海道木古内町	公共下水	25.6	21.2	4,400	5,368	79.58	9,768
愛媛県宇和島市	漁業集落	32.7	23.8	4,884	4,833	114.48	9,717
北海道根室市	公共下水	83.3	83.3	4,312	5,379	100.90	9,691
北海道歌志内市	公共下水	100.0	75.3	4,797	4,891	113.43	9,688
宮城県村田町 ※	公共下水	98.1	94.6	4,614	5,060	87.54	9,674
北海道砂川市 ※	公共下水	116.5	77.6	4,760	4,891	113.43	9,651
北海道余市町	公共下水	78.4	46.6	4,300	5,336	84.89	9,636
北海道雨竜町	農業集落	83.9	57.8	3,456	6,171	99.26	9,627
北海道芦別市	公共下水	95.7	74.8	5,042	4,554	82.16	9,596
宮城県栗原市 ※	公共下水	69.3	60.5	4,070	5,481	87.54	9,551
岩手県軽米町	特環下水	81.6	35.4	4,400	5,140	63.35	9,540
福島県小野町	特定地域	77.5	77.5	4,950	4,510	93.27	9,460
福岡県香春町	特定地域	105.6	77.2	5,010	4,418	95.17	9,428
福井県小浜市	農業集落	100.0	61.1	7,975	1,452	109.10	9,427
北海道奈井江町※	公共下水	96.9	54.7	4,528	4,891	113.43	9,419
東京都青ヶ島村	特定地域	155.5	155.5	4,400	4,950	35.68	9,350
山形県長井市	特定地域	96.6	69.8	5,040	4,290	117.96	9,330
北海道月形町	農業集落	91.6	45.5	4,664	4,664	79.30	9,328
青森県黒石市 ※	公共下水	98.8	82.1	4,045	5,280	106.32	9,325
北海道浦幌町 ※	公共下水	104.1	92.8	4,342	4,980	54.30	9,322
秋田県小坂町	公共下水	91.1	45.0	3,850	5,456	54.44	9,306
青森県深浦町 ※	特環下水	21.5	16.8	3,905	5,390	43.88	9,295
北海道日高町 ※	特環下水	49.9	48.1	4,193	5,092	110.40	9,285
山口県周防大島町 ※	特環下水	37.5	33.0	4,444	4,820	51.45	9,264
岩手県一戸町	特定地域	128.9	109.2	4,970	4,280	120.39	9,250
熊本県八代市	特定地域	69.0	60.5	5,560	3,670	44.90	9,230
岐阜県大垣市	小規模集	44.8	13.9	4,720	4,510	59.89	9,230
北海道中頓別町	特環下水	78.8	33.5	4,700	4,500	62.66	9,200
北海道深川市 ※	公共下水	99.4	64.8	3,850	5,346	86.92	9,196
福島県金山町	農業集落	47.7	33.3	4,950	4,233	46.67	9,183
秋田県横手市	特定地域	96.3	72.0	5,500	3,652	94.91	9,152
北海道増毛町	公共下水	50.8	47.6	3,790	5,360	96.57	9,150
山形県川西町 ※	公共下水	99.9	36.9	3,850	5,280	105.16	9,130

愛媛県鬼北町 ※	農業集落	86.8	47.4	3,960	5,170	141.56	9,130
北海道北見市	漁業集落	37.3	28.4	4,444	4,677	103.07	9,121
広島県東広島市	特定地域	90.5	76.1	5,120	3,999	108.09	9,119
広島県尾道市	漁業集落	22.5	14.9	4,950	4,169	108.05	9,119
秋田県大潟村	特環下水	103.7	103.7	4,779	4,334	64.39	9,113
北海道厚岸町	公共下水	27.4	27.4	3,910	5,200	92.74	9,110
福島県西会津町※	特環下水	77.2	31.3	4,730	4,378	66.54	9,108
宮城県山元町 ※	特環下水	51.2	32.9	3,652	5,445	102.89	9,097
石川県穴水町 ※	公共下水	100.0	59.0	3,960	5,126	104.32	9,086
青森県田舎館村※	公共下水	89.0	72.9	4,051	5,032	91.08	9,083
北海道大樹町	公共下水	69.5	39.9	3,721	5,359	75.91	9,080
福島県大玉村	農業集落	89.5	55.6	5,665	3,410	100.57	9,075
広島県三次市	特定地域	61.6	61.6	5,390	3,681	75.66	9,071
北海道登別市 ※	公共下水	117.2	58.4	4,246	4,822	120.77	9,068
北海道美幌町	個別排水	76.5	50.9	5,170	3,894	107.93	9,064
愛媛県松山市	農業集落	72.9	72.9	3,380	5,678	28.26	9,058
千葉県佐倉市	農業集落	22.9	16.6	6,168	2,882	97.85	9,050
北海道留萌市	公共下水	87.1	73.0	4,820	4,227	94.65	9,047
北海道滝川市 ※	公共下水	144.6	144.6	4,134	4,891	113.43	9,025
三重県伊賀市	特定地域	67.7	56.6	5,500	3,520	103.28	9,020
北海道佐呂間町※	特環下水	87.9	36.3	4,510	4,510	91.96	9,020
山形県遊佐町 ※	公共下水	136.2	38.6	3,740	5,280	105.20	9,020
山形県金山町 ※	公共下水	94.2	25.7	3,740	5,270	63.93	9,010
長野県中川村 ※	公共下水	88.7	63.9	5,280	3,729	98.64	9,009

上水道は簡水を含む、市町村名の※は複数の汚水処理事業を同一料金で実施している。
北海道網走市の個別排水処理施設が簡易水道(6,404円、25.39%)地域であれば、上・下水道の合計額は12,388円で、一番高くなる。

上水道と下水道の両者の使用料の合計額が9千円以上は84団体。1万円以上は24団体。

【下水道に関する数値は令和2年度「下水道事業経営指標・下水道使用料の概要」、
上水道に関する数値は令和2年度経営比較分析表より引用】

なお、令和元年度における汚水と上水の使用料合計額が1万円を超えていたのは、18団体です。

表-24 都道府県庁所在市における二人以上の世帯の消費支出と光熱・水道費(月額)

令和3年 円/月	消費支出 A	光熱・ 水道 B	電気代	ガス代	他の光 熱	上・下 水道料 C (降順)	B/A	C/A
							%	%
山形市	321,411	29,475	13,094	5,311	3,418	7,651	9.2	2.4
松江市	273,925	25,547	13,357	4,129	805	7,256	9.3	2.6
長野市	285,963	23,164	9,445	4,945	1,731	7,043	8.1	2.5
佐賀市	274,612	22,759	10,931	4,189	649	6,990	8.3	2.5
さいたま市	315,001	22,695	10,278	5,194	254	6,968	7.2	2.2
福島市	292,743	25,980	12,690	4,369	2,153	6,768	8.9	2.3
千葉市	311,484	21,258	9,046	5,243	318	6,651	6.8	2.1
大津市	296,980	21,505	10,670	3,756	571	6,507	7.2	2.2
奈良市	290,843	21,408	9,470	5,117	475	6,346	7.4	2.2

長崎市	249,995	21,307	9,458	5,062	519	6,268	8.5	2.5
新潟市	313,678	25,233	11,624	5,439	1,931	6,239	8.0	2.0
宇都宮市	281,101	20,830	9,063	4,623	971	6,173	7.4	2.2
盛岡市	272,911	26,994	11,956	4,787	4,233	6,019	9.9	2.2
富山市	317,803	26,266	14,565	3,028	2,684	5,990	8.3	1.9
仙台市	284,171	22,954	10,694	4,535	1,741	5,984	8.1	2.1
秋田市	247,776	26,395	11,559	4,749	4,112	5,975	10.7	2.4
金沢市	307,083	25,215	13,922	3,873	1,471	5,949	8.2	1.9
福井市	252,152	25,073	15,151	2,807	1,220	5,895	9.9	2.3
横浜市	300,152	19,933	8,777	5,336	258	5,561	6.6	1.9
静岡市	291,793	22,344	10,840	5,511	476	5,517	7.7	1.9
鳥取市	273,927	21,818	11,362	3,709	1,235	5,511	8.0	2.0
山口市	283,246	22,467	11,966	4,067	954	5,480	7.9	1.9
熊本市	291,309	20,555	10,720	3,897	468	5,470	7.1	1.9
甲府市	270,816	20,762	9,828	4,622	869	5,442	7.7	2.0
水戸市	275,819	21,078	9,957	4,840	899	5,382	7.6	2.0
東京都区部	322,785	19,918	9,071	5,286	192	5,369	6.2	1.7
青森市	245,117	28,051	12,676	3,198	6,836	5,340	11.4	2.2
宮崎市	253,236	18,654	9,658	3,146	527	5,324	7.4	2.1
京都市	283,208	20,754	9,643	5,455	343	5,313	7.3	1.9
福岡市	285,494	19,860	9,373	4,812	369	5,306	7.0	1.9
岡山市	276,603	21,463	11,100	4,574	568	5,220	7.8	1.9
高知市	280,789	20,507	9,775	5,141	513	5,078	7.3	1.8
広島市	284,423	21,670	10,774	5,364	470	5,061	7.6	1.8
前橋市	286,646	18,643	8,858	3,925	851	5,009	6.5	1.7
岐阜市	306,115	22,188	11,225	4,961	1,062	4,940	7.2	1.6
那覇市	228,284	19,513	9,657	4,713	265	4,878	8.5	2.1
津市	295,770	19,220	9,321	4,295	744	4,860	6.5	1.6
大分市	271,229	19,222	9,766	4,107	525	4,824	7.1	1.8
松山市	243,528	19,986	11,164	3,470	692	4,660	8.2	1.9
名古屋市	263,912	19,382	9,052	5,346	359	4,626	7.3	1.8
和歌山市	225,703	19,193	10,616	3,424	561	4,592	8.5	2.0
札幌市	268,396	26,676	11,489	4,612	6,015	4,560	9.9	1.7
鹿児島市	299,164	19,523	10,048	4,775	312	4,388	6.5	1.5
神戸市	287,016	17,420	8,040	4,870	164	4,347	6.1	1.5
高松市	274,537	20,920	11,381	4,450	838	4,250	7.6	1.5
大阪市	249,980	19,734	10,148	5,173	182	4,231	7.9	1.7
徳島市	298,531	21,034	13,203	3,166	467	4,197	7.0	1.4
全 国	279,024	21,530	10,317	4,648	1,153	5,412	7.7	1.9

【出典：総務省統計局、家計調査報告(家計収支編)－令和3年(2021年)平均、令和4年2月8日公表】

(6) 汚水処理施設の老朽化

1. 有形固定資産減価償却率(法適用企業のみ)(出典：総務省、経営比較分析表)

【指標の意味】

有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、**資産の老朽化度合い**を示している。

【分析の考え方】

当該指標について、明確な数値基準はないと考えられる。したがって、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているか、対外的に説明できることが求められる。

一般的には、**数値が高いほど、法定耐用年数に近い資産が多いこと**を示しており、将来の施設の改築(更新・長寿命化)等の必要性を推測することができる。

また、他の老朽化の状況を示す**管渠老朽化率**や**管渠改善率**の状況を踏まえて分析する

必要があると考えられ、施設の改築等の必要性が高い場合などには、改築等の財源の確保や経営に与える影響等を踏まえた分析を行い、必要に応じて経営改善の実施や投資計画等の見直しなどを行う必要がある。

なお、長寿命化等に取り組んでいる団体においては、分析の際に、それらの効果についても留意が必要である。

【筆者追記】

有形固定資産とは、建物、建物付属設備、構築物、車両運搬具、工具、器具備品、機械装置などを指し、減価償却資産とは、時間の経過により価値が減少するものを指します。ます

2. 管渠老朽化率(法適用企業のみ)(出典：総務省、経営比較分析表)

【指標の意味】

法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を表した指標で、管渠の老朽化度合いを示している。

【分析の考え方】

当該指標は、明確な数値基準はないと考えられる。したがって、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握・分析し、適切な数値となっているか、耐震性や、今後の更新投資の見通しを含め、対外的に説明できることが求められる。

一般的には、**数値が高い場合には法定耐用年数を経過した管渠を多く保有しており、管渠の改築等の必要性を推進することができる。**数値が低い場合であっても、将来的には耐用年数に達することから、改築・更新時期を迎える管渠が増加すること等が考えられるため、設備の回復・予防保全のための修繕や事業費の平準化を図り、計画的かつ効率的な維持管理・改築更新に取り組む必要がある。

また、他の老朽化の状況を示す指標である有形固定資産減価償却率や管渠改善率の状況を踏まえ分析する必要があると考えられ、管渠の改築等の必要性が高い場合などには、改築等の財源の確保や経営に与える影響等を踏まえた分析を行い、必要に応じた経営改善の実施や投資計画等の見直しなどを行う必要がある。

なお、長寿命化等に取り組んでいる団体においては、分析の際に、それらの効果についても留意が必要である。

3. 管渠改善率(出典：総務省、経営比較分析表)

【指標の意味】

当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標で、管渠の更新ペースや状況を把握できる。

【分析の考え方】

当該指標については、明確な数値基準はないと考えられるが、**数値が2%の場合、すべての管路を更新するのに50年かかる更新ペース**であることが把握できる。数値が低い場合、耐震性や、今後の更新投資の見通しを含め、対外的に説明できることが求められる。また、当該指標の分析には、他の老朽化の状況を示す指標である有形固定資産減価償却率や管渠老朽化率の状況を踏まえ分析する必要があると考えられ、管渠の改築等の必要性が高い場合などには、改築等の財源の確保や経営に与える影響等を踏まえた分析を行い、必要に応じて経営改善の実施や投資計画等の見直しなどを行う必要がある。

なお、長寿命化等に取り組んでいる団体においては、分析の際に、それらの効果についても留意が必要である。

○ 管渠の老朽化の状況について、「令和2年度地方公営企業決算の概要」では以下のよう
に示されています

法適用企業のうち、建設が完了した下水管(受贈され、今後維持管理を行うものを含む。)の下水管布設延長は492,001kmで、前年度(382,701km)に比べ109,300km、28.6%増加している。このうち、法定耐用年数を越えた管渠延長が23,852kmで前年度(21,335km)に比べ、516km、11.8%増加している。管渠老朽化率は4.8%で、前年度(5.6%)に比べ0.8ポイント低下している。また、令和2年度に修繕・改良・更新した管渠延長は1,623kmで、前年度(955km)に比べ668km、69.9%増加している。管渠改善率は0.3%で、前年度(0.2%)に比べ0.1ポイント上昇している。

下水道管渠は法定耐用年数が50年であり、これまで急速に整備されてきた施設・設備の老朽化が進むことが見込まれるため、適切な維持管理や更新をすることが求められる。

表-25 下水道事業管渠の老朽化状況(法適用企業)

単位：km、% 法適用企業	平成23年 度	平成25年 度	平成30年 度	令和元年 度 (A)	令和2年 度 (B)	(B-A)/A
下水管布設延長(a)	221,756	249,381	337,226	382,701	492,001	28.6
法定耐用年数を 迎えた管渠延長(b)	7,878	9,382	16,930	21,335	23,852	11.8
1年間の修繕・改良 ・更新管渠延長(c)	463	525	820	955	1,623	69.9
管渠老朽化率(b)/(a)	3.6	3.8	5.0	5.6	4.8	—
管渠改善率(c)/(a)	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	—

【出典：令和2年度地方公営企業年鑑】

表-26 老朽化の状況(公共下水道)

単位：%

	有形固定資産減価償却率			管渠老朽化率			管渠改善率		
	平成30	令和元	令和2	平成30	令和元	令和2	H30	R01	R02
甲府市	50.79	52.55	54.22	6.73	7.55	9.06	0.35	0.27	0.34
富士吉田市			3.34			0.00			0.00
都留市						0.00			0.00
山梨市	32.03	33.15	34.22	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
大月市							0.11	0.00	0.00
韮崎市			2.78			0.00			0.00
南アルプス市		30.32	31.30		0.00	0.00		2.16	0.00
北杜市 ※			48.55			0.00			0.00
甲斐市			2.72			0.00			0.00
笛吹市	8.20	10.85	13.48	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
上野原市							0.00	0.00	0.00
甲州市			3.10			0.00			0.00
中央市			32.16			0.00			0.00

市川三郷町						0.00	0.00	0.00
早川町 ※						0.00	0.00	0.00
身延町						0.00	0.00	0.00
富士川町						0.00	0.00	0.00
昭和町						0.00	0.00	0.00
西桂町						0.00	0.00	0.00
忍野村						3.81	0.00	0.00
山中湖村						0.00	0.00	0.00
富士河口湖町						0.66	0.00	0.00
小菅村 ※						0.00	0.00	0.00
丹波山村 ※						0.00	0.00	0.00
山梨県 ※2			4.55		0.00			0.00

※：特定環境保全公共下水道、※2：流域下水道

【数値の出所：総務省、経営比較分析表】

○ 事業報告書に記載する経営指標の例(下水道事業)

【出典：総務省、人口減少社会等における持続可能な公営企業制度のあり方に関する研究会、令和3年2月19日】

【経営比較分析表における経営指標】

共 通 ： 経常収支比率、累積欠損金比率、流動化率

下水道事業

経営の健全性・効率性：企業債残高対事業規模比率、経費回収率、汚水処理原価、水洗化率

老朽化の状況：有形固定資産減価償却率、管渠老朽化率＋管渠改善率

組み合わせ例：経常収支比率＋有形固定資産減価償却率＋管渠老朽化率、
経常収支比率＋累積欠損金比率、経費回収率＋汚水処理原価、
経常収支比率＋経費回収率、管渠老朽化率＋管渠改善率

- 1) 「経営の健全性」及び「料金水準の妥当性」を示すため「**経常収支比率**」と「**料金回収率**」のクロス評価を行う。

経常収支比率：使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標

$$\text{算出式} = (\text{経常収益}) \div (\text{経常費用}) \times 100$$

経費回収率：使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標

$$\text{算出式} = (\text{下水道使用料}) \div (\text{汚水処理費(公費負担分を除く)}) \times 100$$

経常収支比率	経費回収率	経営の状況
100%以上	100%以上	健全経営＋独立採算
100%以上	100%未満	健全経営＋料金以外の収入(他会計繰入金)に依存
100%未満	100%以上	単年度収支赤字(※)＋独立採算
100%未満	100%未満	経営の健全化が必要

※ 操出基準額に対して実繰入額が少ない場合等が考えられる。

- 2) 「経営の健全性」と「施設の更新」のバランスが保たれているかを把握するため以下の3指標を示す

経常収支比率：使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息

等の費用をどの程度賄えているかを表す指標

$$\text{算出式} = (\text{経常収益}) \div (\text{経常費用}) \times 100$$

有形固定資産減価償却率：有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す。

$$\text{算出式} = (\text{有形固定資産減価累計額}) \div (\text{有形固定資産のうち償却対象の帳簿原価}) \times 100$$

管渠老朽化率：法定耐用年数を越えた管渠延長の割合を表した指標

$$\text{算出式} = (\text{法定耐用年数を経過した管渠延長}) \div (\text{下水道布設延長}) \times 100$$

指 標	更新投資を行った場合	更新投資を先送りした場合
経常収支比率	悪化	変動なし
有形固定資産減価償却率	改善	悪化
管渠老朽化率	改善	悪化

- 更新投資は、新規投資と異なり、料金収入の増加をもたらさないため実施に当たっては経常収支とのバランスが重要となる。更新投資を行うと、資産の更新が進むが、減価償却費及び企業債利息が増加するため、経常収支比率が悪化する方向に働く場合がある。

表-27 各指標の類似団体平均(公共下水道・令和元年度)

処理区域内		供用開始 後年数別 区分 年	経常収支 比 率 %	経 費 回収率※ %	有形固定資 産減価償却 率 %	管 渠 老朽化率 %
人口区分	人口密度区分 人/ha					
政令市等			108.24	110.92	48.25	10.76
10万人 以上	100以上		109.00	99.89	24.54	7.66
	75以上		106.31	101.62	30.60	5.02
	50以上	30以上	107.03	97.91	31.01	4.95
		30未満	104.34	81.86	14.98	0.00
	50未満		111.12	100.91	34.33	5.11
3万人 以上	100以上		104.85	97.90	14.72	1.01
	75以上	30以上	107.34	92.08	8.55	2.41
		30未満	110.81	92.42	14.51	0.00
	50以上	30以上	106.32	88.05	21.22	0.83
		30未満	105.89	85.39	19.78	0.44
	50未満	30以上	106.99	94.69	26.36	1.43
30未満	107.15	94.73	17.24	0.11		
3万人 未満	75以上		—	—	—	—
	50以上	30以上	101.51	85.34	16.37	0.98
		15以上	105.14	76.32	18.04	0.00
		15未満	101.29	73.63	4.83	0.00
	25以上	30以上	106.81	87.29	29.23	1.37
		15以上	106.57	81.88	15.85	0.00
		15未満	106.07	77.51	6.84	0.00
	25未満	30以上	104.01	86.94	31.19	0.58
15以上		109.21	74.17	24.10	0.00	
15未満		—	48.20	—	—	

処理区域内		供用開始	経常収支	経 費	有形固定資	管 渠
人口区分	人口密度区分 人/ha	後年数別 区分 年	比 率 %	回収率※ %	産減価償却 率 %	老朽化率 %

※：法適用・非適用を合算して平均値を算出している。

【出典：総務省、人口減少社会等における持続可能な公営企業制度のあり方に関する研究会、令和3年 2月19日】

4. 有収率

有収率とは、施設の効率性を表す指標の一つで、処理した汚水のうち使用料徴収の対象となる有収水の割合のことです。有収率が高いほど使用料徴収の対象とできない不明水が少なく、効率的であるといえます。

$$\text{有収率} = (\text{年間有収水量}) / (\text{年間汚水処理水量}) \times 100$$

下水道においては、管渠の接続部分、マンホール等からある程度不明水が流入することはやむを得ないものです。しかし、不明水の量が多くなると、雨天時のマンホール等からの溢流、下水道処理施設への負荷増大(放流水質の悪化、消毒剤等薬剤の消費量の増加、電力消費量の増加など)、下水道事業の経営悪化などの悪影響が懸念されます。そのため、著しく有収率の低い団体にあつては、多量不明水が発生する原因の究明とその削減に努める必要があります。

不明水の発生理由としては、①管渠の接続部分・マンホール等からの流入、②汚水升と雨水升の誤接続による雨水の流入、③無届け排水設備からの汚水の流入、④井戸水等の認定水量と実際の使用水量との誤差の発生、⑤管路施設の老朽化や破損(全国の公共団体の7割が管路の点検・調査を未実施のため下水道管理に起因する道路陥没が毎年約4千件発生)等が考えられます。これらの有無を検証し、適切な対策を講じる必要があります。

なお、管路施設における日常の維持管理が適正でないと、不明水以外にも次のような管渠施設に起因した事故や障害が発生し、処理費用の増大や都市機能が麻痺するなど大きな障害を与える場合があります。【出典：国交省管渠施設維持管理業務委託等調査検討会、下水道管渠施設の包括的民間委託に関する報告書、平成21年3月】

- ア. 管渠閉塞等による下水の溢水
- イ. 管渠、マンホールの破損等による道路陥没
- ウ. 下水の滞留等による悪臭
- エ. マンホールふたに関連する騒音、交通傷害など

表-28 不明水の分類(指針を参考に作成)

有 収 汚 水		下水道料金等で把握が可能な水量	
不明水 (有収汚 水以外)	浸 入	地下水浸入水	恒常的あるいは比較的長期にわたり下水管渠に浸入した地下水
	水	雨天時浸入水	分流式下水道で雨天時に汚水管渠施設に浸入した雨水
	その他		●無届けの事業所排水や湧水などの有収外汚水 ●上水系排水(漏水) ●その他(農業排水路からの接続等)

【出典：篠田康弘(公益社団法人日本下水道管路管理業協会常務理事)ら、下水道協会誌、Vol. 52、

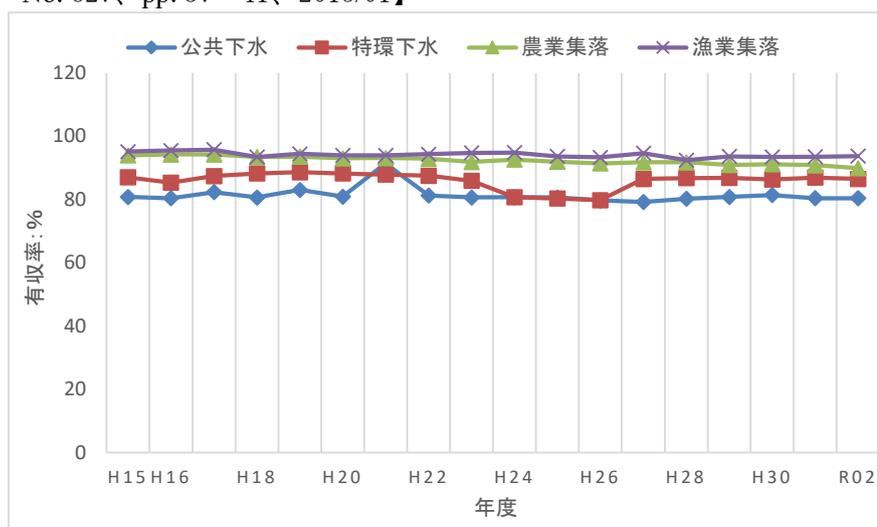


図-9 主な集合処理施設整備事業の有収率(加重平均値)の推移

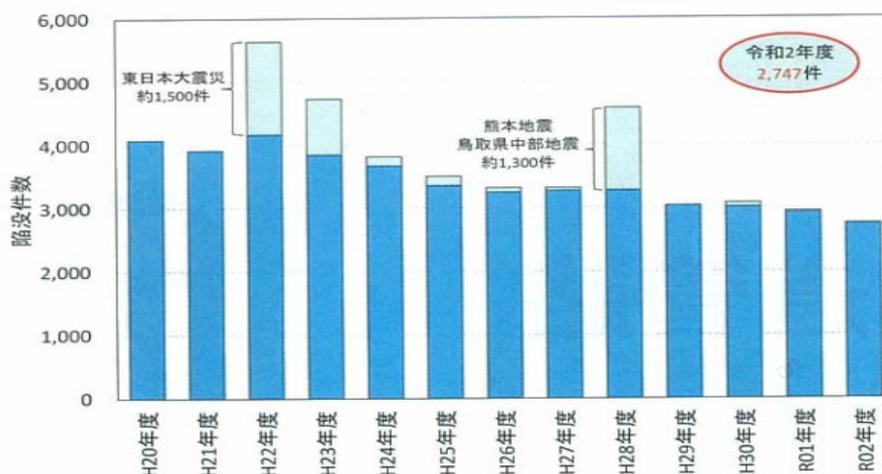
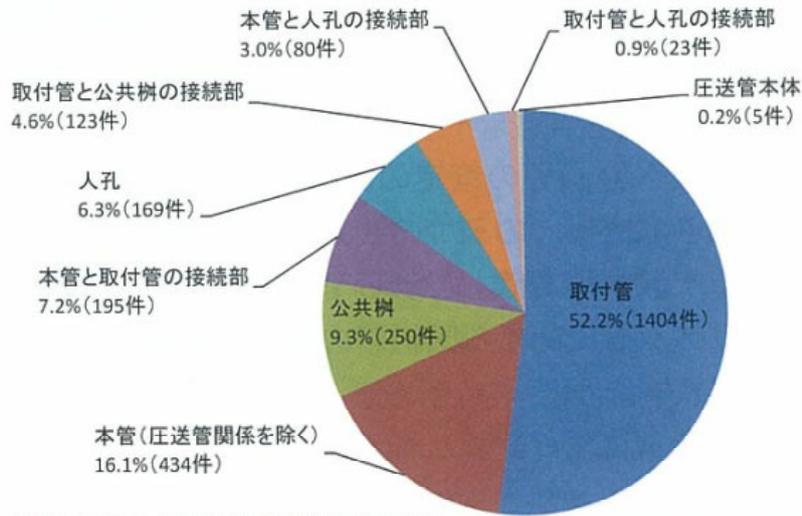


図-10 管路施設に起因した道路陥没件数の推移(令和2年度は速報値)

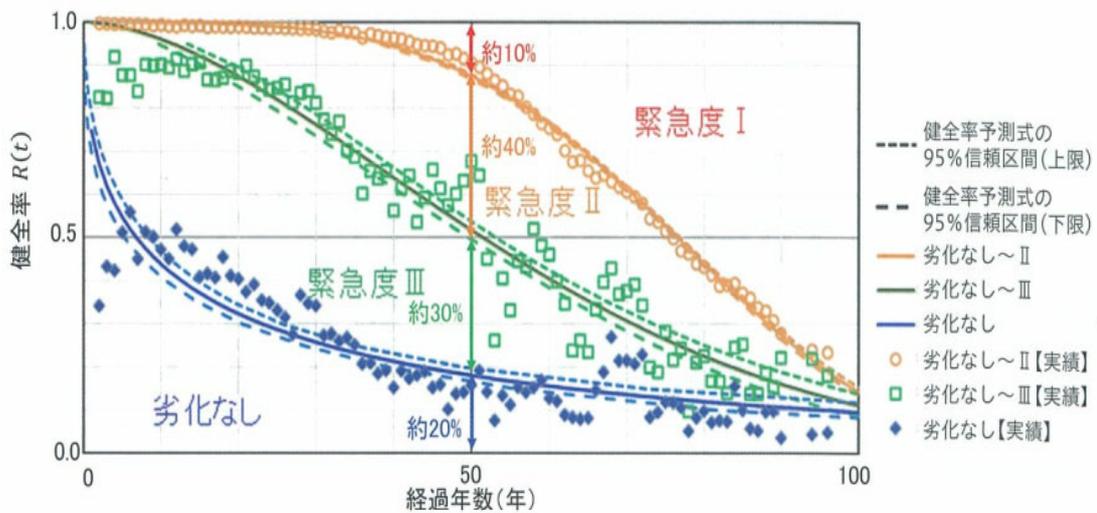
【出典：茨木誠、国総研における下水道管路ストックマネジメントに関する調査研究、下水道協会誌、Vol. 59、No. 712、pp. 9～12、2022/02】



※原因施設または陥没位置が不明(57件)、割合が0.1%未満(取付管と公共樹4件、圧送管下流の本管3件)を除く

図-11 令和2年度原因部位別道路陥没件数割合(速報値)

【出典：茨木誠、国総研における下水道管路ストックマネジメントに関する調査研究、下水道協会誌、Vol. 59、No. 712、pp. 9～12、2022/02】



区分	緊急度の区分	
緊急度Ⅰ	重度	速やかに措置が必要な場合
緊急度Ⅱ	中度	簡易な対応により必要な措置を5年未満まで延長できる場合
緊急度Ⅲ	軽度	簡易な対応により必要な措置を5年以上に延長できる場合
劣化なし	健全	特別な措置を講じる必要がない場合

図-12 健全率予測式2021のグラフ(鉄筋コンクリート管の例)

【出典：茨木誠、国総研における下水道管路ストックマネジメントに関する調査研究、下水道協会誌、Vol. 59、No. 712、pp. 9～12、2022/02】

5. 雨天時浸入水について

【出典：長谷川広樹(国土交通省水管理・国土保全局下水道部流域管理官付課長補佐)、雨天時浸入水対策ガイドライン(案)について、下水道協会誌、2020/12、Vol. 57、No. 698、pp. 1～8】

平成30年度に実施した分流式下水道を採用する地方公共団体を対象とした雨水時浸入水に関するアンケート調査結果によると、回答数2,962処理区のうち、半数以上である1,681処理区(約57%)が「維持管理上の問題あり」と回答しており、雨天時浸入水に関する事象の発生が全国的な課題となっていることが示唆されています。さらに、問題ありと回答している団体のうち、雨天時浸入水の発生箇所・原因について調査を行っている団体は約40%、発生源対策を実施したことのある団体は約37%と、雨天時浸入水に関する事象を認識しつつも、調査もしくは対策を実施している割合は低い状況にあることが分かります。

本ガイドラインでは、雨天時浸入水に起因する事象として、分流式下水道の処理区において汚水系統の管路施設やポンプ

施設、処理施設等において発生する以下の3つの事象を対象としており、「雨天時浸入水」とは、マンホールの蓋穴や汚水管への誤接続などによって、汚水系統に流入する雨水である「直接浸入水」と、雨天時の地下水位上昇等に伴い、汚水系統に流入する地下水である「雨天時浸入地下水」を合わせたものとしています。

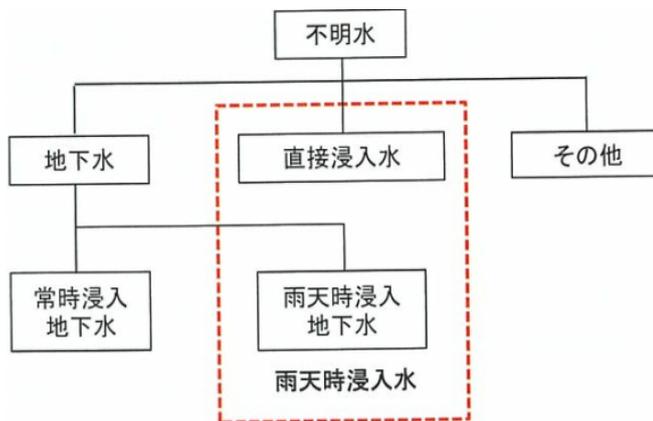


図-13 雨天時浸入水に係る用語の体系図

(事象1)：処理場外にある汚水管のマンホール等からの溢流や宅内への逆流

雨天時浸入水により管渠やポンプ施設等の流下能力等が不足し、増水した下水がマンホール等から溢流、または宅内へ逆流した下水がトイレや宅内ます等から溢流すること。

(事象2)：処理場外にある汚水管等から雨天時に増水した下水が公共用水域に流出

雨天時浸入水により管渠やポンプ施設等の流下能力等が不足することが想定される箇所において、マンホール等からの溢流対策として設置した管渠から、下水が公共用水域へ流出すること。

(事象3)：処理場に流入する下水の一部を二次処理せず放流または流出

雨天時浸入水の増大により処理場の処理能力が不足し、一部の下水を二次処理せずに放流または流出すること。

表-29 浸水部位・浸水原因別の浸入水削減対策手法及び効果の例

対象施設	浸入部位及び原因	対策手法	効果	
			直接浸入水	雨天時浸入地下水
宅内排水設備	誤接続	誤接続の解消	○	—
	管口や破損による水密性不良	改築・修繕	—	○
公共汚水ます	蓋穴や蓋周辺からの浸入	蓋の交換、蓋穴の閉塞	○	—
	管口や破損による水密性不良	改築・修繕	—	○
取付管	継ぎ手部や破損による水密性不良	改築・修繕	—	○
下水道本管	継ぎ手部や破損による水密性不良	改築・修繕	—	○
マンホール	管口や破損による水密性不良	改築・修繕	—	○
	蓋穴や蓋周辺からの浸入	蓋の交換、蓋穴の閉塞	○	—
その他	全般	雨水整備	○	○

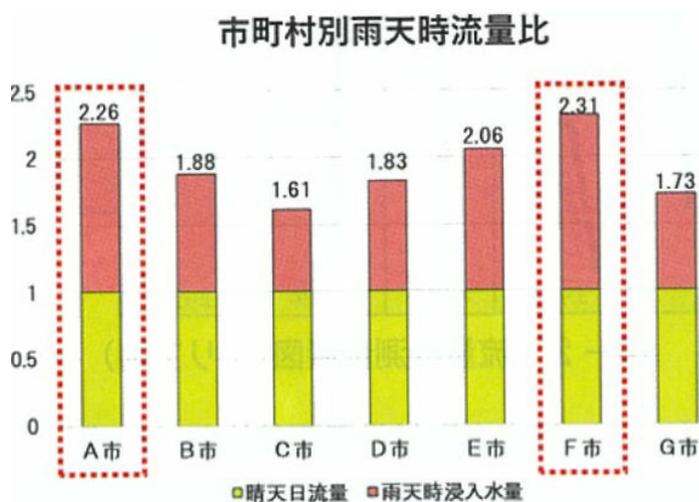


図-14 市町村別雨天時流量比較の事例

【出典：寺元務(大阪府南部流域下水道事務所維持管理課管理グループ)、分流式下水道における雨天時浸入水実態調査と対策協議会、下水道協会誌、2020/12、Vol. 57、No. 698、pp. 9～11】

【出典：森田寿(神戸市建設局下水道部管路課調査担当係長)、神戸市における分流式下水道の不明水対策について、下水道協会誌、2020/12、Vol. 57、No. 698、pp. 12～14】

1. はじめに

・・・前略・・・本市では、分流式下水道を採用しているため合流式と比べ、雨天時浸入水を含む不明水問題の放置は、**汚水処理費の増大や放流水質の悪化に直結**します。そうした背景から、不明水に対する調査を昭和52年から開始した記録が残っております。また、平成7年の阪神淡路大震災により多くの汚水管渠が被災し、不明水問題が顕著化したため、

表-30 使用開始後年と有収率

令和2年度 公共下水道	供用開始 後年 年 降順	有収率 %		令和2年度 公共下水道	供用開始 後年 年 昇順	有収率 %
甲府市	59	58.4	1	甲府市	59	58.4
富士吉田市	35	105.4	2	山梨市	32	66.6
富士河口湖町	35	100	3	甲州市	32	78.6
忍野村	33	100	4	山中湖村	32	86.0
笛吹市	32	89.9	5	笛吹市	32	89.9
山中湖村	32	86.0	6	韮崎市	26	90.5
甲州市	32	78.6	7	中央市	28	90.9
山梨市	32	66.6	8	昭和町	28	91.1
富士川町	28	92.6	9	甲斐市	28	91.2
南アルプス市	28	91.4	10	南アルプス市	28	91.4
甲斐市	28	91.2	11	富士川町	28	92.6
昭和町	28	91.1	12	市川三郷町	24	95.3
中央市	28	90.9	13	上野原市	17	97.5
韮崎市	26	90.5	14	大月市	17	100
身延町	25	100	15	身延町	25	100
市川三郷町	24	95.3	16	西桂町	17	100
都留市	17	105.1	17	忍野村	33	100
大月市	17	100	18	富士河口湖町	35	100
西桂町	17	100	19	都留市	17	105.1
上野原市	17	97.5	20	富士吉田市	35	105.4

【数値の出所：総務省、下水道事業経営指標・下水道使用料の概要】

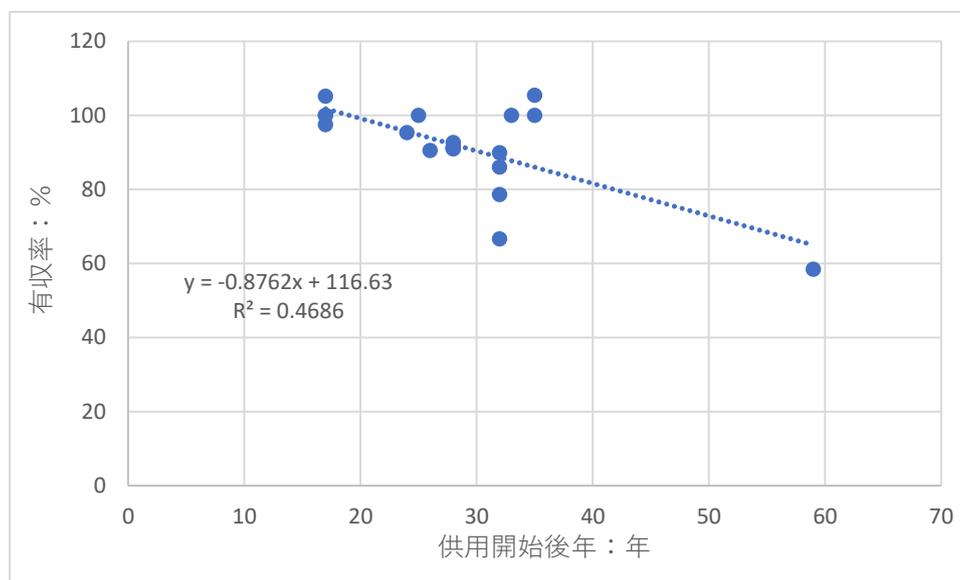


図-17 供用開始後年と有収率の関係(公共下水道、令和2年度)

(7) 下水道事業の簡易将来推計

【出典：(株)日本政策投資銀行、下水道事業の経営課題と将来予測、2019年4月】

- 下水道事業は上水道に比べても複層的な課題を抱えている。具体的には、①人口減少、②未普及人口への対応、③設備の老朽化・更新への対応、④財源構造、⑤事業者数の多さ、⑥職員減少・高齢化と技術承継、⑦災害対策、⑧下水道資源の有効活用が大きな課題となっている。

これらの課題は、端的には下水道使用料の引き上げに伴う市民負担の増加という形で将来的に顕在化していくことが予想される。

- 簡易将来推計の方法

現状の運営体制・設備規模が継続したものと想定した場合において、将来的な人口減少、管路改善率の適正水準への引き上げを勘案し、

【推計①】設備投資に係る国庫補助率(建設改良費に占める国庫(県)補助金の割合)が現状程度に維持される場合、及び

【推計②】国庫補助額(建設改良に充当される国庫(県)補助金の額)が現状並みに推移すると仮定した場合に、

下水道使用料がどのように推移するのかについて、キャッシュフローモデルに基づき推計した。推計に当たっては、地方公営企業年鑑(2015年度版)のデータを用い、都市規模に応じた相違を確認するため、①全国、②政令指定都市(東京都は含まない)、③人口20万人以上の都市(東京都・政令市を除く)、④人口5万人未満の都市のそれぞれについて、推計した。

- 推計結果の概要(数字は全国平均の値を記載)

① 【推計①】現状の国庫補助率を維持し、管路改善率を適正水準に引き上げた場合、国庫負担^{*1}は2015年比約3.1倍の水準を継続する必要がある、市町村負担^{*2}は30年後には同1.7倍、50年後には同2.1倍となる。また下水道使用料は、30年後には約1.7倍、50年後には約2.2倍の水準の引き上げる必要がある。

② 【推計②】国庫補助額が現状並みで推移し、管路改善率を適正水準に引き上げた場合、2019年度(4年後)頃から下水道使用料を毎年2～3%程度継続的に引き上げる必要がある、30年後には2015年度比約2.3倍、50年後には同約3.3倍の水準まで値上げが必要と想定される。

③ 必要な公費負担額及び値上げの幅は、一般的に人口規模が小さい都市ほど大きい^{*3}。

※1：必要な国庫補助金の額とし、地方交付税措置に伴う負担の移転は考慮しない。

※2：雨水処理負担金等、一般会計繰入金の必要額

※3：ただし、人口規模が小さい都市ほど施設が新しい傾向にあり、早急な値上げの必要性は低いものと思慮される。

- また、推計結果より、以下の示唆を得られた。

① 国や地方公共団体の財政的制約等を鑑みるに、公費に依存した運営のまま適切な設備更新を行っていくことは困難であること。

② 現状並みの国庫補助率が維持されるか否かにかかわらず、中長期的には下水道使用料の値上げが不可避であること。

③ 人口規模が小さい都市ほど、将来の絵姿は深刻であり、喫緊の更新投資が必要でな

い現段階から、広域化・共同化の検討やアセットマネジメントに関する長期的・計画的な取組みを行っていく必要があること。

		基準は2015年度	2045年	2065年
推計① 国庫補助率が現状 並みに維持された場合	全 国	必要使用料収入 使用料単価(円/m ³) 市町村負担金 国費負担金	約1.5倍 226(約1.7倍) 約1.7倍	約1.7倍 303(約2.2倍) 約2.1倍
	政令指定都市 (東京都を除く)	必要使用料収入 使用料単価(円/m ³) 市町村負担金 国費負担金	約1.3倍 188(約1.4倍) 約1.7倍	約1.4倍 223(約1.7倍) 約2.1倍
	人口20万人以上の都市 (東京都・政令市を除く)	必要使用料収入 使用料単価(円/m ³) 市町村負担金 国費負担金	約1.8倍 293(約2.1倍) 約1.6倍	約2.1倍 416(約3.0倍) 約2.1倍
	人口5万人未満の都市	必要使用料収入 使用料単価(円/m ³) 市町村負担金 国費負担金	約2.4倍 553(約3.4倍) 約1.2倍	約3.1倍 966(約6.0倍) 約1.4倍
推計② 国庫補助額が現状 並みに維持された場合	全 国	必要使用料収入 使用料単価(円/m ³) 市町村負担金 国費負担金	約2.0倍 316(約2.3倍) 約1.7倍	約2.4倍 454(約3.3倍) 約2.1倍
	政令指定都市 (東京都を除く)	必要使用料収入 使用料単価(円/m ³) 市町村負担金 国費負担金	約1.8倍 268(約2.0倍) 約1.7倍	約2.1倍 349(約2.6倍) 約2.2倍
	人口20万人以上の都市 (東京都・政令市を除く)	必要使用料収入 使用料単価(円/m ³) 市町村負担金 国費負担金	約2.5倍 410(約3.0倍) 約1.6倍	約4.4倍 613(約4.4倍) 約2.1倍
	人口5万人未満の都市	必要使用料収入 使用料単価(円/m ³) 市町村負担金 国費負担金	約3.6倍 833(約5.1倍) 約1.2倍	約4.8倍 1,506(約9.3倍) 約1.4倍

※：2015年の使用料単価(円/m³)：全国は137、政令指定都市は134、人口20万人以上の都市は138、人口5万人未満の都市は162です。

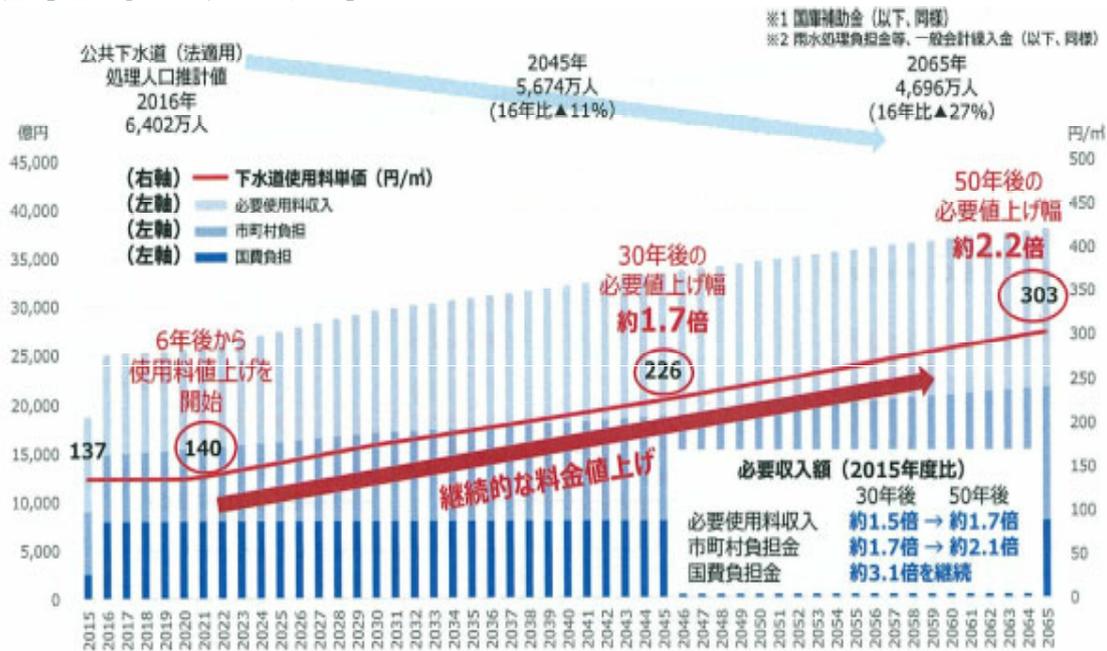
筆者の追記(数値の出典は下水道協会誌 Vol. 55、No. 666、p. 56の図－7、2018/04)

平成27年度の国庫補助額：5,149億円(建設改良費等※14,880億円の34.6%)

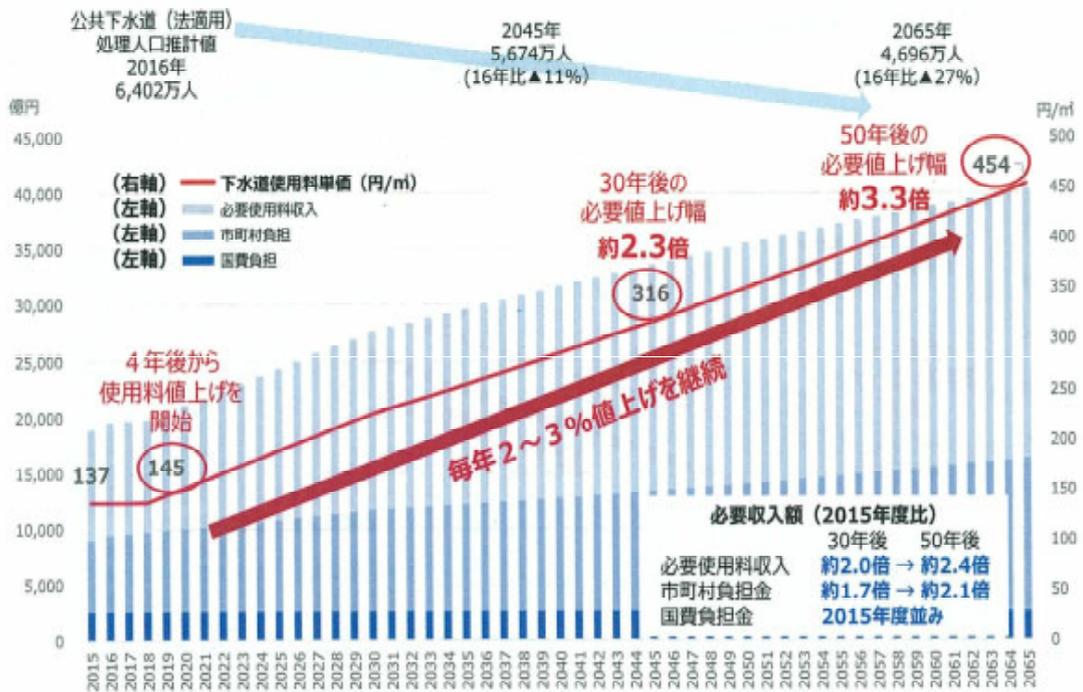
都道府県補助金：21億円(0.1%)

※(建設改良費14,149億円+建設利息15億円+職員給与費715億円=14,880億円)

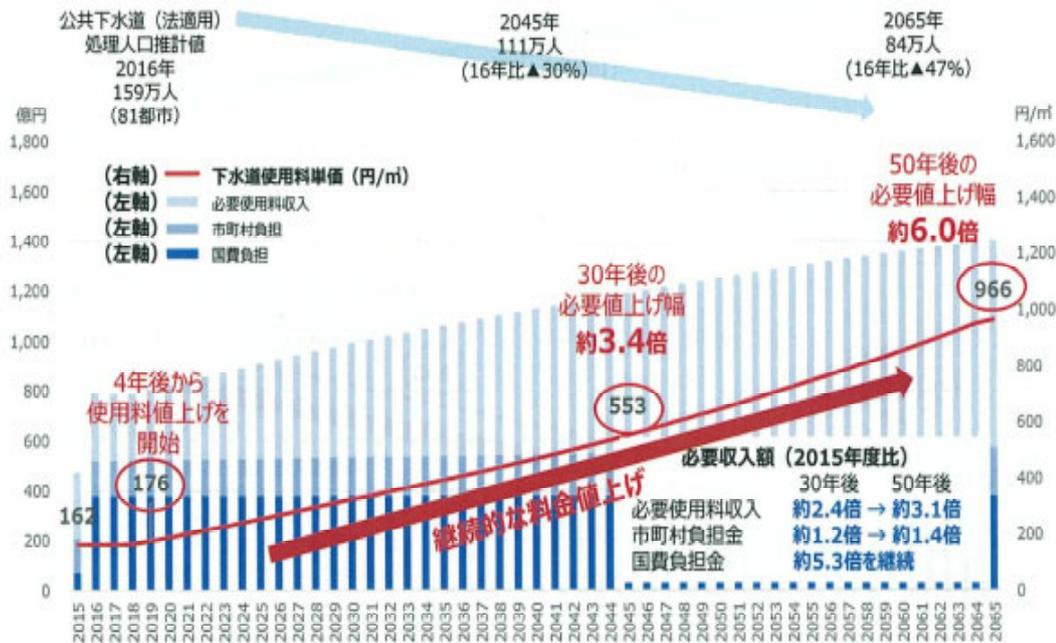
全国【推計①：補助率を維持】



全国【推計②：補助額を維持】



人口 5 万人未満の都市【推計①：補助率を維持】



人口 5 万人未満の都市【推計②：補助額を維持】

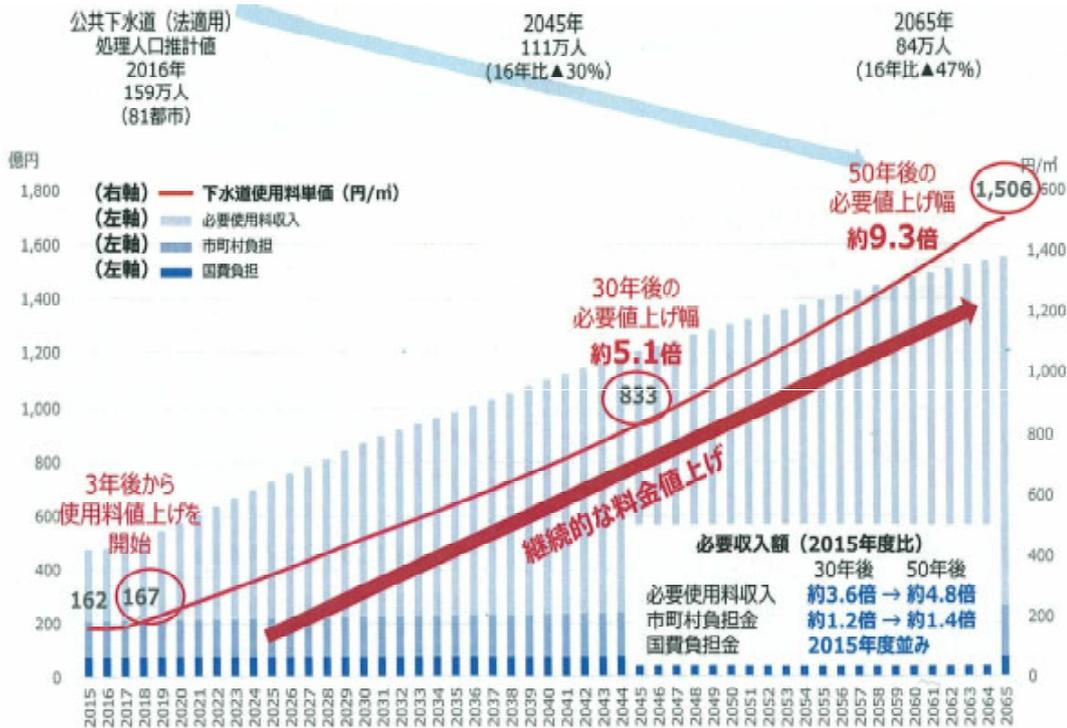


表-31 山梨県下の事業主体別、水道料金の将来予測値

値上げ率順位	事業主体名	料金(20m ³ /月)		料金改定率	料金改定年度	総人口減少率
		将来予測値(降順)	2018年度			
28	中央市	6,502	2,499	+160%	2019年度	-18%
89	韮崎市	5,466	2,764	+98%	2019年度	-33%
563	東部地域広域水道企業団	4,791	3,574	+34%	2019年度	-48%
382	山梨市	4,340	2,948	+47%	2019年度	-29%
570	甲州市	4,033	3,016	+34%	2020年度	-37%
471	笛吹市	3,860	2,750	+40%	2019年度	-18%
880	甲府市	3,435	2,883	+19%	2032年度	-19%
277	都留市	3,079	1,970	+56%	2023年度	-33%
806	南アルプス市	3,006	2,462	+22%	2024年度	-21%
-	市川三郷町	2,540	2,540	改定なし	-	-42%
1,127	富士川町	2,290	2,205	+4%	2041年度	-35%
345	富士吉田市	2,246	1,501	+50%	2027年度	-25%
1,063	甲斐市	1,986	1,846	+8%	2034年度	-11%
262	富士河口湖町	1,557	985	+58%	2019年度	-14%
737	忍野村	1,489	1,188	+25%	2019年度	-4%

数値の出所：新日本有限責任監査法人と水の安全保障戦略機構事務局とが2021年3月31日に発表した「人口減少時代の水道料金はどうなるのか？(2021年版)」

水道行政の現状と課題 水道事業者の経営改革の推進 広域化

【出典：財政制度等審議会、「財政健全化に向けた建議」、令和3年5月21日】

- 水道事業は、市町村経営の原則のもと、小規模事業者が多数存在。
- 今後、人口減少等に伴い、小規模事業者が益々増加する中、**水需要減、更新需要増**といった**経営環境のさらなる悪化**も見込まれている。
- 人材・経営資源が散在する従来型の経営では、個々の事業者による対応力が低下し、健全で効率的な経営を展望しにくい可能性。

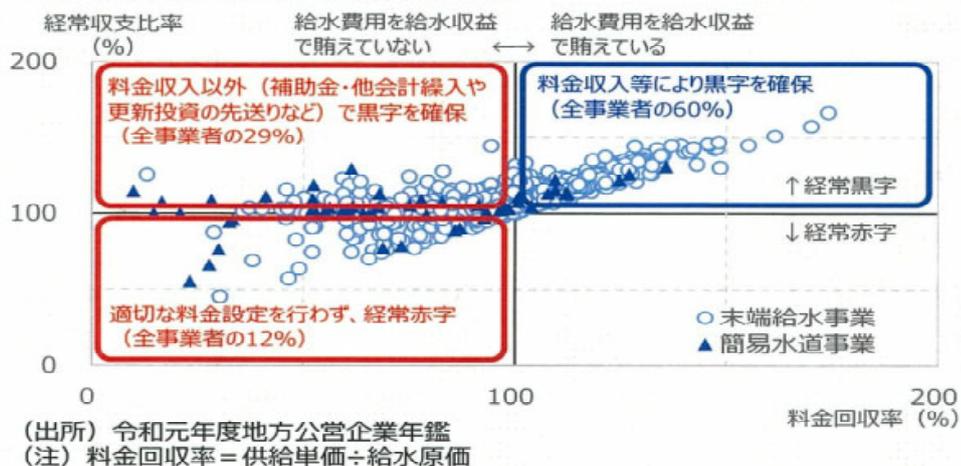


図-18 水道施設の更新需要の見通し

- 適切な水道料金の設定は、健全な経営の根幹。もっとも、約4割の事業者で給水費用を賄える水準に設定されておらず、赤字経営に陥るか、補助金等に依存している状況。また、将来の更新費用等(資産維持費)も十分に反映できていない事業者も多い。
- 同一都道府県内であっても自治体間の水道料金格差も大きい。将来、補助金に頼らず健全経営を確保しようとする、水道料金の大幅な引き上げは避けられず、水道料金の

地域差は一段と拡大する可能性。

◆ 経常収支比率と料金回収率の関係



◆ 水道料金の都道府県内価格差

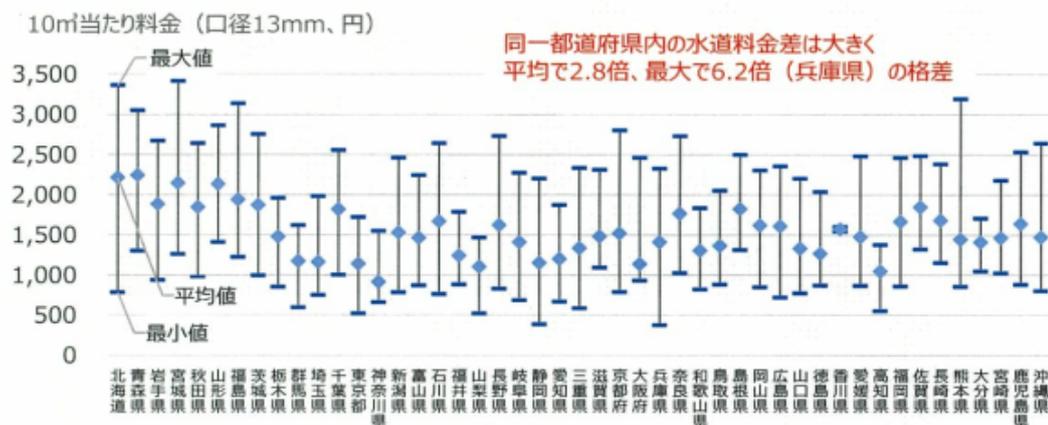


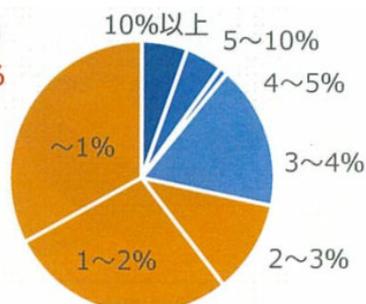
図-19 水道料金の都道府県内価格差

資産維持費は、給水サービス水準の維持向上や施設実体への維持ため、総括原価に含めるべきもの。

その費用は対象資産×資産維持率により計算。

(資産維持率の設定状況)

資産維持率を設定している事業者のうち、70%以上が「3%未満」



(出所) 水道料金算定要領

厚生労働省・総務省アンケート(平成29年4月)

全化に向けた取組を進めることとされている。

資産維持率は、更新等の円滑な推進、永続的な給水サービスの提供確保のため、3%が標準値。

○ 各水道事業者では、将来の更新需要や財政収支の見通しを踏まえ、収支均衡を図るべく、経営戦略を策定し、経営の効率化・健全化に向けた取組を進めることとされている。

§ 4. 市町村の財政状況

今後目指すべき地方財政の姿と令和4年度の地方財政への対応等についての意見

【出典：地方財政審議会、「今後目指すべき地方財政の姿と令和4年度の地方財政への対応等についての意見」、令和3年12月10日】

【概要】

○ 目指すべき地域の姿

どのような地域であっても、どの時代に生まれても、住民に安心と安全、幸せをもたらし、活力溢れる持続可能な地域社会。

○ 目指すべき地方財政の姿

<持続可能な地方税財政基盤の構築>

- 自由に使える一般財源総額の確保
- 偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系
- 地方交付税の機能の適切な発揮

<地方財政の健全化>

- 臨時財政対策債に依存せず、巨額の債務に圧迫されない姿
- まずは感染対策に万全を期す必要。あわせて将来を見据え、地方財政の健全化に不断に取り組む必要

○ 新型コロナウイルス感染症への対応：略

○ 令和4年度の地方財政への対応

1. 地方一般財源総額の確保等

- 地方自治体が、行政サービスを安定的に提供していくため、社会保障関係費の増加をはじめ、増大する御製需要を適切に地方財政計画の歳出に計上し、必要な一般財源総額を確保すべき。
- 地方交付税総額を安定的に確保し、臨時財政対策債の発行額をできる限り抑制すべき。

2. 「デジタル田園都市国家構想」の実現

- 地域社会のデジタル化を集中的に進めるため必要な財源を引き続き確保すべき。
- 地方自治体のDXの推進のため、情報システムの標準化・共通化に係る経費について、地方自治体の意見も聞きながら、適切な措置を講じるべき。

3. 地方創生の推進

- まち・ひと・しごと創生のための財源を適切に確保すべき。
- 地方回帰を実現すべく、意欲的な取組を進めようとする地方自治体を支援すべき。

4. グリーン社会の実現

- 地球温暖化対策計画を踏まえ、太陽光発電の導入、省エネルギー改修の実施等について、関係省庁が連携し地方自治体の取組を促すとともに、適切な財政措置を講じるべき。

5. 安全・安心の確保のための防災・減災、国土強靱化の推進

- 災害の激甚化・頻発化等により、人命に直結する発災時等の応急対応が重要となっていることから、**緊急防災・減災事業債を拡充**すべき。
- 国土強靱化の観点からも、公共施設等の老朽化に適切に対応していくため、**公共施設等適正管理推進事業債の期間を延長**すべき。

6. 社会保障制度改革

- 社会保障全般の総合的な検討にあたり、国と地方が協力し、それぞれの役割を果たすことが重要

- 公的価格見直しの実施にあたっては、地方の意見を十分に踏まえるべき。処遇改善に係る措置の円滑な実施のため、必要な財源確保が重要。

7. 持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化

- 地域医療構想と整合性を図りつつ、持続可能な医療提供体制の確保に向け、公立病院の経営強化に係る取組を支援するため、所要の財政措置を講じるべき。

8. 地方財政の健全化に資する取組等

- 住民サービスの向上・地方自治体のガバナンスの向上の観点から、決算情報等の「見える化」を図る必要。
- **水道・下水道事業**の広域化の実現に向け、財政措置の拡充等、地方自治体の取組を支援すべき。
- 宝くじの活性化に向けて、幅広い視点で議論・検討を行い、取組を進めるべき。

第三 令和4年度の地方財政への対応

5. 安全・安心の確保のための防災・減災、国土強靱化の推進

(1) 防災・減災対策の推進

(2) 公共施設等の適正管理

過去に建設された公共施設等が、これから大量に更新時期を迎えるが、国土強靱化の観点からも、公共施設等の老朽化に適切に対応していく必要がある。地方財政が極めて厳しい状況にある中で、必要な対策を着実に実施するためには、各地方自治体が、財政マネジメント強化の観点から、中長期的な視点に立って、公共施設等の計画的な集約化・複合化や長寿命化対策等を推進することにより、トータルコストを縮減し、財政負担を軽減・平準化しておくことが重要である。

現在、ほとんどの地方自治体において、公共施設等の総合かつ計画的な管理のための公共施設等総合管理計画の策定が完了している。地方自治体においては、策定済の個別施設計画等の内容を踏まえ、公共施設等総合管理計画の見直しを行うこととされていることから、国としても、地方自治体に対してこれを促すとともに、地方自治体が同計画に基づく公共施設等の適正管理の取組を着実に実行するため、適切な支援が必要である。

地方自治体の公共施設等の適正管理の取組を支援するために設けられた**公共施設等適正管理推進事業債**については、令和3年度が措置年限とされているが、活用実績は年々増加している。公共施設等の更新時期が集中する中、今後も地方自治体が公共施設等の適切な管理に取り組むことができるよう、同事業債の期間を延長すべきである。さらに、同事業債の活用策や取組事例等の周知を行うなど、広く地方自治体の取組を後押しすべきである。

・・・略・・・

9. 地方財政の健全化に資する取組等

(1) 財政マネジメントの強化

・・・略・・・

① 地方財政の「見える化」

地方自治体が住民や議会等に対する説明責任をより適切に果たし、住民サービスの向上や地方自治体のガバナンスの向上を図る観点から、決算情報等の「見える化」を図る必要がある。

地方自治体においては、財政状況資料集の活用等により、財政状況等の公表を進めているが、引き続き、地方公会計の整備に伴い把握した財務書類等のデータも活用しながら、住民等への情報開示を進める必要がある。また、国においても、地方自治体の理解を得ながら、引き続き決算情報等の「見える化」を進めることが重要である。

地方公会計については、毎年度、各地方自治体において、決算年度の翌年度までに財務書類等の作成・更新を行い、分かりやすく公表するとともに、経年・自治体間の比較や指標による分析等により、資産管理や予算編成等に活用されることが重要である。

国においては、地方自治体における財政マネジメントが強化されるよう、引き続き、財務書類等から得られる情報を公共施設等の適正管理をはじめとする資産管理や予算編成等に活かした事例の収集、公表を行うとともに、研修等の機会を通じた周知や、地方公会計に関する専門家の派遣により、地方公会計のさらなる活用を促していくべきである。

また、地方自治体の基金については、各地方自治体において、議会、住民等に対して説明責任をより適切に果たしていくことが重要である。財政状況資料集において、基金に関する項目として、基金の考え方、増減の利用、今後の方針等について公表しているところであり。引き続き、こうした「見える化」の取組を進めていくべきである。

② 公営企業等の経営改革

i) 経営戦略に基づく経営改革の推進

公営企業は、住民の暮らしを支える重要な役割を担っている。その経営環境が、人口減少に伴うサービス需要の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大等により一層厳しさを増しつつある中でも、将来にわたり役割を果たしていくためには、人口減少や更新投資の増大による影響を反映した中長期の経営見通しを立てた上で、事業のあり方を絶えず見直し、経営改革を行っていくことが求められる。

このため、各公営企業は、中長期的な経営の基本計画である**経営戦略を策定・公表**した上でそれに基づく計画的な企業運営を行うとともに、策定済の経営戦略について、取組の進捗と成果を一定期間ごとに評価・検証の上、質を高める改定を行いながら、不断の経営改革に取り組む必要がある。

また、経営基盤の強化を図る具体的な取組として、広域化や民間活用をはじめとする抜本的な改革を一体として推進するとともに、計画的な料金水準の適正化が重要である。

なお、**公営企業会計に対する他会計からの繰入金**については、各地方自治体において、国に定める繰出基準のほか、地理的・自然的条件や地域振興の必要性など、それぞれの地域の実情を踏まえて実施されている。

各公営企業において、**経営に関する状況を明らかにしていく中で、議会や住民へ適切な説明を行い、合意形成を図りながら、持続可能な経営の確保に取り組んでいくことが求められる。**

ii) 公営企業会計の適用拡大等による「見える化」の推進

各公営企業がこれらの取組をよりの確に進めるため、国は、抜本的な改革等の取組状況の把握・公表や公営企業会計の適用拡大等により、経営状況等の「見える化」を推進すべきである。

このうち、公営企業会計の適用については、経営・資産の状況を正確に把握し、経営基盤の強化等尾図るために重要な取組である。政府においては、**令和5年度**までを新たな集

中取組期間として、人口3万人未満の地方自治体も含め、公営企業会計適用の取組を推進してきたところ、重点事業(下水道、簡易水道事業)については、当該取組に着実な進歩がみられる。引き続き公営企業会計への移行が円滑に推進されるよう国や都道府県による支援を行っていくべきである。

iii) 水道・下水道事業における広域化等の推進

大規模な投資を必要とするライフラインである水道・下水道事業については、中長期的な視点に立った適切なストックマネジメントに基づく計画的な更新投資を進めるほか、経営基盤の強化・経営効率化等に資する広域化、PPP/PFIを含むさらなる民間活用を推進すべきである。

特に、**広域化**については、水道・下水道事業ともに、広域的な地方自治体である都道府県が広域化の推進に係る計画を令和4年度末までに策定することとされており、同計画に**施設の統廃合、デジタル化の推進**に関する事項等を盛り込み、具体的な取組を計画的に進めていく必要がある。

また、国は地方自治体における先進的な取組の周知や広域化の推進に係る財政措置等により、施設の統廃合を始めとした広域化の実現に向けた各地方自治体の取組を引き続き支援すべきである。特に、地方自治体における計画策定に向けた検討状況や統廃合に要する経費の実態を踏まえ、**同下水道事業内の処理区の統合や公共下水道・集落排水の流域下水道への統合**に係る財政措置を拡充するなど支援を強化すべきである。

iv) 第三セクター等の経営健全化の推進

第三セクター及び地方公社については、これまで事業継続の是非を含む経営健全化の取組が継続的に行われており、一定の成果が現れている。他方、財政的リスクが高い第三セクター及び地方公社がなお存在していることから、これらと関係を有する地方自治体においては、各自治体の定める経営健全化の方針を踏まえ、一層の経営健全化の取組を進めるべきである。

③ 地方自治体の経営・財務マネジメントの強化に向けた支援

人口減少や公共施設等の老朽化が進む中、地方自治体においては、公共施設等の適正管理や発生主義会計の適用による「見える化」の推進に加え、水道・下水道事業の持続的な経営を確保する観点から広域化等の推進や、持続的な地域医療提供体制を確保するための公立病院の経営強化の必要性も高まっている。

しかしながら、人材不足等のため、こうした分野の知識やノウハウが不足し、公共施設等の適正管理、地方公会計の整備、公営企業会計の適用、水道・下水道事業の広域化及び公立病院の経営強化等の取組が遅れている地方自治体もある。

こうした地方自治体に当該分野の専門的な知識・ノウハウを提供し、経営・財務マネジメントを強化するため、新たな経営課題への対応を含め、地方自治体へのアドバイザー派遣による支援を引き続き行っていくべきである。

(2) 多様な広域連携の推進

・・・略・・・

- 人口減少に伴い、料金収入は減少傾向にある。

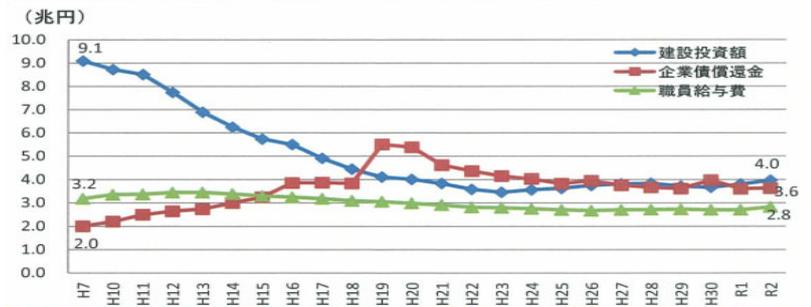
水道事業の料金収入は有収水量の減少により平成14年度をピークとして減少傾向。

普及段階にある下水道事業は微増しているが、今後は水道事業と同様に減少傾向に転じることが想定される。

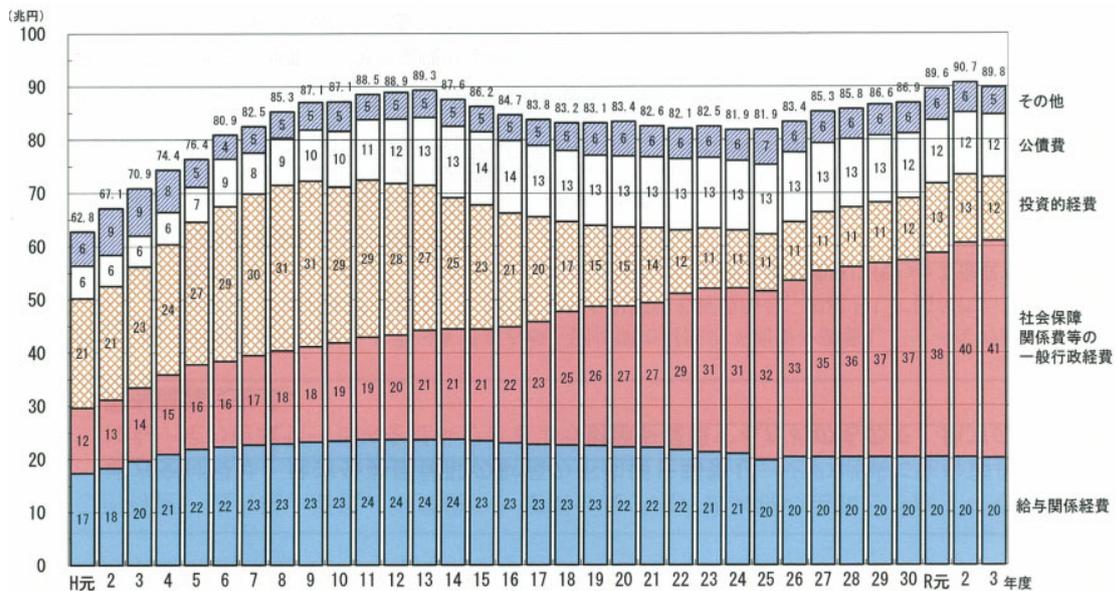


図－1 地方公営企業の料金収入の推移

- 建設投資額は、平成11年度から連続で減少していたが、施設等の老朽化に伴い更新需要が増大し、平成24年度から増加傾向にある。



図－2 建設投資額等の推移



図－3 地方財政計画の歳出の推移

- 社会保障関係費(一般行政経費に計上)は高齢化の進行等により増加。
- 投資的経費は減少傾向にあったが、近年は、防災・減災、国土強靱化関連事業の増等により増加傾向
- 給与関係経費は減少傾向にあったが、保健所の恒常的な人員体制強化のための保健師の増や児童虐待防止対策のための児童福祉司の増等により横ばい。

【出典：地方財政審議会、「今後目指すべき地方財政の姿と令和4年度の地方財政への対応等についての意見」、令和3年12月10日】

○ **下水道事業の広域化・共同化の推進**

【総務省自治財政局、令和4年度地方財政対策の概要、令和3年12月24日】

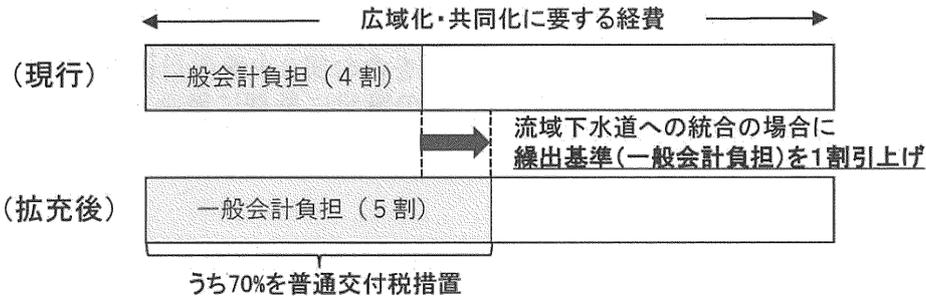
都道府県において令和4年度末までに広域化・共同化計画を策定するとともに、各地方団体において同計画に基づき施設の統廃合をはじめとした広域化・共同化に係る具体的な取組を進める必要。

このため、公共下水道事業等の流域下水道への統合に係る地方財政措置を拡充するとともに、同一下水道事業内の処理区統合を下水道事業債(広域化・共同化分)の対象に追加

ア. 流域下水道への統合に係る地方財政措置の拡充

公共下水道同士の統合に比して、流域下水道への統合に要する経費がかかり増しとなる実態を踏まえ、流域下水道への統合のための接続管渠等の整備について、操出基準を1割引上げ

<処理区域内人口密度100人/haの例>



<地方財政措置 = 操出基準 × 交付税措置率>

処理区域内人口密度 (人/ha)	(現行) 広域化分	(拡充案) 流域下水道への統合分
100以上	28%	35%
75以上100未満	35%	42%
50以上75未満	42%	49%
25以上50未満	49%	56%
25未満	56%	63%

イ. 同一下水道事業内の処理区統合を対象に追加

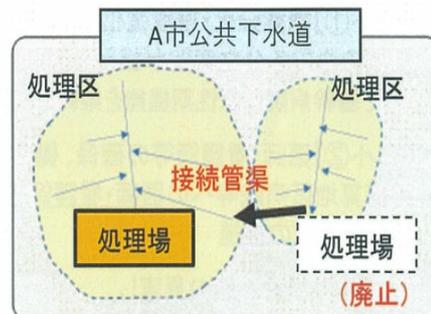
同一下水道事業内の処理区統合を下水道事業債(広域化・共同化分)の対象について

(参考) 下水道事業債(広域化・共同化分)

地方財政措置

操出基準：処理区域内人口密度に応じて4～8割

交付税措置：普通交付税措置 7割



ウ. 専門アドバイザーの派遣(総務省・地方公共団体金融機構の共同事業)(継続)

下水道の広域化・共同化等の取組を専門技術的に支援

(1) 主な財政指標

表-1 主な財政指標(経常収支比率と実質公債費比率)

令和2年度 (経常収支比率&実質 公債費比率)		経常収支比率：%		
		～80%未満 適正	80%以上～90%未満 やや硬直化	90%以上～100%未満 財政硬直化
実 質 公 債 費 比 率	～ 10%未満	忍野村 (72.3 : Δ2.5) 西桂町(75.3 : 5.6) 身延町 (77.0 : Δ2.4) 早川町(77.5 : 2.2) 鳴沢村 (78.4 : Δ2.2)	小菅村(80.1 : 8.3) 南部町(80.9 : 2.2) 山中湖村 (81.4 : 1.9) 富士河口湖町 (81.9 : 9.7) 富士吉田市 (82.1 : 8.0) 南アルプス市 (87.1 : 3.7) 昭和町(87.1 : 8.3) 北杜市(87.4 : 5.4) 中央市(87.7 : 8.2) 韮崎市(88.2 : 8.8) 甲斐市(89.9 : 6.8)	丹波山村 (90.1 : 7.0) 道志村(92.3 : 9.4) 笛吹市(94.2 : 9.1) 甲府市(95.8 : 7.0)
	10%以上～ 16%未満		大月市(85.3 : 15.3) 富士川町 (88.3 : 12.3) 都留市(89.5 : 10.9)	上野原市 (91.5 : 10.7) 甲州市(92.7 : 16.4) 山梨市(96.6 : 11.4) 市川三郷町 (97.3 : 10.5)

27市町村の平均(89.2& 7.7)、山梨県(93.2&12.5)

【数値の出所は総務省、市町村別決算状況調と地方公共団体の主要財政指標一覧】

- **経常収支比率**は、地方公共団体の**財政構造の弾力性**を示す指標で、「用途が限定されていない収入額」に占める「**人件費、扶助費(社会福祉費)、公債費(借金の返済)**など経常的な経費」の割合です。
- **実質公債費比率**とは、公債費による財政負担の程度を客観的に示す指標として、**実質的な公債費に費やした一般財源の額が標準財政規模に占める割合を表す**ものです。

市町村の平均	経常収支比率	実質公債費比率	財政力指数
令和2年度	93.1%	5.7%	0.51
令和元年度	93.6%	5.8%	0.51
平成30年度	93.0%	6.1%	0.51
平成29年度	92.8%	6.4%	0.51
平成27年度	90.0%	7.4%	0.50

各種交付金の増等
臨財債の減少等
扶助費の増等

【出典：総務省の資料】

経常収支比率の区分(全市町村)	80%未満	80%以上～90%未満	90%以上～100%未満	100%以上～	合計
令和2年度 93.6%	106 (6.2%)	683 (39.8%)	898 (52.3%)	31 (1.8%)	1,718 (100.0%)
令和元年度 93.6%	85 (4.9%)	567 (33.0%)	1,012 (58.9%)	54 (3.1%)	1,718 (100.0%)
平成30年度 93.0%	94 (5.5%)	621 (36.1%)	952 (55.4%)	51 (3.0%)	1,718 (100.0%)
平成29年度 92.8%	124 (7.2%)	692 (40.3%)	861 (50.1%)	41 (2.4%)	1,718 (100.0%)
平成27年度 90.0%	237 (13.8%)	966 (56.2%)	506 (29.5%)	9 (0.5%)	1,718 (100.0%)

【出典：総務省の資料】

- 減収補填債(特例分)及び臨時財政対策債を経常一般財源等から除いた経常収支比率
 (甲府市：103.4)、(市川三郷町：100.5)、(山梨市：100.4)、(山梨県：99.1)
 (笛吹市：98.5)、(甲州市：96.5)、(上野原市：95.9)、(道志村：94.9)
 (甲斐市：94.3)、(韮崎市：93.4)、(都留市：93.2)、(中央市：92.1)
 (丹波山村：92.1)、(富士川町：91.6)、(南アルプス市：91.4)、(大月市：90.8)
 (北杜市：87.4)、(昭和町：87.1)、(富士吉田市：86.9)、(富士河口湖町：86.5)
 (小菅村：82.0)、(山中湖村：81.4)、(南部町：80.9)、(鳴沢村：78.4)
 (西桂町：77.8)、(早川町：77.5)、(身延町：77.0)、(忍野村：72.3)

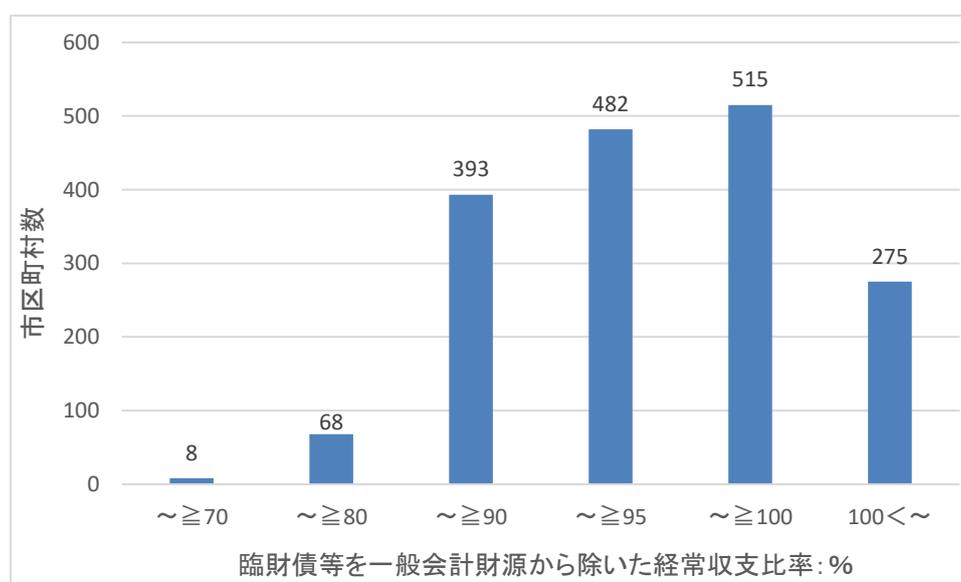


図-4 臨財債等を除いた経常収支比率の分布(令和2年度、100.0は9市町)

表－2 市町村別の積立金現在高の推移

	積立金現在高：百万円			B／C	積立金現在高 の増減割合 令和2年度		
	平成14年度 A	令和2年度 B	(B-A)/18 C				
甲府市	9,055	8,223	-46	-179	大月市	-22	1
富士吉田市	5,159	9,314	231	増加	上野原市	-60	2
都留市	4,987	8,258	182	増加	富士川町	-146	3
山梨市	3,948	7,005	170	増加	甲府市	-179	4
大月市	6,384	3,516	-159	-22	甲斐市	-474	5
韮崎市	4,033	5,255	68	増加	甲州市	-606	6
南アルプス	4,766	17,200	691	増加	小菅村	増加	7
市北杜市	10,702	15,796	283	増加	西桂町	増加	8
甲斐市	8,856	8,530	-18	-474	韮崎市	増加	9
笛吹市	11,316	18,212	383	増加	北杜市	増加	10
上野原	5,920	4,553	-76	-60	笛吹市	増加	11
市甲州市	3,745	3,633	-6	-606	身延町	増加	12
中央市	3,450	6,881	191	増加	富士河口湖	増加	13
市川三	2,061	3,881	101	増加	町都留市	増加	14
郷町早川	874	1,869	55	増加	山梨市	増加	15
町身延	4,870	7,858	166	増加	富士吉	増加	16
町南部	3,393	6,724	185	増加	田市市川三	増加	17
町富士	3,124	2,781	-19	-146	郷町忍野	増加	18
川町昭和	4,177	4,348	10	増加	村中央	増加	19
町道志	934	1,913	54	増加	市南部	増加	20
村西桂	1,328	1,360	2	増加	町道志	増加	21
町忍野	2,701	5,186	138	増加	村鳴沢	増加	22
村山中	2,087	5,119	168	増加	村昭和	増加	23
湖村鳴沢	1,645	3,414	98	増加	町早川	増加	24
村富士	4,151	6,874	151	増加	町山中	増加	25
河口湖町小	725	911	10	増加	湖村丹波	増加	26
菅村丹	635	1,898	70	増加	山村南ア	増加	27
波山村					ルプス市		
27市町村	115,022	170,510	3,083	増加	27市町村	増加	
H28年度		151,500					
H22年度		120,190					

※) 令和2年度の現在高を[平成14年度から令和2年度の18年間における減少額の年平均値]で除した値で、過去18年間と同様な割合で積立金が減少した場合、何年後に積立

金が0になるかを表している。【数値の出所は、総務省、市町村別決算状況調】

表-3 標準財政規模に対する積立金現在高の割合

財政調整基金／標準財政規模	積立金現在高／標準財政規模 ：％ 令和2年度			積立金現在高／標準財政規模：％ R02年度 (昇順)			1,718市町村中
		B／C			B／C		
6.4	甲府市	18.6	-179	甲府市	18.6	-179	118
33.2	富士吉田市	84.4	増加	甲州市	35.3	-606	445
27.2	都留市	88.3	増加	大月市	43.9	-22	618
26.1	山梨市	66.1	増加	甲斐市	49.9	-474	
9.9	大月市	43.9	-22	富士川町	56.5	-146	
22.9	韮崎市	60.3	増加	韮崎市	60.3	増加	
20.0	南アルプス	84.6	増加	上野原市	61.1	-60	
22.2	市北杜市	81.7	増加	山梨市	66.1	増加	
21.2	甲斐市	49.9	-474	市川三郷町	66.7	増加	
19.3	笛吹市	94.2	増加	昭和町	78.5	増加	
25.7	上野原	61.1	-60	北杜市	81.7	増加	
7.3	市甲州市	35.3	-606	中央市	82.5	増加	
33.4	中央市	82.5	増加	西桂町	84.0	増加	
31.1	市川三	66.7	増加	富士吉田市	84.4	増加	
35.8	郷町早川	121.5	増加	南アルプス	84.6	増加	
24.5	町身延	133.1	増加	市富士河口	85.3	増加	
59.2	町南部	173.2	増加	湖町都留	88.3	増加	
19.5	町富士	56.5	-146	市笛吹	94.2	増加	
33.0	川町昭和	78.5	増加	市小菅	120.4	増加	
44.5	町道志	141.8	増加	村早川	121.5	増加	
16.4	村西桂	84.0	増加	町身延	133.1	増加	
90.1	町忍野	153.0	増加	町道志	141.8	増加	
165.8	村山中	191.4	増加	村忍野	153.0	増加	
77.8	湖村鳴沢	223.3	増加	村南部	173.2	増加	
15.7	村富士	85.3	増加	町山中	191.4	増加	
54.2	河口湖町小	120.4	増加	湖村鳴沢	223.3	増加	
62.0	菅村丹	267.3	増加	村丹波	267.3	増加	
23.3	波山村			山村			
	27市町村	70.5	増加	27市町村	70.5	増加	
	H28年度	63.3		【数値】			
	H22年度	51.2		の出所は、総務省、市町村別決算状況調】			

- 令和2年度末の市町村普通会計決算の概要(総務省令和3年11月30日付け報道資料)によると、積立金現在高は602億円減(0.4%減)の15兆6,347億円(前年度は1,076億円減(0.7%減)の15兆6,967億円)、その内訳は財政調整基金が363億円増(0.6%増)の5兆7,100億円、減債基金が382億円減(2.9%減)の1兆2,776億円、その他特定目的基金が584億円減(0.7%減)の8兆6,471億円です。

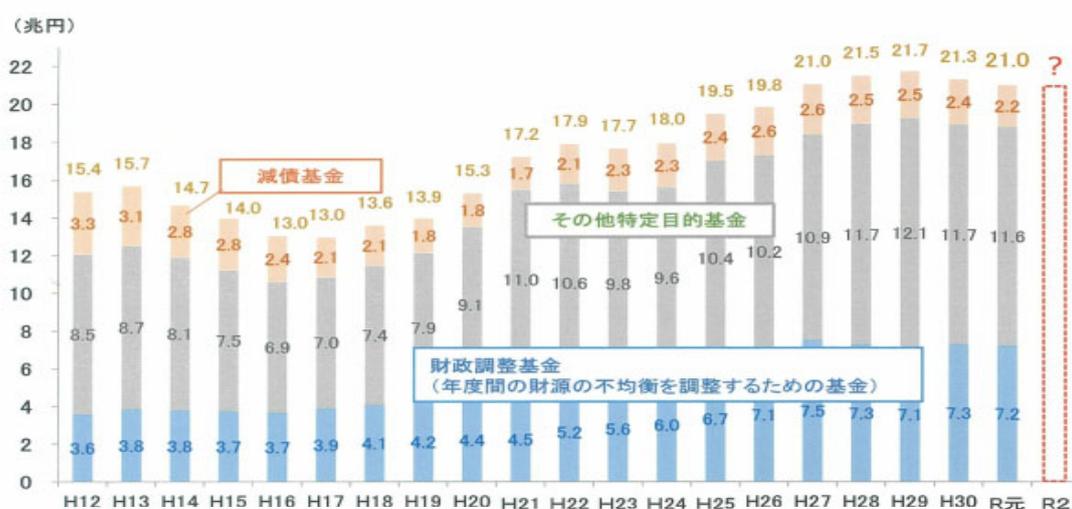


図-5 地方の基金残高の推移(通常収支分) 都道府県分と市町村分の合計
【出典：財政制度等審議会、「令和4年度予算の編成等に関する建議、令和3年12月3日】

【標準財政規模】

地方公共団体が使い道を自由に選択できる財源の大きさのこと(標準税収入額+普通地方交付税+地方譲与税)。地方交付税制度のもとで財源保障の対象となる標準的な一般財源の総枠を表すもの。

【積立金(財政調整基金+減債基金+その他特定目的基金)】

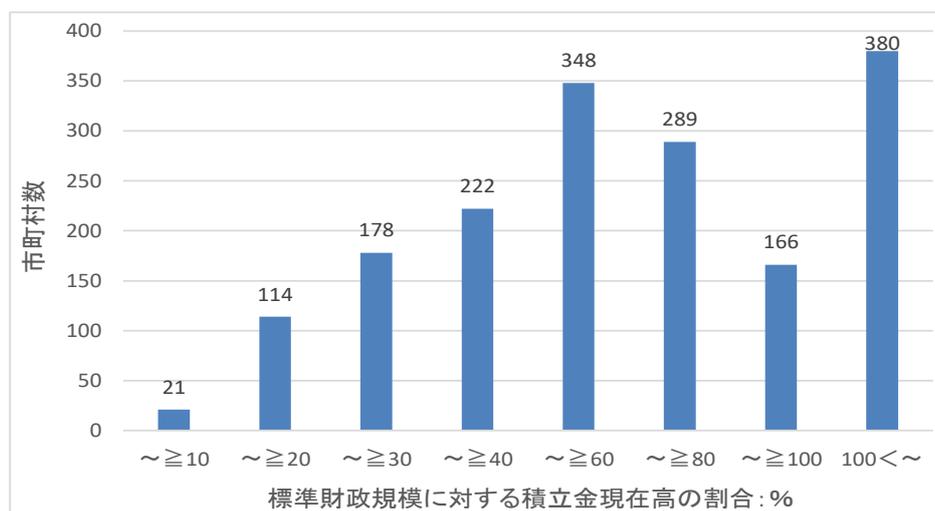
財政調整基金：地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金

減債基金：地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金

その他特定目的基金：財政調整基金、減債基金の目的以外の特定の目的のために財産を維持し、資金を積みたてるために設置される基金。具体的には、庁舎等の建設のための基金、社会福祉の充実のための基金、災害対策基金等がある。

財務省の「財務状況把握ハンドブック」では、積立金等について、次のように記述しています。「資金繰りの状況の観点からみると、現金預金が資金繰りの繁忙度を表しており、**その他特定目的基金は直接資金繰りに使うものではないが、いざというときには取り崩して資金繰りバッファの役割を果たすことができる。**また、安定した資金繰りの

ために最低限必要な量を超えた現金預金は、手元流動性資産であっても、実態的にはその他特定目的基金と同様に資金繰りバッファのための資金として機能していると考えられる。よって、**資金繰りの状況の観点で団体の耐久余力を把握するに当たっては、現金預金とその他目的基金を合算した積立金等をその対象として、水準を把握する。**」



図－6 標準財政規模に対する積立金現在高の割合の分布(令和2年度)
【数値の出所は、総務省、令和2年度市町村別決算状況調】

- 「上位8自治体のうち6自治体」と「200%を超える78自治体のうち14自治体」は、東日本大震災の被災3県内(岩手県(3)、宮城県(2)、福島県(9))の自治体です。
被災3県以外の自治体で、標準財政規模に対する積立金現在高の割合が高いのは、東京都青ヶ島村(725.5%)、東京都御蔵島村(640.3%)、三重県川越町(516.7%)、新潟県刈羽村(456.7%)、佐賀県玄海町(447.8%)、長野県下條村(428.0%)、長野県南相木村(408.3%)、佐賀県江北町(395.0%)、和歌山県高野町(376.4%)、沖縄県南大東村(353.9%)などです。
- 1,718市町村中、最も低いのは新潟県加茂市で1.3%(令和元年度0.6%)、次いで新潟市(2.3%)、奈良県河合町(2.9%)、横浜市(3.0%)、広島市(3.9%)、水戸市(5.6%)、大阪府松原市(7.2%)、京都府宮津市(7.2%)、名古屋市(7.8%)、奈良県平群町(8.0%)、川崎市(8.1%)、静岡県清水町(8.1%)、埼玉県幸手市(8.3%)、千葉県銚子市(8.3%)、京都市(8.6%)、神奈川県伊勢原市(8.9%)、富山県小矢部市(9.0%)、岡山県笠岡市(9.3%)、愛知県一宮市(9.3%)、千葉市(9.5%)、埼玉県嵐山町(9.9%)の順で、313市町村(令和元年度320、平成30年度318)が30%未満です。
- 小西砂千夫氏は「地方財政の知恵袋(平成30年9月5日発行、ぎょうせい)」で、**財政調整基金の適正規模**について、次のように述べています。

地方財政法は第4条の3で基金の造成、第4条の4で積立金の処分について規定しています。その解釈は少し面倒なので、結論だけをいうと、

- ① 経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において当該不足額を埋めるための財源に充てるとき、
- ② 災害により生じた経費の財源または災害より生じた減収を埋めるための財源に充てるとき、

- ③ 緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費その他やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき、
 - ④ 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるとき、
 - ⑤ 償還期限を繰り上げて行う地方債のための経費の財源に充てるとき
- の5つのケースについて、基金の取り崩しが適当としています。

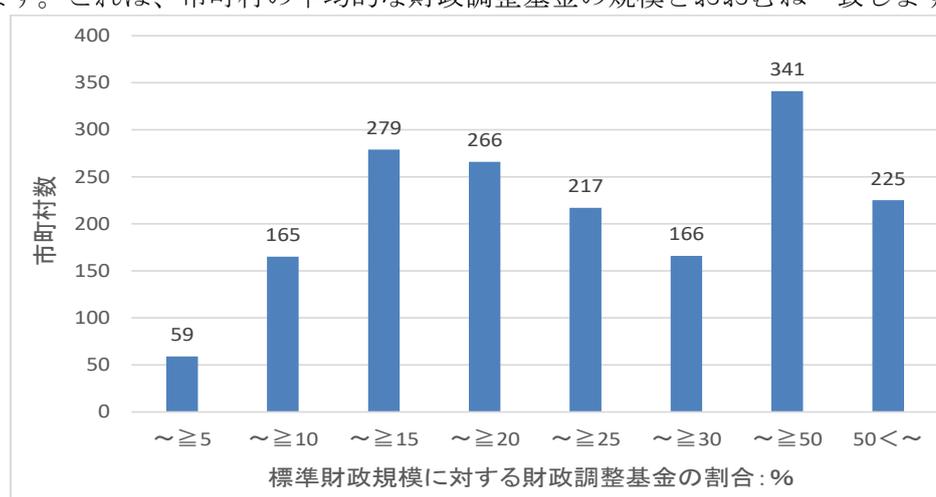
ところで、基金には種類があり、それぞれ目的に応じて造成されなければなりません。

③は公共施設整備基金などが該当します。財政調整基金は、①と②を対処するためのものと整理できます。しかし、その適正額を明らかにすることは簡単ではありません。

②の災害対策のための基金の所要額は、想定される災害の種類や頻度、規模によって大きく異なります。また、災害の規模によって、国費投入の割合は異なります(災害規模が小さいほど国費投入の割合は小さい)。個々の地方自治体は、近年の被災団体の発災後の補正予算を比較検討して、所要額を見積もるなどの対応をしなければなりません。一般に市街地が狭く1カ所に集中している場合には災害が全体に及びやすいので、救援事業等の規模が、財政規模に対して相対的に大きくなります。あくまで経験値として、**標準財政規模の5～10%程度**というところでしょう

①として想定すべき状況として、まずは、大規模な景気後退に伴う地方税の一時的な減少があります。その場合、地方税収入の比較的大きな団体、とりわけ不交付団体ほど、積立の必要度が大きくなります。特定の企業の税収に依存してきた団体や、収益事業収入に依存してきた団体では、それらの収入が激減することに備えて、より多額の財政調整基金が必要となります。その規模についても、一概にはいえませんが、感覚的には、やはり**標準財政規模の5～10%**というところです。

そうなると、**財政調整基金の適正規模は、おおむね標準財政規模の10～20%程度**となります。これは、市町村の平均的な財政調整基金の規模とおおむね一致します。



図ー7 標準財政規模に対する財政調整基金の割合の分布(令和2年度)
【数値の出所は、総務省、令和2年度市町村別決算状況調】

- 1,718市町村中、標準財政規模に対する財政調整基金の割合が最も低いのは、0.0%の京都市、次いで新潟県加茂市(1.0%)、横浜市(1.2%)、三重県名張市(1.4%)、北海道利尻町(1.4%)、広島市(1.5%)、北海道室蘭市(1.5%)、新潟市(1.5%)、京都府宮津市

(1.7%)、川崎市(1.7%)、北海道石狩市(1.7%)、福井市(1.7%)、神戸市(1.9%)、熊本市(1.9%)、名古屋市(2.2%)、熊本県人吉市(2.2%)、奈良県河合町(2.4%)、金沢市(2.4%)、奈良県桜井市(2.5%)、北海道帯広市(2.5%)、千葉県銚子市(2.6%)、大阪府松原市(2.6%)の順で、224市町村(令和元年度240、30年度218)が10%未満です。

- 令和2年度末の一般会計と公営企業会計等を合わせた地方債総額は、**山梨県が10,044億円、27市町村で6,527億円、合わせて1兆6,571億円**で、**住民1人当たり206万円**となっており、平成18年度末に比べると、地方債現在高及び人口ともに減少し、減少率も同程度であることから、**人口1人当たりでは206万円と同じ値**です。なお、22年度は、地方債が増加、人口が減少したことにより4万円高い210万円でした。

市町村別に住民1人当たりをみると、最も多いが丹波山村の369万円、次いで小菅村の300万円、早川町の255万円、道志村の239万円の順で、この4町村を含む10市町村が100万円を超えています。また、積立金現在高に対する地方債総額の割合は、最も高いのが甲府市で15.6、言い換えると借金の6%強しか貯金がない状態、次いで甲州市の8.7、市川三郷町、大月市及び韮崎市の6.1、山梨市の5.3の順です。さらに、地方自治体を使い道を自由に選択できる財源の大きさと、地方交付税制度のもとで財源保障の対象となる標準的な一般財源の総枠である「標準財政規模」に対する地方債総額の割合は、最も高いのが市川三郷町の4.1、次いで韮崎市の3.7、山梨市、富士河口湖町市及び中央市の3.5の順となっています。

表-4 地方債現在高の増減

山梨県		平成18年度 A	平成22年度	令和2年度 B	差 額 C : B - A	C / A %
地方債：百万円 (一般+公営等)	県	972,748	1,035,707	1,004,402	31,654	3.3
	市町村 計(A)	829,251	768,161	652,672	-176,579	-21.3
		1,802,099	1,803,868	1,657,074	-145,025	-8.0
住民基本台帳人口(B)		875,621	860,559	804,378	-71,243	-8.1
A / B : 万円/人		206	210	206	0	

平成28年度	
県	1,031,555
市町村	697,297
計(A)	1,728,852
住民基本台帳人口(B)	844,717
万円/人	205

【数値の出所は、総務省、各年度の財政状況資料集等】

「地方債現在高は減少率」≒「人口の減少率」→1人当たりの地方債現在高は変わらず

参考資料

秋田県		平成22年度 A	平成27年度 B	平成29年度 C	差 額 D : C - A	増減率 D / C %
地方債：百万円 (一般+公営等)	県	1,338,007	1,316,264	1,297,677	▲ 40,330	- 3.0
	市町村 計(A)	1,137,950	1,091,702	1,058,514	▲ 79,436	- 7.0
		2,475,957	2,407,966	2,356,191	▲ 119,766	- 4.8

住民基本台帳人口(B)	1,097,588	1,039,436	1,011,297	▲ 86,291	- 7.9
A/B : 万円/人	225.6	231.7	233.0	7.4	+ 3.3

県と市町村の地方債の合計額の減少速度<住民基本台帳人口の減少速度

- 令和2年度末の地方自治体の地方債現在高214兆円(=普通会計193+公営企業21) 214兆円÷1.24億人(日本人)≒173万円/人(令和元年度169、平成30年度175)
- 総務省の平成29年12月12日付け報道資料「地方財政審議会、今後目指すべき地方財政の姿と平成30年度の地方財政への対応についての意見」において、「地方財政の健全化」について次のような記述があります。

持続可能な地方財政基盤の構築が重要である一方、近年の地方財政の状況をみると、これまで厳しい歳出抑制を行ってきてもなお、平成8年度以来継続して巨額の財源不足が生じている。また、地方の債務残高は約200兆円規模で推移している。

本来のあるべき地方財政の姿は、臨時財政対策のような特例的な地方債に依存せず、かつ、巨額の債務残高により圧迫されていない状態である。特例的な地方債への依存を改善するとともに、極めて大きな地方債の債務残高の計画的な引き下げに向けて取り組んでいくことが必要である。

このため、歳入面においては、平成31年10月に予定されている消費税率10%への引き上げにより地方の社会保障財源の充実を図ることとあわせ、地域経済の活性化等に向けた取組により、地方税収等の更なる増加を図ることが求められる。

また、歳出面においては、行政サービスの重点化・効率化に取り組むことが求められる。このため、住民との議論に基づき、真に必要な行政サービスや、その効果的・効率的な提供方法の選択を行うことができるよう、各地方自治体が、他の地方自治体との比較を含め、自らの財政状況を住民や議会に理解しやすい形で的確に把握・公表することが重要である。そのため、引き続き地方財政の状況の「見える化」等を推進すべきである。
- 令和4年5月10日付け財務省報道資料では、令和4年3月末時点の国債及び借入金並びに政府保証債務現在高は、それぞれ、11,046,800億円(国債、うち普通国債は9,914,111億円)+1,366,274億円(借入金+政府短期証券)+319,662億円(政府保証債務)=1,273兆2,736億円(前年度末に対し227,904億円増)。
- 地方公共団体向け財政融資財務状況把握ハンドブック令和2年6月改訂版(p.12)では、「地方債現在高は、普通会計において起債している分を計上する。地方債には、例えば、臨時財政対策債や合併特例債のように、元利償還額に対して地方交付税が措置される地方債がある。しかしながら、これは、元利償還金相当額が、後年度の基準財政需要額に算入されるということを表していることに過ぎず、元利償還総額の地方交付税が、現在の地方交付税にそのまま加算されて団体に交付されることを意味するものではない。

い。団体によっては、交付税措置のある地方債は、実質的な債務ではないかのように説明されることもあるが、これらも借金であることには変わらないため、交付税措置される地方債であっても地方債現在高からは控除しない。」と記述されています。

表－５ 市町村別の地方債現在高(一般会計等と公営企業会計等の合算)の大きさ

1人当たりの地方債現在高(万円/人) 令和2年度		地方債現在高/積立金現在高 令和2年度		地方債現在高/標準財政規模 令和2年度		地方債現在高/歳入総額 令和2年度	
丹波山村	369.2	甲府市	15.6	市川三郷町	4.1	市川三郷町	2.1
小菅村	300.3	甲州市	8.7	韮崎市	3.7	韮崎市	1.7
早川町	255.4	市川三郷町	6.1	山梨市	3.5	中央市	1.5
道志村	238.8	大月市	6.1	富士河口湖町	3.5	山梨市	1.5
市川三郷町	156.0	韮崎市	6.1	中央市	3.2	北杜市	1.5
北杜市	121.3	山梨市	5.3	笛吹市	3.1	富士河口湖町	1.5
韮崎市	112.9	富士川町	4.5	甲州市	2.9	道志村	1.5
山梨市	108.4	中央市	4.2	甲府市	2.9	甲州市	1.4
富士河口湖町	106.8	甲斐市	4.1	北杜市	2.9	笛吹市	1.3
甲州市	99.5	富士河口湖町	4.1	道志村	2.8	甲府市	1.3
中央市	97.1	上野原市	3.5	丹波山村	2.8	大月市	1.2
身延町	93.7	北杜市	3.4	小菅村	2.7	小菅村	1.2
大月市	91.1	笛吹市	3.2	大月市	2.7	上野原市	1.2
笛吹市	85.7	富士吉田市	2.8	富士吉田市	2.5	南アルプス市	1.1
富士川町	78.1	南アルプス市	2.7	富士川町	2.4	市	1.1
上野原市	77.0	市	2.3	都留市	2.3	都留市	1.1
都留市	70.6	都留市	2.1	南アルプス市	2.3	丹波山村	1.0
甲府市	69.3	小菅村	2.1	市	2.0	富士川町	0.9
南部町	69.2	西桂町	2.0	上野原市	1.8	身延町	0.9
西桂町	67.8	昭和町	1.4	甲斐市	1.8	甲斐市	0.8
南アルプス市	61.9	道志村	1.4	身延町	1.6	西桂町	0.8
市	46.5	早川町	1.1	西桂町	1.6	富士吉田市	0.8
富士吉田市	45.3	身延町	0.8	早川町	1.3	昭和町	0.7
甲斐市	29.7	丹波山村	0.3	昭和町	0.6	早川町	0.3
昭和町	9.7	南部町	0.1	南部町	0.2	南部町	0.1
山中湖村	3.7	山中湖村	0.1	山中湖村	0.1	山中湖村	0.1
鳴沢村		鳴沢村		鳴沢村		鳴沢村	
忍野村		忍野村		忍野村		忍野村	
27市町村	81.1	27市町村	3.8	27市町村	2.7	27市町村	1.2
H28年度	82.5	H28年度	4.6	H28年度	2.9	H28年度	1.7
H22年度	89.3	H22年度	6.4	H22年度	3.3	H22年度	1.9

【数値の出所：総務省、市町村別決算状況調、財政状況資料集】

債務の大きさを表す新たな指標(見える化の推進)

債務償還比率について

【出典：総務省、公会計指標分析／財政指標組み合わせ分析表、財政状況資料集】

この指標は平成29年度より公表されるようになりました。

債務償還比率(平成29年度は債務償還可能年数)

【指標の意味】

償還可能に充当できる一般財源(＝償還充当限度額)に対する実質債務の比率を表す指標で、債務償還能力の大きさを示している。

【分析の考え方】

「総務省、令和元年度地方公会計の推進に関する研究会報告書」では、「債務償還可能年数」と「債務償還比率」について、以下のように記述されています

地方公会計に関する指標の一つとして「債務償還可能年数」があるが、当該指標については、現在は、地方公会計から得られる情報ではなく、決算統計等の数値を用いて算出することとなっている。

算定式に関してのこれまでの経緯としては、以下のとおりとなっている。

・・・(略)・・・

このような経緯を経て、現在に至っているところであるが、債務償還可能年数の算定式については、所有外資産の整備費用等の投資活動支出的な性質を持つ業務支出について、地方公共団体において該当する業務支出を特定し、金額を把握することは引き続き困難であることや、(業務支出ではなく投資活動収支に区分するという)統一的な基準の改正の検討も必要であることから、当面は昨年度の研究会で見直した算定式で算出することとされたことを踏まえ、引き続き、同様の算定式を用いることとする。

一方で、債務償還可能年数という名称について、「可能」という表現が含まれることにより、債務の償還が「不可能」であるという事態を想定させるという懸念がある。地方債については、元利償還に必要な財源を国が保障するなど、確実に償還される仕組みとなっており、バーゼル規制による自国通貨建ての地方公共団体向けエクスポージャー(円建ての地方債等)のリスク・ウェイトは0%とされていることを踏まえると、「可能」という表現について見直しが必要と考えられる。これを踏まえ、「可能」という表現を用いない新たな名称として、債務償還に充当できる一般財源(＝償還充当限度額)に対する実質債務の比率として、「債務償還比率」という名称に改めることとする。

○ 一方、財務省理財局の「地方公共団体向け財政融資財務状況把握ハンドブック(令和

2年6月改訂版)」では、債務償還可能年数について、以下のように記述されています。

債務償還可能年数は、債務償還能力を表す指標で、実質債務(地方債現在高及び有利子負債相当額の合計から積立金等を控除した、実質的な債務)が償還原資となる行政経常収支(キャッシュフロー)の何年分あるかを示したものである。**債務償還能力は、債務償還可能年数が短いほど高く、債務償還可能年数が長いほど低い**といえる。なお、**行政経常収支がゼロ若しくは赤字の場合には償還原資がないことを表しており、「財務上の留意点」がある**といえる。

$$\text{債務償還可能年数(年)} = (\text{実質債務}) \div (\text{行政経費収支})$$

【補足説明】

債務償還可能年数は、行政経常収支(償還原資)をすべて債務の償還に充当した場合に、何年で現在の債務を償還できるかを表す理論値である。

現実には、行政経常収支を普通建設事業費の原資の一部としてほか、債務の償還も毎年度一定額となっていることから、行政経常収支の全額を債務償還に充当することはないが、債務の償還原資を経常的な行政活動からどれだけ確保できているかということは、債務償還能力を把握するうえで重要な視点である。

行政経常収支の少ない団体は、債務償還可能年数が極端に長くなることがある。このような団体では行政経常収支がわずかに増減しただけで債務償還可能年数が大きく変動する。このため、債務償還可能年数は過去の推移と併せてみる(時系列で比較する)ことが重要である。

表-6 償還確実性(債務償還能力、資金繰り状況)の診断基準について(市区町村)

系 統	留 意 点	定 義
債務系統	債務高水準	① 実質債務月収倍率24ヶ月以上 ② 実質債務月収倍率18ヶ月以上、かつ、 債務償還可能年数15年以上
積立系統	積立低水準	① 積立金等月収倍率1ヶ月未満 ② 積立金等月収倍率3ヶ月未満、かつ、 行政経常収支率10%未満
収支系統	収支低水準	① 行政経常収支率0%以下 ② 行政経常収支率10%未満、かつ、 債務償還可能年数15年以上

$$\text{実質債務月収倍率(月)} = (\text{実質債務}) \div (\text{行政経常収入} \div 12)$$

ローンの返済が給与の何ヶ月分あるか。

$$\text{積立金等月収倍率(月)} = (\text{積立金等}) \div (\text{行政経常収入} \div 12)$$

預貯金が給与の何ヶ月分あるか。

$$\text{行政経常収支率(\%)} = (\text{行政経常収支}) \div (\text{行政経常収入})$$

ローンの返済に回せるお金は給与のうちどのくらいか。

債務償還可能年数(実質債務/行政経常収支)とは、ローンの返済に何年かかるか。

- 小西砂千夫氏は「地方財政の知恵袋(平成30年9月5日発行、ぎょうせい)」で、**債務償還可能年限**について、「自治体財政健全化法の施行で将来負担比率の算定が始まったことで、債務の把握がより包括的で精緻にできるようになり、債務償還可能年限の精緻な算定が可能になりました。指標として格段に進歩したといえます。筆者は、かなり前

から不完全な定義ながら債務償還可能年限の試算を行い、時系列での数値の動きが、当該団体の財政運営の実感に沿うものかを試してきました。結果はおおむね良好でした。指標である以上、何年以上になると危険域であるといった基準が必要となります。経験的には、10年超となる団体では財政状況が悪化しているという感覚がありますが、10年の根拠を、どのように理論的に説明するかは難しいところです。」と述べています。

表－7 債務償還比率(債務の大きさ)

市区町村の平均値：％ 令和元年度(降順)			都道府県の値：％ 令和元年度(降順)	
京都府	1,173.5	1	福岡県	1,921.7
神奈川県	1,091.3	2	京都府	1,906.0
広島県	988.4	3	兵庫県	1,780.4
新潟県	921.2	4	北海道	1,752.4
福岡県	897.2	5	茨城県	1,537.5
奈良県	873.5	6	岐阜県	1,506.6
熊本県	869.9	7	千葉県	1,483.2
宮城県	854.5	8	愛知県	1,480.9
山口県	796.9	9	新潟県	1,469.0
和歌山県	785.6	10	熊本県	1,467.9
秋田県	776.4	11	香川県	1,452.6
高知県	770.9	12	大阪府	1,438.6
石川県	763.8	13	岡山県	1,434.2
島根県	763.3	14	鹿児島県	1,409.4
富山県	753.1	15	長崎県	1,397.3
青森県	746.7	16	和歌山県	1,385.5
兵庫県	744.7	17	富山県	1,380.5
福井県	741.3	18	高知県	1,370.4
山形県	725.0	19	山形県	1,358.8
群馬県	721.1	20	群馬県	1,344.9
鳥取県	720.6	21	滋賀県	1,324.1
岩手県	717.5	22	神奈川県	1,319.7
香川県	712.3	23	宮城県	1,303.7
茨城県	691.3	24	大分県	1,267.9
北海道	677.2	25	三重県	1,266.2
佐賀県	668.3	26	石川県	1,247.4
千葉県	667.3	27	長野県	1,241.4
愛媛県	662.5	28	秋田県	1,239.1
岡山県	647.6	29	岩手県	1,235.2
大分県	645.6	30	山梨県	1,217.7
大阪府	644.4	31	福島県	1,170.3
全国平均	642.8	32	全国平均	1,155.5
長崎県	610.1	33	山口県	1,137.2
埼玉県	605.4	34	福井県	1,114.8
山梨県	588.4	35	徳島県	1,071.9
滋賀県	585.4	36	島根県	1,054.6
宮崎県	583.0	37	栃木県	1,038.7
徳島県	580.1	38	佐賀県	1,033.1
静岡県	574.6	39	鳥取県	1,007.0
鹿児島県	568.9	40	愛媛県	959.4
三重県	553.6	41	青森県	921.2
栃木県	551.3	42	宮崎県	896.0
沖縄県	533.2	43	沖縄県	894.1
愛知県	525.8	44	東京都	174.2
福島県	491.0	45	埼玉県	未公表

長野県	469.8	46	静岡県	未公表
岐阜県	419.6	47	奈良県	未公表
東京都	0.0	48	広島県	未公表

表－8 債務償還比率(令和元年度)が上位(1,000%以上)の地方自治体

熊本県益城町	1,671.7	1	奈良県奈良市	1,138.0	47
福岡県北九州市	1,619.5	2	和歌山県海南市	1,132.5	48
奈良県平群町	1,502.7	3	青森県鮭ヶ沢町	1,121.8	49
広島県広島市	1,494.3	4	群馬県沼田市	1,120.8	50
宮城県角田市	1,442.2	5	和歌山県由良町	1,119.0	51
神奈川県三浦市	1,441.2	6	千葉県鴨川市	1,114.1	52
熊本県嘉島町	1,424.9	7	茨城県八千代町	1,100.6	53
和歌山県御坊市	1,413.7	8	北海道北見市	1,098.7	54
大阪府忠岡町	1,407.2	9	奈良県葛城市	1,093.0	55
広島県竹原市	1,400.0	10	石川県白山市	1,092.5	56
京都府宮津市	1,389.9	11	栃木県日光市	1,090.9	57
奈良県河合町	1,379.0	12	神奈川県真鶴町	1,088.1	58
広島県府中町	1,375.9	13	神奈川県茅ヶ崎市	1,086.0	59
神奈川県横浜市	1,352.3	14	茨城県水戸市	1,082.8	60
新潟県見附市	1,332.2	15	北海道芦別市	1,082.5	61
大阪府松原市	1,316.3	16	奈良県宇陀市	1,078.2	62
熊本県南阿蘇村	1,290.7	17	熊本県人吉市	1,062.1	63
三重県名張市	1,285.6	18	和歌山県太地町	1,055.8	64
大阪府藤井寺市	1,263.3	19	京都府宇治田原町	1,055.1	65
新潟県胎内市	1,259.1	20	山梨県市川三郷町	1,053.9	66
熊本県御船町	1,254.8	21	福井県坂井市	1,047.9	67
奈良県御所市	1,249.3	22	広島県大竹市	1,047.3	68
新潟県新潟市	1,239.3	23	福島県伊達市	1,045.2	69
高知県高知市	1,236.6	24	京都府綾部市	1,044.9	70
青森県五所川原市	1,235.2	25	北海道美唄市	1,040.7	71
奈良県桜井市	1,229.5	26	和歌山県那智勝浦町	1,037.4	72
山口県和木町	1,217.1	27	兵庫県神戸市	1,037.0	73
熊本県熊本市	1,211.0	28	岡山県津山市	1,036.8	74
奈良県黒滝村	1,209.2	29	岩手県矢巾町	1,032.9	75
北海道夕張市	1,205.7	30	兵庫県上郡町	1,029.1	76
大阪府堺市	1,192.8	31	徳島県小松島市	1,027.4	77
神奈川県川崎市	1,190.7	32	北海道岩内町	1,024.4	78
福岡県大任町	1,179.4	33	福岡県小竹町	1,024.2	79
千葉県千葉市	1,178.8	34	奈良県田原本町	1,023.8	80
北海道士別市	1,175.1	35	愛知県名古屋市	1,023.5	81
新潟県加茂市	1,175.0	36	沖縄県豊見城市	1,019.6	82
宮城県仙台市	1,174.7	37	茨城県坂東市	1,013.9	83
大阪府門真市	1,174.2	38	大阪府豊能町	1,013.0	84
茨城県北茨城市	1,172.3	39	福岡県水巻町	1,011.0	85
和歌山県和歌山市	1,171.9	40	和歌山県かつらぎ町	1,010.7	86
群馬県館林市	1,169.1	41	島根県大田市	1,009.9	87
京都府城陽市	1,165.8	42	大分県杵築市	1,008.6	88

千葉県大網白里市	1,155.3	43	福岡県久留米市	1,005.8	89
大阪府能勢町	1,154.4	44	新潟県十日町市	1,002.7	90
秋田県仙北市	1,141.8	45	青森県むつ市	1,002.3	91
大阪府泉佐野市	1,141.0	46	福岡県大川市	1,001.6	92

1,000以上は平成30年度が86市町村 → 令和元年度が92市町村、6市町村増加

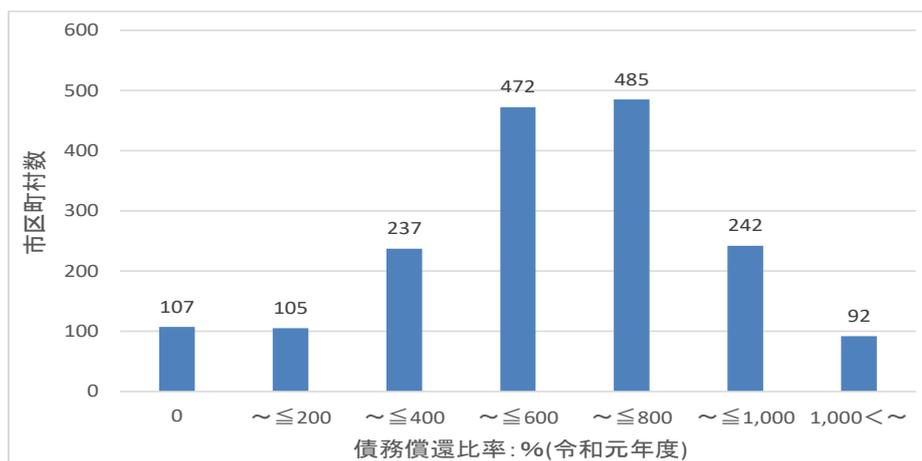


図-8 債務償還比率の分布(令和元年度、市区町村数)
未公表の京都市を除く1,740市区町村(R03, 12/27時点)

表-9 市町村別の債務償還比率(債務の大きさ)

	債務償還比率 %			(降順)		1,740
	※ H29年度	H30年度	R01年度	R01年度 (降順)		
甲府市	964.3	929.3	910.5	市川三郷町	1,053.9	66
富士吉田市	487.2	447.5	421.9	甲府市	910.5	173
都留市	445.9	468.9	523.2	山梨市	835.3	282
山梨市	914.2	869.5	835.3	韮崎市	810.8	319
大月市	844.0	841.7	760.2	甲州市	778.7	384
韮崎市	790.7	656.6	810.8	大月市	760.2	418
南アルプス市	544.7	558.9	459.9	中央市	728.8	
北杜市	574.3	561.4	548.7	笛吹市	701.1	
甲斐市	505.3	461.1	439.7	上野原市	692.7	
笛吹市	661.7	674.5	701.1	富士河口湖町	564.4	
上野原市	658.0	662.7	692.7	北杜市	548.7	
甲州市	882.5	839.1	778.7	都留市	523.2	
中央市	584.1	648.6	728.8	南アルプス市	459.9	
市川三郷町	766.6	845.6	1,053.9	甲斐市	439.7	
早川町	210.5	240.2	267.6	富士川町	429.9	
身延町	206.9	216.5	262.1	富士吉田市	421.9	
南部町	170.6	84.4	44.3	道志村	375.6	
富士川町	421.0	406.5	429.9	小菅村	328.5	
昭和町	288.7	216.7	185.4	早川町	267.6	
道志村	432.8	381.9	375.6	身延町	262.1	
西桂町	288.3	247.0	214.6	西桂町	214.6	
忍野村	0.0	0.0	0.0	昭和町	185.4	
山中湖村	0.0	0.0	0.0	南部町	44.3	
鳴沢村	0.0	0.0	0.0	忍野村	0.0	
富士河口湖町	546.8	563.9	564.4	山中湖村	0.0	
小菅村	284.4	311.3	328.5	鳴沢村	0.0	

丹波山村	0.0	0.0	0.0	丹波山村	0.0
市町村平均	6.1	577.0	588.4	市町村平均	588.4
全国平均	6.5	635.6	642.8	全国平均	642.8
山梨県	12.2	1,166.5	1,217.7	山梨県	1,217.7
都道府県平均	12.0	1,143.3	1,155.5	都道府県平均	1,155.5

※債務償還比率の平成29年度平均値は債務償還可能年数(単位は年)の値

【出典：総務省、公会計指標分析／財政指標組み合わせ分析表、財政状況資料集】

表-10 地方交付税と地方債に係る元利償還金等普通交付税額の算定に用いる算入割合

令和2 年度	普通 交付税 A	公債費の交付 税算定式への 算入額 B	B/A :%	財政力 指 数	令和2 年度	B/A :%	財政力 指 数
甲府市	8,571	7,340	85.6	0.76	1 甲府市	85.6	0.76
富士吉田市	2,542	1,315	51.7	0.71	2 韮崎市	78.0	0.76
都留市	4,091	924	22.6	0.49	3 富士河口湖 町	65.6	0.65
山梨市	5,270	2,116	40.2	0.42	4 町	60.4	0.63
大月市	2,271	1,192	52.5	0.66	5 甲斐市	58.4	0.68
韮崎市	1,964	1,532	78.0	0.76	6 中央市	52.5	0.66
南アルプス 市	8,427	4,360	51.7	0.51	7 大月市	51.7	0.51
北杜市	5,102	3,079	60.4	0.63	8 南アルプス 市	51.7	0.71
甲斐市	7,721	3,778	48.9	0.52	9 市	48.9	0.52
笛吹市	3,131	1,333	42.6	0.50	10 富士吉田市	47.9	0.43
上野原市	4,946	2,190	44.3	0.44	11 笛吹市	44.3	0.44
甲州市	2,212	1,291	58.4	0.68	12 北杜市	42.6	0.50
中央市	3,536	1,179	33.3	0.33	13 甲州市	40.2	0.42
市川三郷町	1,097	231	21.1	0.21	14 上野原市	33.3	0.33
早川町	3,769	1,000	26.5	0.28	15 山梨市	31.4	0.18
身延町	2,538	720	28.4	0.28	16 市川三郷町	28.4	0.28
南部町	2,769	741	26.8	0.36	17 道志村	28.3	0.62
富士川町	0	506	—	1.19	18 南部町	26.8	0.36
昭和町	1,054	331	31.4	0.18	19 鳴沢村	26.5	0.28
道志村	998	185	18.5	0.30	20 富士川町	22.6	0.49
西桂町	0	198	—	1.31	21 身延町	21.1	0.21
忍野村	0	246	—	1.38	22 都留市	20.8	0.11
山中湖村	494	140	28.3	0.62	23 早川町	19.8	0.07
鳴沢村	2,200	1,443	65.6	0.65	24 小菅村	18.5	0.30
富士河口湖 町	631	131	20.8	0.11	25 丹波山村	—	1.19
小菅村	632	125	19.8	0.07	26 西桂町	—	1.31
丹波山村					27 昭和町 忍野村 山中湖村	—	1.38
27市町村	85,515	42,198	49.3	0.55	27市町村	49.3	0.55
H28年度	85,864	41,381	48.2	0.55			
H22年度	86,794	37,559	43.3	0.60			

B：地方債に係る元利償還金及び準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定

に用いる基準財政需要額に算入された額、—：不交付団体

【数値の出所は市町村別決算状況調と財政状況資料集(総務省)】

表-11 地方交付税の推移

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
兆円	15.9	15.2	15.4	15.8	16.9	17.4	17.5	17.1	16.9	16.8	16.7	16.3

平成15年度：18.1
 16年度：16.9
 17年度：16.9

平成30年度：16.0兆円(予算)
 令和元年度：16.2兆円(予算)
 2年度：16.6兆円(予算)
 3年度：17.4兆円(予算)
 4年度：18.1兆円(予算案)

(参考)臨時財政対策債の推移

年度	兆円	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04
臨時財政対策債		6.2	5.6	4.5	3.8	4.0	4.0	3.3	3.1	5.5	1.8

【出典：総務省、令和3年12月24日付け報道資料「令和4年度地方財政対策の概要」】

(2) 第三セクター等について

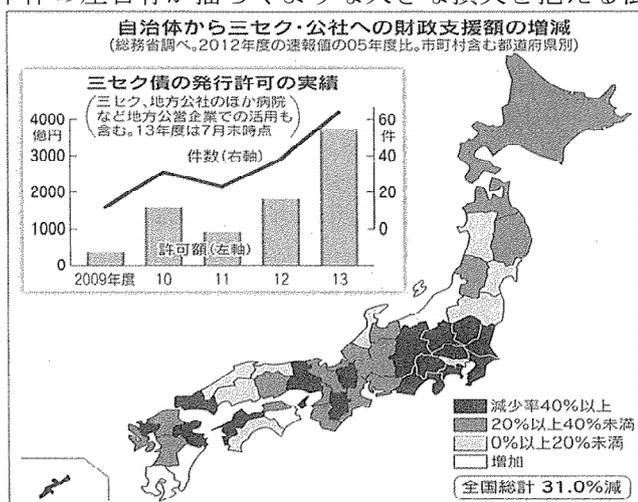
- 平成25年8月19日付け日本経済新聞に「抜本改革、最終年度に 三セク・公社処理遅れ 財務・サービス両立模索」との見出しで次のような記事が掲載されています。

経営不振の第三セクターや地方公社の整理に時間がかかっている。国は2009年度からの5年を抜本改革期間として、地方自治体に破綻処理を促してきたが、最終年度に入った今も多くの赤字法人が残る。総務省は5年限りとしていた自治体の負担を軽減する特例措置の延長を検討し始めたが、財務改善と住民サービス維持の両立は難しく一筋縄ではいかない。「どうか三セク債の発行期限を延ばして欲しい」。京都府の山田啓二知事は6月、坂元哲志総務副大臣を訪ねて頭を下げた。三セク債とは「第三セクター等改革推進債」という地方債を発行することで、破綻に伴って発生する多額の損失を「分割払い」できるようになる。原則として利払いの半分を国が負担する特典もある。ただし、発行できるのは今年度までの特例措置だ。

総務省によると、三セク・公社のうち12年度決算(速報値)が経常赤字だったのは全体のほぼ3分の1に当たる2,704法人。債務超過は314法人に達する。都道府県や市町村が、三セク・公社に貸し出しや損失補償している財政支援額は9兆5,243億円。05年度に比べると31.0%縮小しているが、自治体にとって負担は重いままだ。

処理が進まない背景には、自治体本体の屋台骨が揺らぐような大きな損失を抱える法人があるという事情もある。損失を肩代わりすると、自治体が厳しい緊縮財政を強いられる恐れがあるほど影響の大きな法人は5月末時点で196法人ある。国の管理下で再建を進める北海道夕張市のようにもなりかねない。

このうち124法人が今後の方針を「存続」もしくは「未定」としている裏には、自由な財政運営を維持したいとの本音も透けて見える。三セク処理は政治に左右される面もある。総務省関係者は「(首長や地方議員の選挙が集中する)統一地方選の前後は処理が進まない」と明かす。利害関係者への配慮から政治家が踏み込みにくいとの見方だ。実際、前回の統一地方選があった11年度の三セク債の許可件数は前の年度より8件少ない23件。13年度は期限直前の駆け込みもあり、7月末時点



で64件に伸びている。

表－12 第三セクター等改革推進債に係る許可額

団体名 (地方自治体名)	対象法人、 公営企業会計等名	処 理	許 可 額 (百万円)	償還期 間(年)	年度 平成
大月市	土地開発公社	解散	2,200.0	20	25

○第三セクター等改革推進債(三セク債)：地方自治体の財政健全化の一環で2013年度まで

表－13 標準財政規模(B)に対する第三セクターへの債務保証・損失補償の総額(A)の割合

令和2 年 度	債務保証	損失補償	計：百万円 A	標準財政規模 百万円 B	A/B ：%	
都留市	486	0	486	9,356	5.2	土地開発公社
山梨市	0	10	10	10,590	0.1	フルーツパーク(株)
大月市	1,562	0	1,562	8,013	19.5	大月市立中央病院
山梨県	6,690	8,608	15,298	264,211	5.8	住宅供給公社な ど

上記以外の自治体では債務保証、損失補償を実施していません。

【数値の出所：財政状況資料集と市町村別決算状況調、総務省】

第三セクター等に係る財政的リスクの状況

【出典：総務省、令和3年12月24日付け報道資料】

- 第三セクター等は、地域住民の暮らしを支える事業を行う重要な役割を担う一方で、経営が著しく悪化した場合には、地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念されます。
- 総務省では、第三セクター等について地方公共団体が有するこのような財政的リスクの状況の「見える化」を推進するため、地方公共団体が一定の関与している第三セクター等について、その財務状況や地方公共団体の財政的支援の状況について毎年度調査し、結果を団体・法人別に公表しています。
- 本調査は、**令和2年度決算**における、次の法人を対象に調査をしたものです。
 - ① 地方公共団体が損失補償・債務保証、貸付(長期・短期)を行っている法人
 - ② 債務超過法人であって、当該地方公共団体の出資割合が25%以上
 ※ ①と②の法人は重複する場合があります。
- 本資料のデータは、令和3年3月31日時点のデータです。
- なお、①や②のうち、特に地方公共団体に相当程度の財政的リスクが存在する第三セクター等に関しては、当該第三セクター等と関係する地方公共団体に対し、経営健全化方針の策定と、それに基づく取組の着実な実施を要請しています。
 - ※「第三セクター等」：第三セクター及び地方三公社
 - ※「第三セクター」：地方公共団体が出資又は出えんを行っている一般社団法人及び一般財団法人(公益社団法人及び公益財団法人を含む。)並びに会社
法法人
 - ※「地方三公社」：地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社
- 詳細は別紙「第三セクター等について地方公共団体が有する財政的リスクの状況に關

する調査結果」のとおりです。

【調査結果の概要】

1. 調査対象法人数

1. 調査対象法人数

○ 令和2年度決算における調査対象となる法人数は、1,126法人(前年度比14法人の増)となっており、内訳は、第三セクターが687法人(同19法人の増)、地方三公社が439法人(同5法人の減)となっています。

2. 調査結果

(1) 経営健全化方針の策定を要する法人数

○ 調査対象法人1,126法人のうちⅠ債務超過の法人は248法人、Ⅱ(1)事業の内容に応じて資産を時価で評価した場合に債務超過となる法人は8法人、Ⅱ(2)土地開発公社387法人のうち債務保証等を付した借入金によって取得された土地で保有期間が5年以上の土地の簿価総額が当該地方公共団体の標準財政規模の10%以上の公社は17法人となっています。また、Ⅲ当該地方公共団体の標準財政規模に対する損失補償、債務保証及び短期貸付金の合計額の割合が、実質赤字比率の早期健全化基準相当以上の法人は47法人となっています。

表-14 経営健全化方針の策定を要する法人数

単位：団体数

令和2年度	全体数	経営健全化方針策定要件該当状況				
		Ⅰ 債務超過 法人	Ⅱ(1) 時価評価で 債務超過 ※1	Ⅱ(2) 土地開発公 社 ※2	Ⅲ 早期健全化 基準相当以 上 ※3	
	法人数 (構成比)	法人数 (構成比)	法人数 (構成比)	法人数 (構成比)	法人数 (構成比)	
第三セクター	687(61.0%)	218(87.9%)	2(25.0%)	—	14(29.8%)	
社団・財団法人	264(23.4%)	20(8.1%)	0(0.0%)	—	12(25.5%)	
会社法人	423(37.6%)	198(79.8%)	2(25.0%)	—	2(4.3%)	
地方公社	439(39.0%)	30(12.1%)	6(75.0%)	17(100.0%)	33(70.2%)	
地方住宅供給公社	26(2.3%)	6(2.4%)	0(0.0%)	—	0(0.0%)	
地方道路公社	26(2.3%)	2(0.8%)	0(0.0%)	—	3(6.4%)	
土地開発公社	387(34.4%)	22(8.9%)	6(75.0%)	17(100.0%)	30(63.8%)	
計	1,126 (100.0%)	248 (100.0%)	8 (100.0%)	17 (100.0%)	47 (100.0%)	
全体比	1,126/1,126 (100.0%)	248/1,126 (22.0%)	8/1,126 (0.7%)	17/1,126 (1.5%)	47/1,126 (4.2%)	
参考	令和元年度	1,112	222	8	25	45

※1：事業の内容に応じて資産を時価で評価した場合に債務超過となる法人

※2：土地開発公社のうち、債務保証等の対象となっている保有期間が5年以上の土地の簿価総額が、当該地方公共団体の標準財政規模の10%以上の公社

※3：当該地方公共団体の標準財政規模に対する損失補償、債務保証及び短期貸付金の合計額の割合が実質赤字比率の早期健全化基準相当以上の法人

(損失補償・債務保証付債務残高+短期貸付金)／標準財政規模

実質赤字の早期健全化基準…道府県3.75%(東京都5.47%)、市区町村11.25～15.00%

やまなし産業支援機構	11,082,052	8,578,117	173,800	5,394,937
山梨県農業振興公社	730,550	670,043	451,500	0
山梨県道路公社	6,332,747	4,594,515	612,500	652,391
山梨県住宅供給公社	7,697,855	8,419,434	10,000	0
富士吉田市土地開発公社	1,217,220	1,074,461	20,000	1,074,461
都留市土地開発公社	1,133,928	466,000	5,000	0
山梨市フルーツパーク	216,620	55,897	24,000	0
韮崎市土地開発公社	329,979	58,206	5,000	58,206
南アルプスプロデュース	0	0	30,000	550,000
源(小菅村)	46,268	50,326	9,900	0

(3) 生活保護費等について

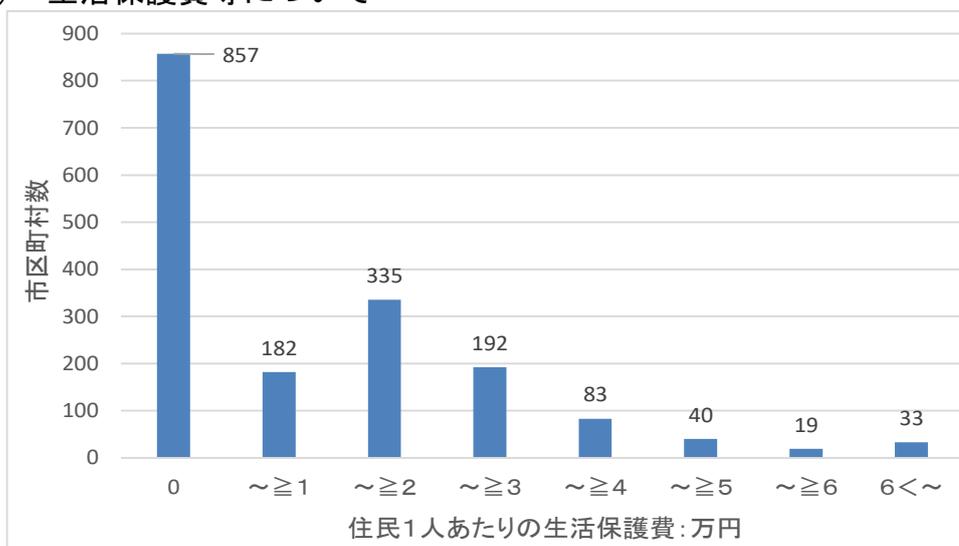


図-9 住民基本台帳掲載人口(日本人)1人当たりの生活保護費の分布(令和2年度)

【数値の出所は、総務省、令和2年度市区町村別決算状況調】

(全国1,741市区町村のうち、給付しているのは884市区町村、ゼロが857町村)

(生活保護費の総額は3兆6,620億円(平成27年度は3兆8,121億円))

表-16 住民基本台帳掲載人口(日本人)1人当たりの生活保護費 上位50市区町村

市区町村名 令和2年度	生活保護費 万円/人	順位	市区町村名 令和2年度	生活保護費 万円/人	順位
大阪市	10.9	1	東京都墨田区	6.4	26
東京都台東区	10.8	2	北海道三笠市	6.3	27
鹿児島県奄美市	10.5	3	東京都葛飾区	6.2	28
福岡県田川市	10.5	4	北海道旭川市	6.2	29
高知県室戸市	9.8	5	福岡県宮若市	6.1	30
大阪府門真市	9.4	6	高知県高知市	6.1	31
福岡県嘉麻市	9.4	7	東京都江戸川区	6.1	32
北海道函館市	8.3	8	北海道夕張市	6.0	33
北海道釧路市	7.9	9	東京都豊島区	6.0	34
東京都新宿区	7.8	10	東京都北区	6.0	35
沖縄県那覇市	7.6	11	大阪府堺市	5.8	36
大阪府守口市	7.4	12	北海道苫小牧市	5.7	37
北海道歌志内市	7.4	13	大阪府寝屋川市	5.7	38
兵庫県尼崎市	7.3	14	大阪府岸和田市	5.7	39

福岡県飯塚市	7.3	15	兵庫県神戸市	5.6	40
東京都足立区	7.2	16	京都府京都市	5.5	41
北海道小樽市	7.0	17	東京都清瀬市	5.5	42
大阪府東大阪市	6.8	18	大阪府八尾市	5.5	43
北海道札幌市	6.8	19	東京都立川市	5.5	44
東京都荒川区	6.8	20	北海道赤平市	5.4	45
東京都板橋区	6.8	21	福岡県直方市	5.4	46
北海道室蘭市	6.7	22	大阪府松原市	5.3	47
沖縄県沖縄市	6.7	23	東京都中野区	5.3	48
福岡県大牟田市	6.6	24	福岡県福岡市	5.2	49
大分県別府市	6.5	25	長崎県対馬市	5.2	50

【数値の出所は、総務省、令和2年度市町村別決算状況調】
表-17 各市町村における生活保護費(令和2年度)

令和2年度	住民基本台帳人口 A	生活保護費 百万円 B	B/A 万円/人	R02年度		B/A 万円/人		
				H28	H22			
甲府市	181,561	5,362	3.0	2.7	2.2	甲府市	3.0	1
富士吉田市	47,577	588	1.2	1.0	0.7	笛吹市	2.1	2
都留市	29,285	359	1.2	1.2	0.9	大月市	1.7	3
山梨市	34,031	419	1.2	1.4	1.3	甲斐市	1.6	4
大月市	22,945	381	1.7	1.3	1.2	甲州市	1.4	5
韮崎市	28,348	362	1.3	1.1	0.9	上野原市	1.3	6
南アルプス市	70,273	710	1.0	0.9	0.7	韮崎市	1.3	7
北杜市	45,863	335	0.7	0.8	0.6	富士吉田市	1.2	8
甲斐市	74,866	1,175	1.6	1.4	0.8	山梨市	1.2	9
笛吹市	67,451	1,415	2.1	1.8	1.5	都留市	1.2	10
上野原市	22,284	292	1.3	1.2	0.9	中央市	1.1	11
甲州市	30,543	440	1.4	1.7	1.4	南アルプス市	1.0	12
中央市	29,077	313	1.1	1.3	0.5	市	0.7	13
市川三郷町	15,220	0	0.0	0.0	0.0	北杜市	0.0	14
早川町	993	0	0.0	0.0	0.0	市川三郷町	0.0	15
身延町	10,951	0	0.0	0.0	0.0	早川町	0.0	16
南部町	7,377	0	0.0	0.0	0.0	身延町	0.0	17
富士川町	14,532	0	0.0	0.0	0.0	南部町	0.0	18
昭和町	19,913	0	0.0	0.0	0.0	富士川町	0.0	19
道志村	1,624	0	0.0	0.0	0.0	昭和町	0.0	20
西桂町	4,165	0	0.0	0.0	0.0	道志村	0.0	21
忍野村	9,371	0	0.0	0.0	0.0	西桂町	0.0	22
山中湖村	5,594	0	0.0	0.0	0.0	忍野村	0.0	23
鳴沢村	3,101	0	0.0	0.0	0.0	山中湖村	0.0	24
富士村	26,193	0	0.0	0.0	0.0	鳴沢村	0.0	25
小菅村	697	0	0.0	0.0	0.0	富士河口湖町	0.0	26
丹波山村	543	0	0.0	0.0	0.0	小菅村	0.0	27
				1.4	1.1	丹波山村		
27市町村	804,378	12,153	1.5			27市町村	1.5	
H28年度	844,717	11,806	1.4	住民基本台帳人口は日本人のみの値。				
H22年度	860,559	9,286	1.1					

数値の出所は、市町村別決算状況調(総務省)

注1) 生活保護費の負担は国が4分の3で、自治体が4分の1。

注2) 令和4年7月末現在、全国の被保護世帯総数は1,642,399世帯(被保護実人員は2,02

3,635人)、その内、高齢者世帯が910,730世帯(55.5%)、障害者世帯が213,619世帯(13.0%)、傷病者世帯が191,238世帯(11.6%)、母子世帯が67,399世帯(4.1%)、その他の世帯が251,395世帯(15.3%)である。

【出典：厚生労働省、令和4年10月5日付け資料「生活保護の被保護者調査(令和4年7月概数)」】

高齢者世帯：男女とも65歳以上の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。

母子世帯：死別、離別、生死不明及び未婚等により、現に配偶者がいない65歳未満の女子と18歳未満のその子(養子を含む。)のみで構成されている世帯をいう。

障害者世帯：世帯主が障害者加算を受けているか、身体障害、知的障害等の心身上の障害のために働けない者である障害者世帯をいう。

その他の世帯：上記のいずれにも該当しない世帯をいう。

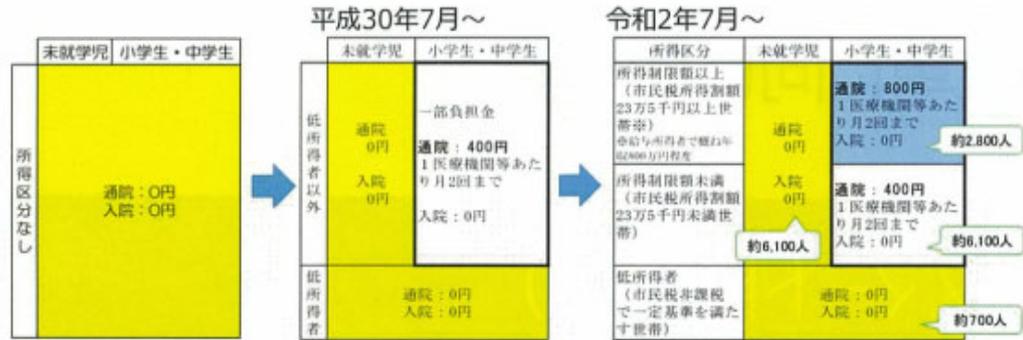
表-18 市町村別、住民(日本人)1人当たりの老人福祉費、児童福祉費など 千円/人

住民1人当たりの 下水道会計操出費 令和2年度		住民1人当たりの 学校給食費 令和2年度		住民1人当たりの 老人福祉費 令和2年度		住民1人当たりの 児童福祉費 令和2年度		
丹波山村	237.6	1	早川町	18.8	早川町	170.6	昭和町	98.9
小菅村	170.5	2	丹波山村	17.8	身延町	73.9	甲斐市	81.5
山中湖村	63.9	3	小菅村	15.9	丹波山村	73.4	鳴沢村	73.8
北杜市	46.3	4	富士吉田市	13.0	小菅村	70.6	笛吹市	73.8
道志村	39.6	5	道志村	13.0	南部町	60.4	甲府市	71.4
市川三郷町	35.2	6	忍野村	11.8	市川三郷町	48.4	全国平均	70.9
身延町	27.6	7	富士川町	11.7	山梨市	44.5	都留市	68.7
甲州市	26.3	8	韮崎市	11.1	道志村	42.3	南アルプス市	68.3
西桂町	25.1	9	中央市	11.0	大月市	39.6	市	66.9
富士川町	23.0	10	甲州市	11.0	富士川町	39.4	甲州市	66.9
笛吹市	21.2	11	昭和町	10.8	鳴沢村	38.4	27市町村	66.4
27市町村	20.3	12	北杜市	10.1	甲府市	37.4	中央市	64.3
忍野村	19.9	13	山梨市	10.0	西桂町	36.9	富士吉田市	62.2
中央市	19.7	14	山中湖村	9.6	甲州市	35.6	北杜市	61.2
都留市	19.4	15	西桂町	9.5	笛吹市	34.9	丹波山村	60.7
昭和町	18.9	16	市川三郷町	9.5	上野原市	33.8	山梨市	58.7
韮崎市	18.1	17	南アルプス市	9.1	全国平均	33.2	忍野村	58.5
甲府市	17.6	18	市	8.3	27市町村	33.0	富士河口湖町	57.3
上野原市	17.1	19	27市町村	8.2	北杜市	30.1	町	57.0
南アルプス市	16.9	20	笛吹市	8.1	韮崎市	29.3	西桂町	55.9
市	15.5	21	南部町	7.6	南アルプス市	27.9	市川三郷町	55.6
甲斐市	15.5	22	上野原市	7.5	市	27.8	富士川町	52.6
富士河口湖町	15.2	23	甲斐市	7.3	富士吉田市	27.6	韮崎市	51.1
町	15.1	24	身延町	7.1	都留市	26.6	身延町	50.2
山梨市	13.0	25	富士河口湖町	6.8	山中湖村	24.9	小菅村	47.1
大月市	12.3	26	町	6.6	中央市	24.7	山中湖村	43.7
富士吉田市	3.7	27	全国平均	6.3	富士河口湖町	21.9	道志村	40.2
全国平均	0.0	28	大月市	5.7	町	21.0	大月市	39.7
早川町	0.0	29	鳴沢村	5.0	昭和町	19.3	早川町	36.8
南部町			都留市		甲斐市		上野原市	
鳴沢村			甲府市		忍野村		南部町	

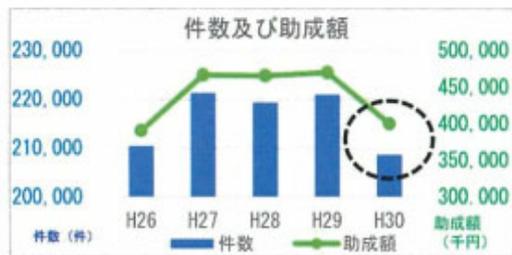
全国平均とは、東京23区を除く1,718市町村での値

平成19年度	: 13.7	5.4	20.9	35.7
27年度	: 13.1	6.1	28.5	56.5
29年度	: 12.8	6.4	30.2	61.5

◆ 兵庫県三田市（子ども医療費助成の見直し）



(出所) 三田市「こども医療費助成制度の改正後の取組等について」等をもとに作成



平成 27 年度に実施した中学生通院無償化により、助成額は 4 億 7 千万円規模となっていたが、平成 30 年度からの一部負担金導入により、助成額は 4 億円規模に戻り、件数ともに平成 26 年度の水準に近い数値となっている。

(出所) 三田市「こども医療費助成制度の改正後の取組等について」

＜森 三田市長の市議会答弁＞
(平成29年3月8日)

今後の市財政状況の見通しにつきましては、…厳しい財政状況が続いていくものと見込んでおります。…医療費の無償化は、過剰な受診を招き、子育て支援医療費助成の更なる増大につながることも懸念されます。…こうした状況を踏まえ、将来に負担を先送りすることなく、制度の持続性を維持、継続できる仕組みに再構築するとともに、…集中と選択による効率的かつ効果的な事業を図っていく必要があると考えております。

【出典：財務省、令和3年4月21日 開催の財政制度分科会配付資料、地方財政】

【出典：厚生労働省、令和4年9月16日付け報道発表資料「令和3年度「乳幼児等に係る医療費の援助についての調査」結果について」】

結果のポイント

- ① すべての都道府県及び市区町村が乳幼児等に係る医療費の援助を実施していた。
- ② 都道府県では、通院、入院ともに就学前までの児童が最も多く、市区町村では、通院が15歳年度末(中学生まで)、入院が18歳年度末(高校生まで)が最も多かった。

表-19 市区町村における乳幼児等医療費援助の実施状況(令和3年4月1日現在)

	対象年齢		所得制限		一部自己負担	
	通院	入院	通院	入院	通院	入院

甲府市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
富士吉田市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
都留市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
山梨市	15歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
大月市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
韮崎市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
南アルプス市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
北杜市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
甲斐市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
笛吹市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
上野原市	15歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
甲州市	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
中央市	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
市川三郷町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
早川町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
身延町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
南部町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
富士川町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
昭和町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
道志村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
西桂町	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
忍野村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
山中湖村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
鳴沢村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
富士河口湖町	15歳年度末	15歳年度末	—	—	—	—
小菅村	18歳年度末	18歳年度末	—	—	—	—
丹波山村						
山梨県	5歳年度末	就学前	—	—	—	—

【数値等の出典は、厚生労働省子ども家庭局母子保健課、令和3年度「乳幼児等に係る医療費の援助についての調査」の結果について、令和4年9月16日付け】

(4) 市町村別合併算定替による普通交付税について

- 平成26年2月28日付け朝日新聞に「合併促進剤の副作用 減る交付税 自治体圧迫」との見出しで、次のような記事が掲載されています。

市町村合併の「副作用」に苦しむ自治体が4月以降急増する。地方「自治」のはずなのに、最後は国頼みの構図から抜け出せない。「このままでは第二の『夕張』になる。命がけでこなししていくしかない」。2004年、1市9町村という全国有数の合併を成し遂げた新潟県佐渡島の佐渡市。市が昨年12月に見直した財政計画「佐渡市将来ビジョン」を前に、合併にも関わった近藤和義市議(60)はため息をつく。ビジョンによると13年度から19年度までに予算規模は523億円が3分の2に、公共事業費は170億円が3分の1にまで縮小

する。試算の背景には4月以降、国からの仕送り削減という「合併促進剤」の副作用が本格的に出始めることがある。

市町村は合併すると役所や議会が減り、国からの「仕送り」にあたる交付税も減る。だが、国は「平成の大合併」推進のため、合併から10年間、旧市町村が受け取っていた交付税の合計額を維持する「特例」を設けた。ただ、11年目以降は5年かけて減額されるため、佐渡市では14年度から減額が始まり、19年度には13年度比で約80億円もの収入減が見込まれる。特例が切れ始めた自治体は13年度まで8だが、佐渡市のように14年度からの自治体は24に増え、15年は215、16年度には337と急増する。

合併の「アメ」として国が制度化した「借金」も、これに追い打ちをかける。佐渡市の中心部から車で南に約1時間。山間の羽茂地区では中学校校舎の建設が進む。合併推進のため、自治体の借金の返済分を7割まで国が負担する「合併特例債」を使った建て替えだ。市では特例債を総額246億円使ったが、単純計算で返す特例債の残高は約70億円余りに上る。一方で合併による行政の効率化はなかなか進まない。佐渡市は人件費削減などを進めるが、面積が広いこともあり、12年4月現在で職員数は1,333人。同じ人口規模の自治体の平均職員数は884人だ。各旧町村にあった支所や図書館の統廃合は住民の猛反対で頓挫した。甲斐元也市長は「消防などどうしても切れない経費がかさむ。今のままでは交付税が減らされていけば、全国どの自治体もつぶれかねない」と話す。

- こんな自治体の不安を具体化したのが、兵庫県の丹波山地に囲まれた篠山市だ。全国の自治体職員から二つの意味で「篠山詣で」といわれ、視察が押し寄せた。かつては成功例として、今は挫折から再生としてだ。酒井隆明市長は「合併ですべてが良くなるなんて嘘ばかり。国は夢を与えすぎ」と語る。同市は99年4月、平成の大合併では初の4町村合併を実現。将来の人口増を見込み、合併特例債で144億円を借金し、輸入れんが造りの図書館や温水プール付き運動公園など「ハコモノ」を次々に建てた。当時は「バラ色の合併」として視察が相次いだ。ところが、人口はピークの4万8千人から減る一方で交付税の特例もまもなく切れる。03年度には、市の借金は年間予算の2倍強にあたる1,136億円に。職員を700人から450人にまで減らし、給与も10%をカット。五つある支所も窓口業務のみにし、常駐の正職員が1人というところもある。どん底から立ち直ろうとするノウハウを知りたいとの視察が絶えない。

「合併促進剤」を飲んだ自治体には危機感が募る。合併市の半数を超える241市は昨年10月、連絡協議会を設立。交付税の特例存続を求め、自民党国会議員や総務省に働きかけた。国会議員も来春の統一地方選もにらみ、呼応した。・・・中略・・・

神野直彦・東大名誉教授(財政学)は「交付税制度は、国の政策誘導や補助金の地方負担分の穴埋めなど、複雑。分かりやすい再配分に徹するべきだ」と指摘する。その一方で、自治体は自治体で身の丈に合った最低限のサービスとは何かを住民と徹底的に考え直し、支出にメリハリをつけなければ、地方が国に頼る構図はいつまでも変わらない。

- 平成31年4月17日付け日本経済新聞に「衰える地方 色あせた平成の分権 自治体借金200兆円に膨張」との見出しで、次のような記事が掲載されています。

・・・略・・・人口減が一段と進む令和の時代に必要なのは、次世代に借金のツケ回しをせずに行政サービスを維持する「賢く縮む行政」だ。・・・略・・・

「お金を払うので引き取ってください」。埼玉県深谷市は18年12月、廃校の体育館と土

地を「マイナス入札」にかけた。公共財産である土地などの払い下げは民間から対価を受け取るのが普通だ。ところが同市はお金を払って引き取り手を探す逆転の行政に出た。

落札した市内の男性は土地と施設に加え、落札額の795万円を受け取る。市は施設の管理業務をなくせるだけでなく貴重な土地を遊ばせずに有効利用することで今後10年間で固定資産税など1,700万円の税収を期待できる。深谷市は新1万円札の肖像になる渋沢栄一氏の生地。日本の産業を育てた実業家を生んだ地の改革の一步は一つのヒントになる。

- 平成の約30年間、地方の改革はなぜ失敗したのか。令和の時代の地方自治は何が必要か。関係者や識者に聞く。

兵庫県篠山市長：酒井隆明氏(2007年から現職で64歳)

合併は必要だったと今でも思う。(兵庫県篠山市になった)旧4町は同じ郡で、エリアとしてまとまりがある。一つになって行政を進めるのは効率的だし、よい街づくりができる。しかし合併すると、今までできなかったことがみんなできるとバラ色の夢を抱いてしまった。特例債もあり、間違った認識があった。合併したら有利に大きな事業ができるんだと錯覚した。・・・略・・・(2007年に)市長に就任した当時、財政難の状況が明らかにされていなかった。ただ新聞では財政が厳しく借金が多いと報道されていた。ありのままの情報公開と住民参画を公約に掲げた。

まず市民会議をつくって市民から提案してもらった。このままでは毎年15億円くらい足りなくなるから、行政も市民もみんなが負担を分かち合うという結論になった。それに基づいて市が再生計画を立てた。職員給与の1割削減や施設の休館などを決めた。

再生計画は毎年の収支のバランスをとるのが目標で今年度末にはほぼ達成できる見込みだ。しかしこれからも財政が厳しいのは間違いない。今でも(借金返済額の多さを示す)実質公債費比率は県内で1、2の高さだ。

どうしても国からの交付税に頼っているが、国も1千兆円超の借金がある。いつまでも国がお金を出してくれるとは限らない。今の安倍政権は積極的だが、これから先も続くとは思えない。やはり大きなハード事業は歯止めをかけておく必要がある。1億円以上の投資事業は再生計画推進委員会という市民の会のOKをもらわないとできない仕組みにした。どうしても選挙で選ばれる市長や議員は甘くなる。

表-20 市町村別合併算定替による普通交付税の増加額の推計

	令和2年度						合併算定替 増加額	
	交付 基準額	普 通 交付税	合併算 定替増 加額	割増率	経 常 一般財 源		平成26 年 度	平成28 年 度
	A	B	B-A C	C/A	D	C/D	平 成 26 年 度	平 成 28 年 度
	百万円	百万円	百万円	%	百万円	%	百万円	百万円
甲府市	8,444	8,571	127	1.5	43,705	0.3	669	419
山梨市	5,258	5,270	12	0.2	11,074	0.1	1,021	414
南アルプス 市	8,426	8,427	1	0.0	20,176	0.0	2,501	922
市	9,536	9,549	14	0.1	19,598	0.1	3,879	1,894

北杜市	5,107	5,102	0	0.0	16,674	0.0	1,279	633
甲斐市	7,735	7,721	0	0.0	19,074	0.0	3,379	1,596
笛吹市	3,133	3,131	0	0.0	7,499	0.0	364	158
上野原市	4,877	4,946	69	1.4	10,736	0.6	890	474
甲州市	2,092	2,212	119	5.7	8,202	1.5	1,014	598
中央市	3,478	3,536	59	1.7	5,968	1.0	880	486
市川三郷町	3,771	3,769	0	0.0	6,099	0.0	940	409
身延町	2,540	2,538	0	0.0	4,096	0.0	306	77
南部町	2,796	2,769	0	0.0	5,123	0.0	466	218
富士川町 富士河口湖町	2,239	2,200	0	0.0	7,837	0.0	828	366
14市町	69,431	69,739	400	0.6	185,862	0.2	18,416	8,664

注) 交付基準額は基準財政需要額と基準財政収入額の差

【数値の出所は市町村別決算状況調、総務省】

【市町村合併の年月日】

(南部町：H15. 3. 1)、(南アルプス市：H15. 4. 1)、
 (富士河口湖町：H15.11.15& H18. 3. 1)、(甲斐市：H16. 9. 1)、
 (身延町：H16. 9.13)、(笛吹市：H16.10.12& H18. 8. 1)
 (北杜市：H16.11. 1& H18. 3.15)、(上野原市：H17. 2.13)
 (山梨市：H17. 3.22)、(市川三郷町：H17.10. 1)、(甲州市：H17.11. 1)
 (中央市：H18. 2.20)、(甲府市：H18. 3. 1)、(富士川町：H22. 3. 8)

14市町の合計額は、平成25年度が21,450百万円、27年度が13,645百万円
 29年度が 5,702百万円、30年度が 3,841百万円
 令和元年度が 1,628百万円

【算出方法：(株)日本政策投資銀行地域企画部、平成25年11月、「合併市町村が直面する
 財政上の課題】

決算カードの「普通交付税決算額」と「基準財政需要額と基準財政収入額の差額(一本算定による普通交付税額)」を比較し、「普通交付税決算額」が「基準財政需要額と基準財政収入額の差額」を上回った額を合併算定替による普通交付税の増加額とした。したがって、推計値には臨時財政対策債振替分を含んでいない。また、決算カードの基準財政需要額と基準財政収入額は錯誤額を除いた額であるため、実際の合併算定替による普通交付税の増加額とは一致しない場合がある。なお、經常一般財源の額として、決算カードの「經常一般財源等」の合計額を使用した。

○ 小西砂千夫氏は「地方財政の知恵袋(平成30年9月5日発行、ぎょうせい)」で、市町村の姿の変化に応じた算定について、次のように述べています。

市町村合併をした団体には、財政優遇措置として算定替えの特例があります。その特例期間が終わると、今度は、市町村の姿の変化に対応した算定が導入されました。それらにはどのような意味があるのでしょうか。

そもそも普通交付税の基準財政需要額は、その団体の態様に応じて財政需要を中立的あるいは客観的に算定することが基本となる考え方です。財政需要には、一種の規模の経済性が働くものがあるので、市町村合併で、市町村の人口規模が大きくなると、それ

をひとつ市町村として算定すれば、結果的に、人口あたりの基準財政需要額は小さくなるので、普通交付税の交付額は減額されます。合併すると交付税は減って損ではないとなる気持ちは分かるが、財政需要を中立的あるいは客観的に算定するというのは考え方の基本です。その点は動かし難いものがあります。

それでは、合併市町村での**算定替えの特例とは何か**。市町村合併をしても、一つ市町村として機能するには、さまざまな**移行コスト**がかかります。さりとて、移行コストを客観的に見積もることも難しい。そこで、合併してすぐに普通交付税を一本算定にせず、旧市町村ごとに基準財政需要額を算定してそれと基準財政収入額の差額を基盤として普通交付税を交付する(正確には一本算定と比較して多くなる額を交付する)というのが合併算定替えの特例です。**従前は特例期間を5年**としてきました。それを平成の合併では**10年間**としました。5年だと合併の障害除去の程度ですが、10年だと優遇という感じが出ます。それでも10年が経過すれば、5年間の経過期間を経て、普通交付税は一本算定に向けた減額が始まります。平成の合併を行った団体からは、減額を緩和してほしいとの声が上がりました。とはいえ、地方交付税の考え方の趣旨を変えるようなことはできません。一方、平成の合併は大規模なものでしたから、面積が広がって、人口密度の小さな市町村が誕生しました。そうした市町村の姿の変化に対応して、客観的に算定することは、地方交付税の算定の趣旨にあうものとして妥当です。**市町村の算定の基本となる標準団体の人口は10万人のままですが、面積は広く設定**され直しました。結果的に、合併団体では、一本算定によって減額されたはずの額の一部が回復した面はありますが、算定の方法の見直しですので、非合併団体にも効果は一部及んでいます。

算定の見直しの代表的なものは、平成26年度から実施されたい支所に着目した財政需要の捕捉です。その役割は、「住民サービスの維持・向上、コミュニティの維持管理やい災害対応等に重要な役割を果たしている」として重要だという認識に基づくものです。また、平成27年度から開始されたのが、**消防費と清掃費**について、標準団体の面積の見直しに伴う単位費用の見直しと、人口密度等による需要の割増しです。離島についてはそれに係る増嵩経費の見直しを行っています。それらの見直しの影響額は、**合併算定替えの終了によって一本算定との差額として生じる額の7割程度**であると見積もられています。

(5) 平成21年度から令和元年度における市町村民税(個人分)の推移

2009(平成21)年度から2019(令和元)年度における市町村民税(個人分)の推移

- 令和3年7月3日付け日本経済新聞に「原石磨き住民税増やす、8町村、人口減でも30位以内」との見出しで、次のような記事が掲載されています。

産業が空洞化する地方で住民からの税収を増やした自治体がある。住んでいる市区町村に納められる個人住民税のデータを分析すると、農業や水産で街をあげた工夫が実った自治体が目立つ。人口が都市へ偏る中で、住民の稼ぎを増やせば自治体の財源も潤い、地域の活力は高まる。

個人住民税(市町村民税個人分)は一人ひとりの所得に応じて決まる。この**税金が増えたのは人口1人当たり所得か人口の増加**を意味する。総務省の決算状況調べで全国1,741市区町村の2019年度の個人住民税収を09年度と比べ、増減率をランキングした。国内全体の個人住民税収は景気が回復してこの間に**13%伸びた**。これを上回る自治体は善戦だ。市区町村別にみると、それぞれの努力がある。上位30位の内、8町村では19年の日本人の人口が09年を下回った。

2位の**北海道猿払村**は人口が10年間で8%減った一方、住民税収は99%増だ。起爆剤はホタテだ。1970年代から村主導でオホーツク海沿岸に稚貝を放流、漁場を整備してきた。天敵のヒトデの駆除に力を入れ近年は天然ホタテも育ち水揚げが安定する。10年代半ばに他の産地を直撃した悪天候の影響も避けて値が上がり、輸出増加の恩恵を受けた。北海道のホタテ輸出額は中国を中心に18年まで10年間で10倍以上になった。新型コロナウイルス禍の前は、猿払のホタテの約5割が海外に出荷されたという。

漁師らが預ける漁協の貯金残高はこの期間に70億円増えて200億円を突破。1人当たりの個人住民税収額でも全国7位に入り、東京都以外では最高だ。税金伸び率が10位だった近くの**北海道枝幸町**もホタテの

6位の**長野県川上村**はレタスと白菜の収穫が伸びた。作付面積を広げ、温暖化を受けて暑さに強い品種に切替を進めたうえ、栽培できる期間が伸びて「二毛作の農家も増えた」(産業建設課農林係)という。

全国では**生産年齢人口(15~64歳)の減少を抑えた自治体ほど、住民の所得が増える傾向**がある。

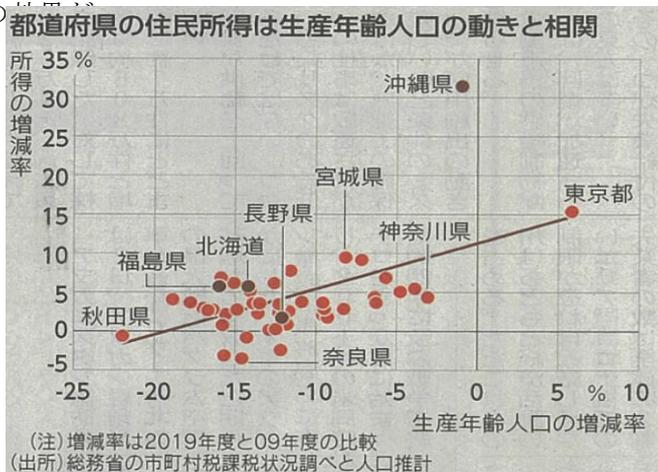
都道府県別に市区町村を合計すると、沖縄県の生産年齢の人口増加率は東京都に次ぐ2位(1%減)で、所得の増加率はトップ(31%増)だ。なかでも**中城村**は税金伸び率で全国4位に入った。サトウキビ畑が広がっていた丘に村が25年前から90haの住宅地を造成。海が見え那覇市に車で30分以内の好条件で「公務員や大企業の社員が移り住む、住民税収を押し上げている」(地元の不動産鑑定士)。医療費助成を広げ、第3子以降の保育も無償化。地元の小学校は13年の開校以来、2回増築した。

1位の**沖縄県与那国町**は16年に自衛隊駐屯地を誘致した。隊員と家族が移住して人口は1年で1割強増え「隊員は以前からの町民より所得水準も高い」(総務課)

住民税収が増えれば住民サービスに還元しやすくなる。猿払村は高校生のバス通学費

順位	自治体名	税金の増加率	人口の増減率	税金増の理由
1	沖縄県与那国町	152%	9%	自衛隊駐屯地を誘致
2	北海道猿払村	99	▲8	ホタテ漁の収入増
3	福島県葛尾村	94	▲12	原発事故で農家が村外に出稼ぎ
4	沖縄県中城村	93	24	区画整理で転入者増
5	長野県軽井沢町	89	5	特定個人の譲渡所得増
6	長野県川上村	73	▲13	レタス・白菜生産の収入増
7	北海道二セコ町	72	3	地価上昇で不動産譲渡所得が増加
8	沖縄県八重瀬町	72	15	区画整理で転入者増
9	沖縄県与那原町	68	25	宅地造成で転入者増
10	北海道枝幸町	66	▲14	ホタテ漁の収入増

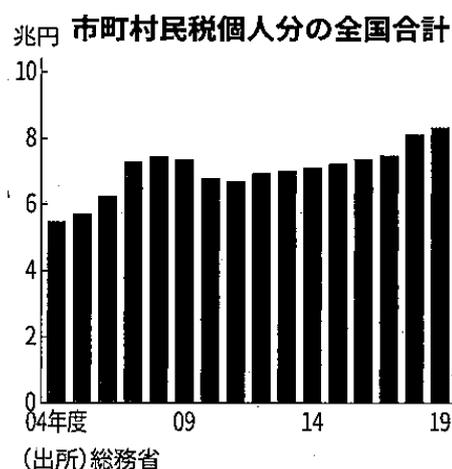
(注)住民税収は19年度と09年度。人口は19年と09年で日本人ベース。
▲はマイナス。7、8位は小数点以下で順位付け



用の8割を助成している。与那国町は小中学校の給食を無料にした。若者や子育て世代を手厚く支えれば、地域の活力アップという好循環が生まれやすい。20年以降は新型コロナ禍で農産物や海産物の売り上げが減り各地とも苦戦も目立つ。ただ少子高齢化は待ったなし。各地の特色を活かした工夫が必要なことに変わりない。

個人住民税とは、個人が住んでいる自治体に納める地方税。都道府県と市町村に納税する仕組みで、1人当たり計5千円を納める「均等割」と、所得に10%の税率がかかる「所得割」に分かれている。自治体による住民サービスに使われる。国に納める所得税とは別だ。

個人住民税のうち市町村民税個人分の全国合計をみると、2019年度税込額は8.3兆円と09年度から約1兆円増えた。この間の景気回復が押し上げており、市町村税収の約3分の1を占めている。前年の所得に対して課税されるためリーマン・ショックの影響は10年度以降に強く表れていた。自治体にとっては人口や1人当たりの所得が増えるほど税収が増えるため、**地域活性化の指標**にもなっている。



10%の標準税率は国が定めているが、自治体が独自に条例を定めれば税率を上げたり下げたりできる。例えば名古屋市は12年度から市民税の所得割の税率を0.3%分、均等割を年200円分、それぞれ引き下げた。可処分所得を増やして経済を活性化する狙いという。しかし自治体にとっては税収が減るリスクがあり、全国には広がっていない。

令和元年度の地方財政の状況(出典：総務省の令和3年版地方財政白書)

市町村税の収入額は22兆8,678億円で、前年度と比べると、2.0%増(前年度4.3%増)となっている。

市町村税収入額の税目別内訳は、市町村民税が10兆7,203億円で市町村税総額の46.9%(前年度47.0%)と最も大きな割合を占め、次いで固定資産税が9兆2,860億円で40.6%(同40.5%)となっており、これら二税で市町村税総額の87.5%(同87.5%)を占めている。各税目の収入額を前年度と比べると、普通税(21兆1,338億円)は2.0%増(前年度4.5%増)となっている。普通税のうち、市町村民税については、個人分(8兆3,251億円)が2.7%増(前年度8.5%増)、法人分(2兆3,952億円)が1.3%減(同9.1%増)となっており、市町村民税全体(10兆7,203億円)では1.8%増(同8.6%増)となっている。また、固定資産税(9兆2,860億円)は2.2%増(同0.6%増)となっている。

目的税(1兆7,340億円)は2.3%増(前年度1.4%増)となっている。目的税のうち、都市計画税(1兆3,177億円)は2.0%増(前年度1.2%増)、事業所税(3,867億円)は2.2%増

(同1.9%増)となっている。

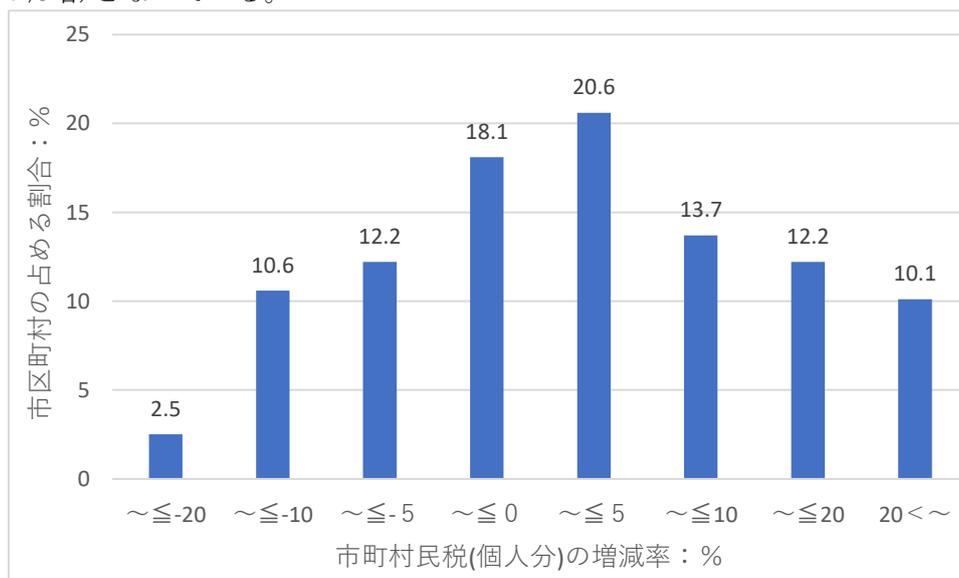


図-10 2009年度から2019年度における市町村民税(個人分)の増減率の分布
 福島県の浪江町(-55.0%)と双葉町(-64.3%)を除く1,739市区町村
 奈良県東吉野村(-38.4%(69,328→42,714千円)：年平均だと-4.7%)～
 沖縄県与那国町(151.9%(42,940→108,154千円)：年平均だと9.7%)
 増減率が0.000%は群馬県高山村のみ、加重平均は13.3(年平均だと1.3)%
 増加自治体数は985(56.6%)、減少自治体は753(43.3%)

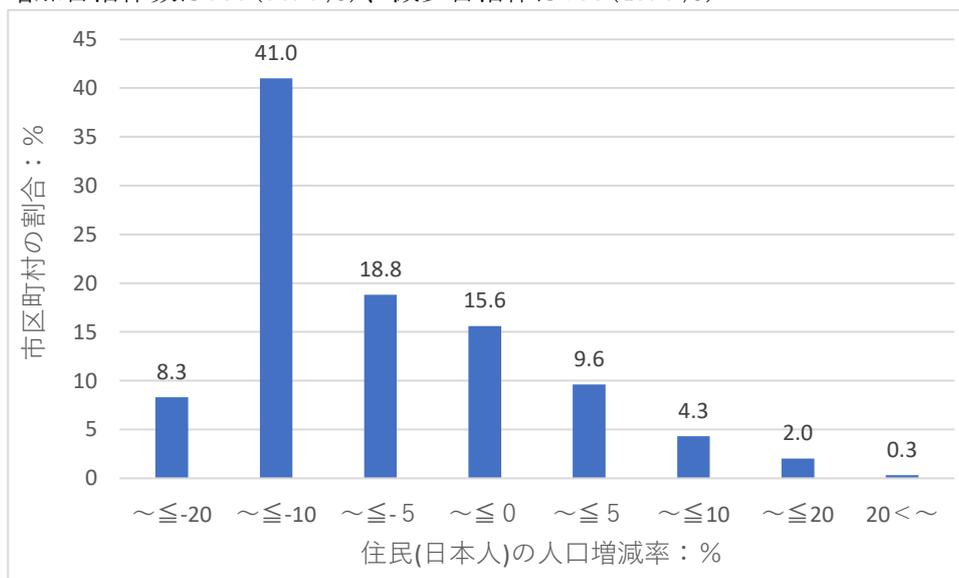


図-11 2009年度から2019年度における市区町村の人口増減率(日本人)の分布
 宮城県女川町(-39.5%(10,232→6,189人)：年平均だと-4.9%)～
 東京都中央区(39.0%(115,008→159,887人)：年平均だと3.3%)
 増減率が0.000%はなし、加重平均は-2.2(年平均-0.2)%
 増加自治体数は284(16.3%)、減少自治体は1,457(83.7%)

表-21 住民と市町村民税(個人分)の増減率

降順

H21～R01年度における増減率：%		
市区町村名	住民(日本人)	市町村民税(個人分)
甲府市	-5.4	2.4

H21～R01年度における増減率：%		
市区町村名	住民(日本人)	市町村民税(個人分)
忍野村	5.2	62.7

富士吉田市	-8.1	10.5	道志村	-15.6	33.4
都留市	-7.5	2.0	昭和町	16.0	31.0
山梨市	-10.0	3.6	富士河口湖町	1.0	24.5
大月市	-18.7	-17.4	山中湖村	-6.0	13.3
韮崎市	-8.5	5.2	鳴沢村	-1.6	12.4
南アルプス市	-3.5	5.6	富士吉田市	-8.1	10.5
北杜市	-6.4	2.6	笛吹市	-4.4	10.2
甲斐市	2.2	7.5	甲斐市	2.2	7.5
笛吹市	-4.4	10.2	中央市	-2.4	7.0
上野原市	-15.9	-14.4	南アルプス市	-3.5	5.6
甲州市	-12.9	-0.5	韮崎市	-8.5	5.2
中央市	-2.4	7.0	西桂町	-10.6	3.8
市川三郷町	-13.0	-8.5	山梨市	-10.0	3.6
早川町	-22.9	-12.8	北杜市	-6.4	2.6
身延町	-26.1	-23.1	甲府市	-5.4	2.4
南部町	-19.6	-20.7	小菅村	-15.8	2.4
富士川町	-12.1	-3.4	都留市	-7.5	2.0
昭和町	16.0	31.0	甲州市	-12.9	-0.5
道志村	-15.6	33.4	富士川町	-12.1	-3.4
西桂町	-10.6	3.8	市川三郷町	-13.0	-8.5
忍野村	5.2	62.7	早川町	-22.9	-12.8
山中湖村	-6.0	13.3	上野原市	-15.9	-14.4
鳴沢村	-1.6	12.4	大月市	-18.7	-17.4
富士河口湖町	1.0	24.5	南部町	-19.6	-20.7
小菅村	-15.8	2.4	身延町	-26.1	-23.1
丹波山村	-23.9	-23.3	丹波山村	-23.9	-23.3

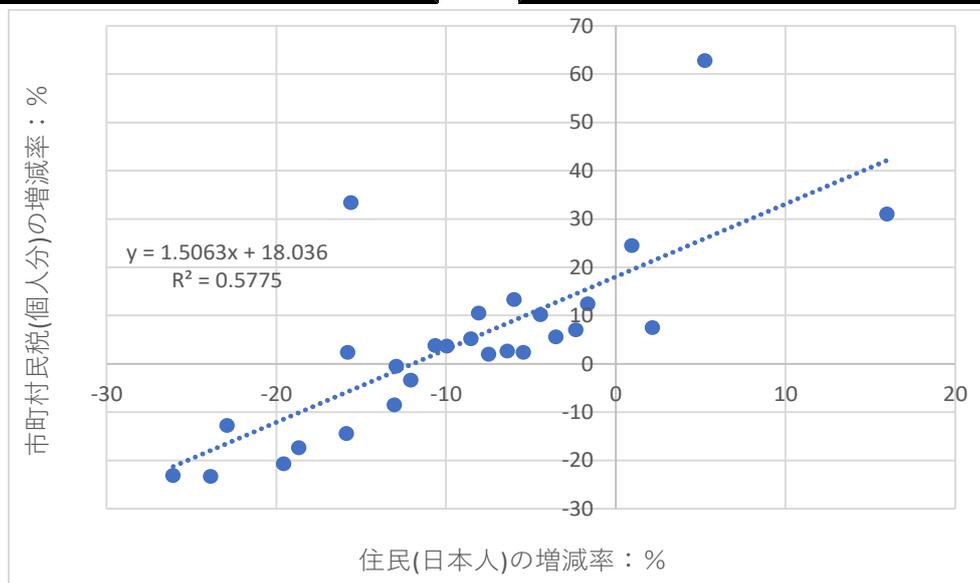


図-12 住民の増減率と市町村民税(個人分)の増減率の関係(山梨県)